

平成30年第4回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 軽 米 智 雅 子

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 平成 30 年 12 月 14 日(金)

開会	4
開議・審査方法	4
○渋谷勲委員（自民・志政会）	4
要望	4
1 陸奥湾における洋上風力発電について	5
答弁 八戸認環境部長	5
要望	5
2 市の施設の自動販売機について	6
答弁 能代谷潤治総務部長	6
要望	7
3 中央卸売市場について	8
答弁 梅田喜次農林水産部長	8
要望・再質疑	9
答弁 農林水産部長	9
要望	9
4 ユーサ浅虫について	10
答弁 百田満経済部理事	10
再質疑	11
答弁 経済部理事	11
意見・要望	11
○村川みどり委員（日本共産党）	13
1 風しんについて	13
答弁 浦田浩美保健部長	13
〃 能代谷潤治総務部長	14
〃 木村文人市民病院事務局長	14
〃 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	14
再質疑	15

答弁 保健部長	15
意見・再質疑	15
答弁 保健部長	16
意見・再質疑	16
答弁 総務部長	16
再質疑	16
答弁 総務部長	16
要望・再質疑	17
答弁 教育委員会事務局教育部長	17
要望	17
2 重度心身障害者医療費受給証と障害者手帳について	17
答弁 相馬政人税務部長	18
再質疑	18
答弁 舘山新福祉部長	18
再質疑	19
答弁 福祉部長	19
要望	20
3 指定管理者制度について	20
答弁 小川徳久企画部長	20
意見・再質疑	20
答弁 企画部長	21
再質疑	21
答弁 企画部長	21
再質疑	21
答弁 企画部長	22
要望・再質疑	22
答弁 企画部長	22
要望	22
4 教育行政について	22
答弁 成田一二三教育長	22
再質疑	23
答弁 教育長	23
再質疑	23
答弁 教育長	23
要望・再質疑	24
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	25
再質疑	25

答弁 教育委員会事務局理事	25
再質疑	25
答弁 教育委員会事務局理事	26
要望・再質疑	26
答弁 教育委員会事務局理事	26
要望	27
○小豆畑緑委員（自由民主党）	27
1 市営バスについて	27
答弁 多田弘仁交通部長	28
要望・再質疑	28
答弁 交通部長	28
要望・再質疑	29
答弁 交通部長	29
要望・再質疑	29
答弁 交通部長	30
要望・再質疑	30
答弁 大櫛寛之都市整備部長	31
意見	32
休憩	33
再開	33
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	33
1 風しん対策について	33
答弁 浦田浩美保健部長	33
再質疑	34
答弁 保健部長	34
再質疑	34
答弁 保健部長	35
再質疑	35
答弁 保健部長	35
再質疑	35
答弁 保健部長	36
意見・再質疑	36
答弁 保健部長	37
要望・再質疑	37
答弁 保健部長	38
要望	38
2 ごみ問題について	39

答弁 八戸認環境部長	39
要望	39
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	40
1 小・中学校への郵便物について	40
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	40
再質疑	40
答弁 教育委員会事務局理事	40
○軽米智雅子委員（公明党）	41
1 市民センター・福祉館のトイレについて	41
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	41
〃 館山新福祉部長	42
再質疑	42
答弁 教育委員会事務局理事	42
〃 福祉部長	43
意見・要望	43
○山脇智委員（日本共産党）	44
1 住宅リフォームに対する市の取組について	44
答弁 大櫛寛之都市整備部長	44
要望	45
○大矢保委員（自由民主党）	45
1 青森北高校へのバス運行について	45
答弁 多田弘仁交通部長	45
意見・要望	46
○奥谷進委員（市民の声あおもり）	46
1 指定管理者制度の地元企業への配慮について	46
答弁 小川徳久企画部長	47
要望	47
2 青森市新田浄化センター包括的運転管理業務委託について	47
答弁 八戸認環境部長	47
意見・再質疑	48
答弁 環境部長	48
意見・再質疑	49
答弁 環境部長	49
要望	49
3 漁港整備について	49
答弁 梅田喜次農林水産部長	50
再質疑	50

答弁 農林水産部長	50
○工藤健委員（市民クラブ）	51
1 市所有の遊休財産について	51
答弁 能代谷潤治総務部長	51
意見・再質疑	51
答弁 総務部長	52
要望	52
2 市営バスについて	52
答弁 多田弘仁交通部長	52
再質疑	52
答弁 交通部長	53
再質疑	53
答弁 交通部長	53
意見・再質疑	53
答弁 交通部長	54
要望・再質疑	54
答弁 交通部長	54
再質疑	54
答弁 交通部長	54
再質疑	55
答弁 交通部長	55
意見・要望・再質疑	55
答弁 交通部長	56
再質疑	56
答弁 交通部長	56
要望・再質疑	56
答弁 交通部長	56
要望・再質疑	57
答弁 交通部長	57
再質疑	58
答弁 交通部長	58
要望	58
3 新青森駅駐車場について	58
答弁 長井道隆都市整備部理事	58
要望	58
休憩	59
再開	59

○山本武朝委員（公明党）	59
1 パワハラに対応について	59
答弁 館山新福祉部長	60
再質疑	60
答弁 能代谷潤治総務部長	61
要望	61
2 JR東日本スタートアッププログラム2018について	62
答弁 堀内隆博経済部長	62
再質疑	63
答弁 百田満経済部理事	63
要望	64
3 ゆきレポあおもりについて	64
答弁 長井道隆都市整備部理事	64
要望・意見・再質疑	64
答弁 都市整備部理事	65
要望	65
○館山善也委員（自民・志政会）	65
要望	65
1 青森市冬期バリアフリー計画について	66
答弁 長井道隆都市整備部理事	66
要望	67
○山本治男委員（自由民主党）	67
1 消防について	67
答弁 蝦名幸悦総務部理事	67
要望	68
2 障がい者支援について	68
答弁 館山新福祉部長	69
要望	70
散会	70
2日目 平成30年12月17日(月)	
開議	71
○中村美津緒委員（市民の声あおもり）	71
1 子どもの遊び場について	71
答弁 館山新福祉部長	71
要望・再質疑	72
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	72
要望	73

2	市民の雪捨て場について	73
	答弁 長井道隆都市整備部理事	73
	再質疑	73
	答弁 都市整備部理事	73
	再質疑	74
	答弁 都市整備部理事	74
	再質疑	74
	答弁 都市整備部理事	74
3	一般廃棄物及び産業廃棄物について	75
	答弁 八戸認環境部長	75
	再質疑	75
	答弁 環境部長	75
4	平成30年青森市議会議員選挙について	75
	答弁 三上正俊選挙管理委員会事務局長	76
	再質疑	76
	答弁 選挙管理委員会事務局長	76
	再質疑	76
	答弁 選挙管理委員会事務局長	76
	再質疑	77
	答弁 選挙管理委員会事務局長	77
	再質疑	77
	答弁 大楯寛之都市整備部長	77
	再質疑	77
	答弁 都市整備部長	77
	再質疑	78
	答弁 都市整備部長	78
	再質疑	78
	答弁 都市整備部長	78
	再質疑	78
	答弁 選挙管理委員会事務局長	79
	再質疑	79
	答弁 選挙管理委員会事務局長	79
	再質疑	79
	答弁 選挙管理委員会事務局長	79
	意見	79
○	竹山美虎委員（市民クラブ）	80
	要望	80

1 小・中学校のエアコン設置について	81
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	81
再質疑	81
答弁 教育委員会事務局理事	81
再質疑	82
答弁 教育委員会事務局理事	82
要望	82
2 保育所等における事故防止推進事業について	82
答弁 舘山新福祉部長	83
再質疑	83
答弁 福祉部長	83
再質疑	83
答弁 福祉部長	84
再質疑	84
答弁 福祉部長	84
要望	84
3 清掃工場運営管理事業について	84
答弁 八戸認環境部長	84
要望	85
4 一般廃棄物最終処分場運営管理事業について	85
答弁 八戸認環境部長	85
要望	85
○赤木長義委員（公明党）	86
1 救命講習について	86
答弁 蝦名幸悦総務部理事	86
再質疑	87
答弁 蝦名総務部理事	87
要望	87
2 市民病院について	87
答弁 木村文人市民病院事務局長	87
再質疑	88
答弁 市民病院事務局長	88
要望	89
3 「A o m o L i n k ～赤坂～」について	89
答弁 堀内隆博経済部長	89
再質疑	89
答弁 経済部長	90

要望	90
4 佃地区の融流雪溝整備事業について	90
答弁 長井道隆都市整備部理事	91
要望	91
5 ヘルプカードについて	91
答弁 舘山新福祉部長	92
要望	93
6 社会教育について	93
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	93
要望	94
7 消費税について	94
答弁 小川徳久企画部長	94
要望	94
○里村誠悦委員（自民・志政会）	95
1 農作物の鳥獣被害対策について	95
答弁 梅田喜次農林水産部長	95
要望・再質疑	96
答弁 農林水産部長	97
要望・意見	97
梅田喜次農林水産部長からの発言の申し出について	98
休憩	98
再開	98
○天内慎也委員（日本共産党）	98
1 青森市浪岡墓園の駐車場について	98
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	98
再質疑	99
答弁 浪岡事務所副所長	99
要望	100
2 五本松児童館について	100
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	100
再質疑	100
答弁 浪岡事務所副所長	101
要望	101
3 農業について	101
答弁 梅田喜次農林水産部長	102
要望・再質疑	103
答弁 農林水産部長	104

意見・再質疑	104
答弁 農林水産部長	104
要望	105
○秋村光男委員（市民クラブ）	105
1 青森操車場跡地の利用計画について	105
答弁 大櫛寛之都市整備部長	105
再質疑	105
答弁 都市整備部長	105
再質疑	106
答弁 都市整備部長	106
意見・再質疑	106
答弁 都市整備部長	107
再質疑	107
答弁 都市整備部長	107
再質疑	108
答弁 都市整備部長	108
再質疑	108
答弁 都市整備部長	108
再質疑	108
答弁 都市整備部長	108
意見・再質疑	109
答弁 都市整備部長	109
2 小・中学校の校舎について	109
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	109
再質疑	110
答弁 教育委員会事務局理事	110
再質疑	110
答弁 教育委員会事務局理事	110
再質疑	110
答弁 教育委員会事務局理事	110
再質疑	111
答弁 教育委員会事務局理事	111
意見	111
○木戸喜美男委員（自民・志政会）	111
1 市営バスについて	111
答弁 多田弘仁交通部長	111
要望・再質疑	112

答弁 交通部長	112
再質疑	112
答弁 交通部長	113
再質疑	113
答弁 交通部長	113
要望	113
2 交通安全について	113
答弁 坪真紀子市民部長	114
要望	114
○藤原浩平委員（日本共産党）	114
1 アリーナへの大型バスルートについて	114
答弁 大櫛寛之都市整備部長	115
再質疑	115
答弁 都市整備部長	116
意見	116
2 除排雪について	116
答弁 長井道隆都市整備部理事	116
再質疑	116
答弁 都市整備部理事	117
再質疑	117
答弁 都市整備部理事	118
要望	118
採決	118
閉会	119

1 開催日時 平成 30 年 12 月 14 日（金曜日）
平成 30 年 12 月 17 日（月曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- 議案第 150 号 平成 30 年度青森市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 151 号 平成 30 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 152 号 平成 30 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 153 号 平成 30 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 154 号 平成 30 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 155 号 平成 30 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 156 号 平成 30 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 157 号 平成 30 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
補正予算（第 2 号）
議案第 158 号 平成 30 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 159 号 平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 160 号 平成 30 年度青森市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 161 号 平成 30 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 175 号 平成 30 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）

○出席委員

委員長 丸野達夫
副委員長 軽米智雅子
委員 奈良祥孝
委員 蛭名和子
委員 舘山善也
委員 山脇智
委員 竹山美虎
委員 山本治男
委員 山本武朝
委員 中村美津緒
委員 木戸喜美男
委員 天内慎也

委員 村川みどり
委員 工藤健
委員 小豆畑緑
委員 里村誠悦
委員 藤原浩平
委員 秋村光男
委員 大矢保
委員 花田明仁
委員 赤木長義
委員 奈良岡隆
委員 奥谷進
委員 渋谷勲

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川覚
代表監査委員 杉田浩
総務部長 能代谷潤治
総務部理事 山谷直大
総務部理事 蝦名幸悦
企画部長 小川徳久
企画部理事 横内修
企画部理事 加藤文男
税務部長 相馬政人
市民部長 坪真紀子
環境部長 八戸認
福祉部長 舘山新
保健部長 浦田浩美

経済部長 堀内隆博
経済部理事 百田満
農林水産部長 梅田喜次
都市整備部長 大櫛寛之
都市整備部理事 長井道隆
浪岡事務所副所長 相馬紳一郎
市民病院事務局長 木村文人
市民病院事務局理事 岸田耕司
会計管理者 鈴木裕司
教育委員会事務局教育部長 工藤裕司
教育委員会事務局理事 佐々木淳
選挙管理委員会事務局長 三上正俊
水道部長 小鹿継仁
交通部長 多田弘仁
交通部理事 赤坂寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤賢剛
議事調査課長 菊池朋康
議事調査課主査 山田達
議事調査課主査 小山隆

議事調査課主査 山内克昌
議事調査課主査 花田昌
議事調査課主事 高木涉

1日目 平成30年12月14日（金曜日）午前10時開会

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第150号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第161号「平成30年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第175号「平成30年度青森市一般会計補正予算」の計13件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第150号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第161号「平成30年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第175号「平成30年度青森市一般会計補正予算」の計13件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12月12日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は21人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明瞭な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第150号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第161号「平成30年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第175号「平成30年度青森市一般会計補正予算」の計13件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大分雪も降って、特に都市整備部長を初め理事者の方、あるいは職員の方も健康には十分気をつけられまして、市民の苦情に対応していただくことを切にお願いしたいな

と思っております。大分苦情の電話は行っているらしいけれども、でも全部はやれないですね。1日でも2日でも、そういう市民の声を大切に、大事にしながら、ひとつ今冬の除排雪をよろしくお願いしたいと思えます。

まず、陸奥湾における洋上風力発電について。

陸奥湾において、今後、洋上風力発電の計画があった場合の市の対応についてお示しをいただきたいと思えます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の洋上風力発電の計画に係る市の対応についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、洋上風力発電について、地球温暖化対策に有効であるとともに、発電設備の設置、維持管理での港湾の活用による地元産業への好影響などが期待できるところです。しかしながら、海域の利用の促進に関しましては、統一的なルールがないことから、国による基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等を定めた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が、本国会において可決、成立したところです。

県におきましては、環境省からの委託を受けて、平成29年度から平成30年度の2カ年において、本県の海域における洋上風力発電の導入と環境配慮の両立を目的とした風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業を実施しているところです。当該事業によりまして、風の状況、水深、環境保全、漁業権等の自然的・社会的情報を重ね合わせ、風力発電等の導入が可能なエリア、環境保全を優先するエリアなどが地図上に記載されたゾーニングマップを作成することとしております。

委員御質疑の陸奥湾において今後洋上風力発電の計画があった場合の市の対応についてですが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の成立を踏まえまして、そのような御相談が寄せられた場合には、国及び県や関係機関と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 環境部長、私もこの件についてはよくわからなかったんですよ。失礼ですけども、恐らくは聞き取りの職員も、当初は何だろうかと。こういう考えを持っていたらしいです。それで、私も後でちょっとあちこちに電話してみたんです。例えば、県出身の衆議院議長を初め、いろんな観点からも手を挙げて賛同していただいて、今の環境部長の答弁になったわけです。当初は、県でも調査云々というのはやっていなかったんですけども、このごろは特にそういう面ですごらしいんですよ。

それで、私もちょっといろいろ聞いてみたら、まず北日本は良質な風力資源に恵

まれていると。国内でも多くの洋上風力プロジェクトが集中している中で、我が陸奥湾、青森港は、全てをカバーすることが可能だと。というのは、やっぱり湾内なものですから。これは1基20億円くらいかかるらしいですよ。それで、雇用も大体1000人規模だって言うんです。そうすれば、県にとってもそうですけれども、市にとってもそういうプロジェクトは、これまでほとんどなかったわけでしょう。やっぱりこれは今、環境部長の答弁のとおり、ある程度いろんな角度から打診が来たら、私は手を挙げるべきだと思うし、これを逃せば——今、あちこちで手を挙げる状態らしいですよ。まず、聞いているとおおり3港、日本全体で今その拠点となる港は、3つぐらいに絞るわけでしょう。そういう中で、くどいようですけれども、風だとかそういうことを考えれば、この陸奥湾というのは何か最も適している。

先般、東奥日報も——記事見えていますよね。三菱重工です。やっぱり、日本海北側とか、これはどこを意味するのか私もよくわからないけれども、そういうことで環境部長、迷惑だけれども今、国が非常に動いているという実態を、今以上に把握していただいて、注視するようにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、市の施設における自動販売機の入札制度導入の考え方と現状についてお示しいただきたいと思ひます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の市の施設における自動販売機の入札制度の導入の考え方と現状についての御質疑にお答えさせていただきます。

市の施設におきます自動販売機の設置につきましては、設置事業者への行政財産目的外使用許可、あるいは都市公園法に基づく公園施設設置許可により設置を行っていたところです。しかしながら、平成18年の地方自治法改正により、行政財産の貸し付けの範囲が拡大され、公共施設等の余裕スペースにおいて、行政財産の貸し付けを行うことが可能となったこと、また、青森市行財政改革プラン2011の実施項目である持続可能な財政基盤の確立に向けた公有施設の効果的な管理における取り組みの一つとして、設置事業者の参入機会の拡大、自主財源の確保及び設置事業者の選定方法の透明性・公平性を確保する観点から、市におきましては、平成24年度に青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱を制定し、行政財産の貸し付けにおける自動販売機の設置に当たりましては、原則として一般競争入札によるものとし、更新時期等に合わせて段階的に対象施設を拡大してきたところです。なお、一般競争入札を実施したものの応札がなかった場合等におきましては、行政財産の目的外使用許可、あるいは都市公園法に基づく公園施設設置許可により設置を行っているところです。

市の施設における自動販売機の設置状況であります、本年12月1日現在で76施設、248台となっております、その内訳は一般競争入札によるものが52施設で178台、行政財産目的外使用許可によるものが8施設で10台、都市公園法に基づく

公園施設設置許可によるものが16の公園で60台となっております。

それぞれの歳入の状況であります。一般競争入札による設置の場合は、設置事業者が、入札結果に基づく賃借料を市に対して納付することとなりまして、平成29年度における納付実績といたしましては、2208万4000円となっております。また、行政財産目的外使用許可による設置の場合、設置事業者が、市に対して青森市行政財産目的外使用料条例に基づく使用料を納付することとなっております。平成29年度における納付実績は114万2000円となっております。また、都市公園法に基づく公園施設設置許可の場合、設置事業者は、市に対して青森市都市公園条例に基づく使用料を納付することとなっております。平成29年度における納付実績は32万2000円となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 総務部長、私、今回、何もやらなくてもいいような自販機をやったんですけれども、例えば、今現在もそうだと思うんですけれども、指定管理は全国的にもやってみたところが潤いのある指定管理ではないわけですよ。毎年毎年、予算も削られ、やっぱり我が市でもこれからそういう面は多々出てくると私は思うんです。今、総務部長の答弁にもあるように、平成14年とそれ以降の入札——それでこのごろ、当初よく聞かれたのは、市でもって自販機まで我々からとか——これは体育協会の連中からです。そういった話はふんだんに聞いたことがあるんです。でも、それすらもある程度落ちついたかなと思ったら、今回また新たに出てきているのは——まだ決まっていはいないらしいんですけれども、これからやろうとすることだって今出てくるわけです。何々とはここではしゃべらないけれども。ましてや、これから今またあるわけでしょう。例えば青森操車場跡地の新体育館だとか、あるいは附属店舗みたいな、そういう店舗展開もやるわけでしょう。そういう中において、せっかく指定管理をいただいた業者にはある程度、市でもってそれなりのことをしていただきたいんですよ。はっきり言って、今現在、指定管理を受けている連中はとてもぐだめいていますよね。何か話を聞けば、今回の墓地の問題だってなかなかだったでしょう。そういうことは徐々に中央だけではなくて、この辺にも出てくると思いますよ。ましてや雇用の問題だとか、いろんな問題があるわけでしょう。市そのものも財源がなくて——これは私も理解はします。理解はするけれども、その辺ですよ。お口がちょっと悪いけれども、ある程度飯食わせるような状態でなければ私はだめだと思います。ただ毎年減額だ減額だって、机の上では簡単ですよ。でも、それを受ける指定管理者だって、これまた大変なんです。人の配置から時間等々の問題から。それを踏まえた形で、何とか今後については十分に沿うような業者とその辺についてはお話をさせていただいて、あるいは理解をさせていただいて配慮を願いたいんです。ましてや県外の業者そのものも、青森市中小企業振興基本条例にもあるように、その辺については特段の配慮等、気をつけていかなければ

だめですよ。ましてや青森市だってあともう二、三十年すれば人口が20万人そこそこになるわけでしょう。そうすれば、ここの企業を生かすためには、やっぱり市だってそれなりに考えなければだめですよ。ここ何年かの間にはただ安ければいい、そういうことで市はいろんな物事について管理運営してきたわけでしょう。その結果が、熊沢の最終処分場だとか、あるいは清掃工場だとか、やった次の日からだめなんだもの。そうでしょう。あれだって莫大なコストがかかっているわけでしょう。もちろん業者もある程度協力していただくから新聞紙上を余りにぎやかすことはないけれども、やっぱりただ安ければいいというものではないと私は思います。机の上ではやりやすいですよ。簡単だし、一番安いほうに決めればいいんだから。でも、これからはある程度のここの人口を確保するためにも、あるいはここの企業等、団体等を確保するためにも、それ相応の市全体の配慮が必要だと私は思います。総務部長、その辺について少し答弁しますか。(発言する者あり) いいですか。そうすればその辺の配慮をひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

次、中央卸売市場について。

垣根を越えた法改正に向けての条例改正について、今現在の検討状況についてお示しいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 渋谷委員の卸売市場法改正に伴う条例改正に向けた検討状況についての御質疑にお答えいたします。

近年、産地直接取引やインターネット販売といった市場外流通の増加等により、卸売市場を取り巻く環境が大きく変化していることや、卸売市場を含めた食品流通の合理化等を図るため、国においては、本年6月に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律を公布したところです。

このうち、卸売市場法の改正の主な内容といたしましては、1つに、中央卸売市場の開設が農林水産大臣の認可制から認定制に変更となったこと。2つに、都道府県及び人口20万人以上の市に限られていた中央卸売市場の開設主体の制限がなくなったこと。3つに、第三者販売及び直荷引きの原則禁止、商物一致の原則などの取引規制が原則として廃止となったことなどとなっております。

市では、このたびの卸売市場法改正に伴う青森市中央卸売市場業務条例及び青森市公設地方卸売市場業務条例の改正に向けて、卸売業者や仲卸業者、売買参加者の市場関係者により構成される検討委員会を立ち上げ、これまで8月から月1回の割合で検討を進めてきたところです。

市といたしましては、今後も同委員会を随時開催いたしまして、市場関係者の御意見を伺うとともに、他市場の状況も参考にしながら、平成32年6月の改正卸売市場法の施行に合わせ両条例の改正作業を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 前回も質疑させていただいて、その後副市長が直接現場を見ていただいたような話も聞いているわけですが、恐らく私の話のとおりだと副市長もお思いだと思いますけれども、農林水産部長、今配管もすごいんですね。ましてや市場もある程度の見通しをつけてからでもいいから、これはやっていかなければだめですよ。私、その点で一番危惧したのは、農林水産省の——もともとは今、農林水産部長の答弁にもあるとおり、法で守られて商売してきたわけです。例えば荷受けでも、あるいは仲卸でも、その垣根というのは取っ払ってしまって、今度は市の運営になるわけですよ。大きくしゃべれば、これからは市長の決裁のもとにやるわけでしょう。その際に困ったなと思うのは、市場だってもう 50 年になるわけでしょう。いずれは建てかえだとか改築だとか、もう入っていかなければだめなわけでしょう。あの段差は見ましたか。地震の際に——売り場の段差があるでしょう、わからないですか。市場そのものがたがきてしまっているんです。ただ、その都度その都度、トイレの問題からいろんな問題等々については、これまでの市場長初め職員の方々が頑張って今現在に至っています。しかし、あの配管だとかは何ぼ頑張ったってしようがないですね。今冬からだったか、何かストーブに変えたとか、私ここ何日か行っていないのでちょっとわからないけれども、そういう話も聞いています。それはいいんですけども、せっかく今、検討委員会まで立ち上げて——まあ、条例は最も大事だけれども、その辺をある程度のみ込んでいただいて、改築だとかそういう面も若干なりとも私は入っていくべきだなと。ただ、いいことは、家賃収入が入りますから。庁舎とはまた違うんですね。家賃収入が入るものだから、それでもって前々政権は青果棟の冷蔵庫だとか、あるいは水産だとかばんばんやってきたわけでしょう。投資は必要ですけども、その後はきちんと家賃収入が入るから、農林水産部長、その辺を十分頭に入れながら、今後はそういう体制づくりをしていただきたいなど。

それで、今の月 1 回の条例改正についての検討委員会は大事だと思いますし、やっぱりある程度の意見を聞いたら、その上で十分検討しながら——あれ、施行は来年でしたか。その辺をちょっと。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたが、施行については平成 32 年 6 月となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 平成 32 年でしたか。まだまだ十分時間もあるし、荷受け、仲卸から、あるいは我々八百屋からもそういう意見等々を聞きながら、十分踏まえた形でこれまでの商売に支障のないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以

上でございます。

次、ユーサ浅虫について。

今年度のこれまでの入場者数と経営状況についてお示しいただきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
渋谷委員のユーサ浅虫における今年度の入場者数と経営状況についての御質疑にお答えいたします。

ユーサ浅虫は、物販コーナーや産直市場の運営により観光及び地域振興を図るとともに、浴場施設など市民の健康増進に資することを目的として、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団が指定管理者として管理運営を行っております。

初めに、ユーサ浅虫の入場者数につきましてお答えいたします。

本年4月から11月末までの実績は49万4563人と、昨年同時期との比較で130人の増となり、1日当たりの入場者数は2026人となっております。

次に、経営状況であります。昨年度の実績は、企業会計の当期純利益に相当する当期一般正味財産増減額がマイナス649万1000円でありました。今年度の状況につきましては、11月末時点で展望浴場などの公益事業の収入が2642万5000円と、昨年同時期との比較で36万円の増となっております。

次に、収益事業の収入につきましては、物販コーナーについては、1億323万3000円と、昨年同時期との比較で110万7000円の増、産直市場につきましては、4632万7000円と、昨年同時期との比較で351万3000円の増となり、収益事業合計では1億4956万円と、昨年同時期との比較で462万円の増となっております。

ユーサ浅虫では、これまで誘客促進策といたしまして、展望浴場で毎月26日に青森ヒバの木片を浴槽に浮かべ香りを楽しんでいただく風呂の日の開催を初め、ゆるキャラ撮影会や県産品などの抽選会を行う「ゆ～さ浅虫誕生祭・感謝祭」、浅虫温泉花火大会の開催に合わせ、射的や綿あめなど縁日の風情が楽しめる浅虫温泉花火大会テント村を実施してきたところであります。

今年度は、これらの取り組みに加えまして、買い物客の利便性向上を図るため、産直市場の営業時間を30分延長したことを初め、7月と10月に、ゆ～さ市場前駐車場において、地元の新鮮野菜やスイーツなどの出店がそろった「ゆ～さマルシェ」や、地元有志による海と魚に親しむイベント「トトタベローネ」の開催に合わせ、食の屋台や野菜・果物を販売する「浅虫縁日ゆ～さ広場」の開催、また、キャッシュレス決済の導入など、ユーサ浅虫を含め浅虫地区の活性化につながる取り組みを実施したところであります。

市といたしましては、ユーサ浅虫のこれらの経営改善に向けた取り組みが今年般の収入の増加に結びついたものと考えております。

ユーサ浅虫では例年、冬期間に入場者数が減少することから、今後はホームページやブログ、インスタグラムを通じた情報発信を強化するとともに、誘客促進に向

け市内観光施設等と連携し、物販コーナーや産直市場での販売促進キャンペーンを積極的に展開していくとのことでありました。市といたしましては、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団と連携し、適切な管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず答弁ありがとうございました。

頑張っていますよね。ただ、産直市場は1億円ぐらいしかないんですか、これは。経済部理事、この49万人という数字はどうやってはじいているんですか。そこから。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。入場者数はどういうふうに把握しているのかということかと思えます。

まず、入場者数については、お風呂のほうは券を買っていただく形ですので、公益事業に係る浴場施設や会議室等の利用者数は把握できます。ただ、産直市場とか物販コーナー部分については、買う人も買わない人も当然いらっしゃいますので、それを含めて、一応レジのほうでのカウントはできますが、物を買わない人の入場者数というのはある程度の想定でカウントをしているというふうに聞いております。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 経済部理事、失礼ですけれども、49万人も入って赤字になるというのはおかしいですよ。どこか悪い、欠陥があると私は思います。風呂だってそんなにもうけているわけではないでしょう。これは何年に1回ぐらい管の入れかえがあるんですか。わからなければいいけれども、わかりますか。「いや」と呼ぶ者あり）わからないでしょう。風呂屋というのはこれでみんな管の入れかえで泣いてしまうんですよ。何千万円もかかると思いますよ。ですから、ただ人が入っているから云々というのは——風呂屋は大変なんですよ。青森市内、あるいは郡部の温泉街の方々から聞けば、まして蓬田村の風呂も全然だめなんだもの。そう大変なものらしいですよ。言葉はちょっと悪いけれども、昔から私のおやじはよくしゃべったものです。私にいつも、人を裸にしてもうける商売なんてあるものでないと。お前これだけはやめろと。いつも私のおやじはしゃべったものです。案の定そうです。これは大変らしいんですよ。

ただ、今、経済部理事のお話、説明を聞いていけば、ある程度盛り返してはきていますよね。この産直市場でも何でも一旦落ちてしまえば、あとお客さんが来ないですから。ですから、前回私が聞いたのはそこなんです。こうなってしまうと、もうお客さんは見向きもしないから。今のうちはまだいいけれども。商売ってそんなものです。私も19歳から商売やっているからよくわかるんだけど——そんなもうからないけれども、そうなんです。私は、今一番大事なときだと思えます。た

だ、私は市役所にもうけろと言っているわけではないんです。赤字は出すべきではない。赤字だけは。最終的にはみんな我々市民の税金なんだから。そこをどううまくやるかなんです。ましてや現在使われている雇用だって落とすわけにもいかないし、それなりのセクターとしてやっぱり管理運営はきちんとやらなければだめですし、そういう観点からその辺については十分、今後においても気をつけていただくということで、職員の方々にもひとつ頑張ってくださいなと思っています。

あと、ちょっと余談な話です。まだ時間いっぱいあるらしいので。

副市長、病院関係ですけれども、この間も市長室に入ってちょっと言ったけれども、これは今以上に真剣に考えなければだめです。県都なんですよ。県都の総合病院ですから。まあ、県立中央病院に行けばいいんですけども。そういう中において、ここ数年来——あれ、今ないのは呼吸器内科ですか。あと耳鼻科だってそうでしょう。この辺については先般、弘前大学に行った話も聞いているけれども、これは何とかしなければだめなのではないですか。やっぱり糖尿病といえば眼科ですよ。それすらも機能が半減したということは、私は県都の総合病院としてあり得ないと思うんです。何で手を打てないのか。市長にももうちょっとその辺は考えていただいて、早期にやるべきだと思うんですよ。ただ、医者様を怒らせてしまえば、先生も来るとか来ないとかそういう観点もあるとは思いますが。副市長が来る前には、県立中央病院に結構行ったんですよ。帰ってきた先生もいるけれども。ちょっとその辺——まあ、副市長初め、市長も真剣に考えてはいるんだろうけれども。鹿内市政のときは、インターネットで募集をどうのこうのと、そういった答弁もしていたんです。医者をインターネットで募集してもと私は思います。もうちょっと弘前大学と密にしながら、確かに特化した科目のお医者さんがいないのは私もわかっています。わかっているけれども、いないからって病院に行けば西病棟のほうがかげぼと部屋があいていたり、さまざまあるわけでしょう。これらについて、何か課内の検討委員会だとか、そういうことも余り聞いたこともないし、その辺について、何ぼか検討委員会だとかそういうチームをつくっていただいて、私はやるべきだと思うんですよ。私みたいに口で言うのは簡単だと思うけれども、でもないということとは私はあり得ないと思うんです。

副市長も聞いたことあるでしょう。今、東京に行けばお医者さんが余っているらしいですよ。でも、奥さん方が大反対するんですってね。何でかといえば、教育長に悪いけれども、教育そのものがこうだから。という話を何回も聞いたことがありますよ。向こうの教授とか、女子医大から何からと何回も話をしたことがあるけれども、男性の医師はここに来たいんです。例えば週に2回ぐらいでも。今、特に新幹線、あるいは飛行機もそうですけれども、3時間前後で来るわけでしょう。だから、私はそういった呼び込みだってやるべきだと思うんですよ。言葉は悪いけれども、ただ弘前大学に特化して資金不足まで生じて、まして単年度で5億円、6億円と赤字になってここ何年かの間続いていると。私はちょっとそれが解せないと思

うんです。だから、ある程度の有識者じゃないんですけれども、そういった——うちほうの市長は特に総務省にいたわけでしょう。いろんなつながりの中で、私はもうちょっとそういう話し合いをしていくべきだし、要請もするべきだと思うんですよ。このままでどうするんですか、副市長。毎年毎年、何億円も。資金不足だっこのごろでしょう。これまでなかったですよ、聞いたことがないもの。

副市長、その辺これからも十分検討していただいて、課内のプロジェクトでも立ち上げていただいて、この埋め合わせを何とかできるように強く要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の村川みどりです。

まず最初に、風疹対策について質疑します。

厚生労働省は12月11日、39歳から56歳の男性の予防接種を3年間無料にすることを発表しました。その前日、市は無料化はやらないと答弁していますが、どのように対応するのかお示してください。また、一般質問の際に質問した市職員、市民病院職員、教職員の風疹対策についても示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 村川委員の風疹についての御質疑のうち、12月11日、国が風疹の予防接種を3年間無料にすることを発表し、市はその前日無料化はやらないと答弁しているがどうするのかとの御質疑にお答えいたします。

まず最初に、誤認があるといけませんので申し上げますが、一般質問4日目、12月10日の村川委員への風疹対策についての答弁で、無料化はやらないとの発言は、風疹ワクチン接種の窓口無料化を実施すべきではないかとの御質問に対し、風疹ワクチン接種を受ける方の状況はさまざまであること、また、任意接種で受けている接種費用は医療機関によって料金設定が異なることから、それぞれの状況に対応する費用助成の方法として償還払いが適当であると考えており、現時点において、窓口無料化を行うことは考えていないとお答えさせていただいたものです。

本市では、現在、妊婦等の風疹感染の予防や先天性風疹症候群の発生の未然防止のために、青森市風しん抗体検査のもと、風しんワクチン接種費用助成事業を実施しております。

一方で、平成30年12月11日付、厚生労働省から風しんに関する追加的対策骨子（案）が示され、この中で感染拡大防止のための追加的対策の取り組みとして、1つには、抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種・抗体検査を実施することとし、市町村が予防接種法に基づき風疹の定期接種を行うこと、また、国は、補正予算の編成等により、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助を拡充すること。2つには、追加的対策の対象者は、抗体保有率の低い1962年、昭和37年4月

2日から1979年、昭和54年4月1日までの間に生まれた男性とすること。3つには、実施方法として、地方自治体、医療関係者、事業者団体等と連携し、できる限り対象者の利便性の向上を図ることを掲げ、実施期間は、2019年から2021年度末までの約3年間かけて、集中的に取り組むことなどが示され、現在その内容について検討が進められていることは承知しております。

こうした状況の変化を踏まえ、今後、当該対策の内容を確認、精査した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 村川委員の風疹について、市職員の風疹対策についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、これまでも労働安全衛生法に基づき毎月開催しております衛生委員会や保健室だより等を通じまして、感染症の感染予防や蔓延防止のため予防接種を受けることや医療機関での早目の受診、十分な休養、また重症化しやすい高齢者や子ども、妊婦等との接触を避けることなどを呼びかけてきたところでありまして、風疹につきましても、妊娠予定の職員等の休暇取得など抗体検査や予防接種のために医療機関などを受診しやすい環境づくりに配慮しているところでもあります。

このような中、委員御案内のとおり、平成30年12月11日付で厚生労働省から風しんに関する追加的対策骨子（案）が示され、この中で感染拡大防止のための追加的対策の取り組みとして、事業所の従業員に対して、事業所で実施される定期健診の機会を活用して抗体検査を実施することなどが示されて、現在検討が進められていることは承知しているところです。

今後、当該対策の内容を確認・精査した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 村川委員の市民病院職員の風疹対策についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、平成25年度に、全国的な風疹患者の増加を踏まえた院内感染予防対策を目的に、全職員を対象に風疹抗体価検査を実施し、以降、新たに市民病院勤務となった職員を対象に実施しているところです。

また、検査結果が抗体価の基準を満たさない職員に対しましては、ワクチンの接種を奨励しているところであり、未接種の職員につきましては早期に接種するよう指導しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員の教職員の風疹対策についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、教職員に対し、各種通知等により風疹を初めとする感染症予防の啓発や風疹の症状、予防方法、風疹抗体検査等に関する情報を提供し、注意喚起に努めているところであります。

さらに、各学校における風疹を初めとする感染症発生状況についても、学校等欠席者・感染症情報システムを通じて毎日把握しているところであり、感染者が発生した場合には、各学校で速やかに対応できるよう指導しております。

このような中、平成 30 年 12 月 11 日付で厚生労働省から風しんに関する追加的対策骨子(案)が示され、その内容について検討が進められていることは承知しており、教育委員会といたしましては、今後の国の動向を注視しながら、教職員への情報提供を初め適切に対応してまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国の動向を注視するということだったんですけれども、まずそうすれば、私も一般質問で言ったんですけれども、この 39 歳から 56 歳の働き盛りの男性に対する予防接種を受けやすい体制の整備というのはやはり必要になってくるし、厚生労働省もそのことを指摘しているんですけれども、その点については提案したとおり、夜おそく受診できるような環境をつくるだとか、特別に接種できるような環境をつくるだとか、そういうのは今から手を打っておかなければいけないと思うんですけれども、その辺についてはどう考えていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。接種しやすいような環境として今から医療機関等、さまざまな手を打っておかなければならないのではないかと御質疑でした。

先ほど答弁でも申し上げましたけれども、国の風しんに関する追加的対策骨子(案)では、実施方法として、医療関係者、事業者団体等と連携し、できる限り対象者の利便性の向上を図るという方向性が示されております。このことも踏まえまして、今後対策の内容ということを確認・精査した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何か国がやれって言ったからやったんだみたいな話しかなくて、要は、住民の福祉、命と健康を守るために青森市がどうしなければならないのかということはどう考えているのかが一切見えてこなくて、国がやったからやりますというのだけで、福祉の視点が非常に欠けているなど私は思います。

それで、来春から無料化が始まるわけなんですけれども、今から抗体検査を実施して、それで無料化が実施されてから、すぐに抗体価が低い場合は来春から予防接種を受けるとか、そういう形のやり方はできるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、国におきましては、風しんに関する追加的対策骨子（案）の中で、実施期間といたしましては、2019年から2021年度末までの約3年間をかけて集中的に取り組むことということが示されておりますので、こういったことを踏まえまして、今後対策の内容を確認・精査した上で対応してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、全国で風疹が発生していないのがこの間までは3県あったんですけれども、とうとう青森県と大分県の2県になってしまって——高知県もあったんですけれども高知県は発症してしまったということで、現在報告がない県は、青森県と大分県のみと2県になってしまいました。そういう中では、いつ発症するかもわからない状況にある中で、やはり国の指示待ちではなくて、市としてやるべきこと、やらなくちゃいけないことは率先してやっていくべきだと私は思います。

それで、そうすれば市職員への対応についてなんですけれども、定期健診の際、抗体検査を実施していくということだったんですけれども、それは全職員に来春から定期健診の際に抗体検査を実施するというところでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 風疹についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

市職員の健診についてでしたが、市職員につきましては法に定められました雇用時の健診とか定期的健康診断を実施しております。これらの健康診断は現在、抗体検査いわゆるワクチン接種は含まれておりません。そういうことで現在は、先ほど申し上げましたけれども、国の風しんに関する追加的対策骨子（案）ということで検討が進められているということで承知していますので、それらの内容を確認・精査した上で適切に対応していきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 先ほどの答弁だと、定期健診の際に抗体検査を実施していくという答弁だったと思うんですけれども、それもやっぱり国の方針が明らかになってからやるという答弁ですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁では、平成30年12月11日付で厚生労働省から示されました風しんに関する追加的対策骨子（案）の内容の中で、追加的対策の取り組みとして、事業所の従業員に対して事業所で実施される定期健康診断の機会を活用し、抗体検査を実施することなどが示されているということを御紹介させていただいて、それらについて現在検討されているということで御紹介させていただきました。それに対

しまして、市といたしましては今後、この対策の内容を確認・精査した上で適切に対応していきたいと御答弁差し上げたところです。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

市民病院のほうは、前回感染がはやったときに抗体検査を実施して、その後は新たに抗体価が低い場合は接種するようにしているということなので、医療機関にいる人は当然きちんと接種していないとだめだし、これからも徹底していただきたいと思います。

あと、学校の先生に関しては、予防接種とかもやられていないということの答弁だったと思うんですけども、これもやっぱり国の方針が出たら抗体検査をやって、低い場合は接種させるという流れでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員の再度の御質疑にお答えします。

風疹の予防接種についての御質疑ですけれども、教育委員会では風疹について、「学校における麻疹対策について」という通知を5月に出しております、児童・生徒及び教職員等の罹患歴、あるいは予防接種歴を各学校で把握し、未罹患であり、かつ風疹予防接種を必要回数である2回接種していない場合には、予防接種を受けるよう周知し指導しているところです。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、風しんに関する追加的対策骨子（案）が示されておりますので、その動きを注視しながらまた対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 子どもはちゃんとやっているのでもいいんです。要は、教職員がどう対応していくかということなので、やっぱり今、全国的にこういう問題になっているときに国はもちろんやれと言ったけれども、青森市としてどうしていかなければならないかということを中心にきちんと判断して、国の指示待ちだと私は遅いと思うんですよね。なので、ぜひ医療関係者はもちろん、行政関係者、従事者から感染しない対策をとっていただきたいし、できれば全職員の状況とかも確認するような体制をとっていただきたいということを要望して終わります。

次に、重度心身障害者医療費受給者証と障害者手帳について質疑します。

市民の方からこのような声が寄せられました。10月9日に、障害者手帳の更新と一緒に重度心身障害者医療費受給者証の更新の手続を行ったと。そして、2カ月もたっているのに今現在更新の手続が終わっていない。一体どうなっているのかと思って市役所に電話をしたら、さんざん電話を回され、ことし中には間に合わないかもしれないと言われた。更新の手続には、その方は重度心身障害者なので、体調も悪い中、両親にお願いして市役所に連れていってもらって、そして更新の手続を

したんですけども、この2カ月間一体市役所は何をやっていたのか。その上、この方の更新期限は11月30日なんですけれども、12月にどうしても受診しなければならなかったのに、受診したら、本来はこの方は医療費無料なんですけれども、自己負担が発生し、そして病院の窓口でも調剤薬局でも、さんざんこういう状況なんですと説明して謝らなくてはならない状況になったということで、市役所の方はこういう状況をわかっているのでしょうかというような苦情、相談が寄せられました。

そこで質疑します。重度心身障害者医療費受給者証の更新がおくれたのはなぜでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 村川委員の重度心身障害者医療費受給者証の更新がおくれたのはなぜかとのお尋ねにお答えいたします。

本市の精神障害者の医療費助成につきましては、重度心身障害者医療費助成事業におきまして、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を対象としているものです。

本助成事業は県の補助金制度を活用していることから、助成の対象者等、制度内容につきましては青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領に基づき実施しております。重度心身障害者の受給者証は、有効期間が1年間で毎年10月1日を基準として更新しております。

一方、精神障害者保健福祉手帳——以下、手帳と申し上げます——手帳は、有効期間が2年間であるため、2年ごとに更新の手続が必要となっており、更新申請の手続は有効期限の3カ月前から行うことが可能としております。

このたびの御指摘のあったケースの受給者証更新に当たりましては、手帳の更新申請手続が有効期限近くになってからされていたと聞いており、受給者証の有効期限内に手帳の更新手続が完了しておらず、これに伴い更新に必要な精神障害者の等級確認が担当課においてできなかったことから、受給者証の更新ができていなかったものです。なお、手帳更新中のため医療機関で受給者証の提示ができなかった場合には一時的に窓口での自己負担が生じるものの、申請により償還払い方式で支給しているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 同じく精神障害者保健福祉手帳の更新がおくれた理由を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員の精神障害者保健福祉手帳の更新がおくれたのはなぜかとの御質疑にお答えいたします。

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づきまして、精神障害のために日常生活や社会生活で制限を受ける状態

等にあると認められた方に対して交付される障害者手帳であります。

手帳の有効期限は2年間となっており、有効期限の延長を希望する場合は、手帳に記載された有効期限の3カ月前から市の窓口で更新手続きができることとされております。

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの際には、更新時におけるその方の状態に応じた障害等級を付すため、診断書または障害年金証書の提出が必要となりますが、提出される書類によって更新手続きに要する時間が異なっているものであります。

診断書を提出することで更新手続きをする場合は、市において申請書類の検査をした後、障害等級や手帳交付の決定等を行う東青地域県民局長へ進達し、診断書を審査する精神保健福祉センター所長の審査結果に基づきまして、手帳の更新の認定・不認定を決定するものであります。その後、県から市に対し、更新の決定および交付に関する通知がなされ、市から本人へ交付決定の通知を送付することになります。これらの手続きに要する期間は2カ月程度となるものであります。

また、障害年金証書の等級をもって手帳の障害等級とする場合は、市長から東青地域県民局長へ申請書類を進達するまでは、診断書を提出して更新手続きをする場合と同様であります。手帳の更新の認定・不認定の決定に当たりましては、障害種別や障害等級につきまして、県から日本年金機構中央年金センターへ確認する必要があるものであります。そのため、更新に要する期間は2カ月半程度となるものであります。

このたびの事案は、申請者に対してあらかじめ市から手続きに要する期間を考慮して3カ月前に書面にて案内したものの、申請者の手続きがおくれたことにより、手帳の有効期限を過ぎたものであると認識しております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、申請者の手続きがおくれたためにおくれているんだという答弁でしたけれども、この方は手続きをおくれたという認識はないんですね。体調が悪い中、10月9日に両親に車に乗せてもらってやっと手続きに行ったということで、2カ月もたっているのにというのがこの人の認識なので、市が申請者の手続きがおくれたからおくれたという認識と、本人がおくれていないという認識がずれているのでこういうことになっていると思うんです。なので、そういうことがないように、やはり通知の仕方や、あるいは本人にもっとわかりやすく、いついつまでに手続きに来ないと更新期限に間に合いませんとか、もっとわかりやすい方法に改善すべきだと思いますけれども、その辺の答弁をお願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。もうちょっとわかりやすいような形にしていくべきではないかとお尋ねです。

まず、現在3カ月前に申請される方に通知している文書につきましては、いついつまでという期限を打つことは難しいものと考えております。その理由といたし

まして、必ず更新をしなければならないというものではありませんので、その期限を書くことによって、ある意味強制的に期日までにしなければならないという誤解を生むことも想定されますので、期限を書くことは難しいものと考えております。

しかしながら今、村川委員から御提言がありましたけれども、もうちょっとわかりやすくという部分につきましては、申請に来られる方々にさまざま御意見を伺って、こういう部分がわかりづらいとか、こういうところを直していただきたいというお話があるんだとすれば、そういう部分については今後工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。期限をつけるのは難しいということもしようがないのかなという気はするんですけども、やっぱりお互い認識が一致していなければこういうことにもなるので、より丁寧に、更新する人、申請する人にわかりやすいような説明や工夫をお願いしたいと思います。

次に行きます。指定管理者制度について。

12月12日に開かれた文教経済常任委員会で、指定管理者の指定に係る議案の審査の際、項目の「福祉に関する取組」の「障がい者の雇用に取り組んでいるのか」の選定の際、障害者手帳の確認はされているのか、どういう基準になっているのかと聞いたら、基準が曖昧な上に、応募書類の提案に「配置に努める」、「今後考慮していく」とこれから取り組んでいく姿勢があれば3点もらえる仕組みであるということがわかりました。

私は、青森市が管理している指定管理者において、積極的に障害者の雇用を進めるべきという立場から質疑していきたいと思うんですけども、まず、指定管理者の障害者の雇用数、その内訳を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 村川委員の指定管理者制度導入施設における障害のある方の雇用の状況についてお答えいたします。

12月1日現在で、障害のある方を雇用している指定管理者制度導入施設は、現在8施設ありまして全体で16人が雇用されております。

この内訳といたしまして、身体障害の方で11名の方、知的障害の方で5名の方、精神障害の方はなしということであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 指定管理者制度導入施設は171施設でしたっけ——の中の8施設でしか雇用していないということも明らかになりました。

この福祉の取り組みに関する項目は、平成29年から入れられたということなので、取り組みとしてはまだこれからということなんですけれども、やはりもっと障害者の雇用に力を入れていく必要があると思います。

そこでもう1回確認するんですけれども、障害者の雇用に関する「障がい者の雇用に取り組んでいるのか」という選定項目の基準なんですけれども、これから雇用に努めていくとか、これから配慮していくとかという提案がされれば3点、それで実行性が高ければ4点もしくは5点、何らかの取り組みがされていれば1点あるいは2点加点されていくという説明であったんですけれども、それでよろしいですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

評価の視点につきましては、今おっしゃられたとおりのことを評価の視点としては考えております。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 要は、実際に雇用していなくても、取り組みます、やります、やるつもりですと言えればいいということになってしまうと思うので、やりますと言った人勝ちという状況に今なっているんだと思うんです。そうなれば、指定管理者を5年間指定するわけなんですけれども、やはりきちんと雇用されているのかという検証が必要だと思うんですけれども、その検証はどのように実施されていくのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

まず、青森市指定管理者制度導入基本方針におきましては、選定基準の中で書いてある記述といたしましては、「障害者雇用など福祉対策の取組が行われているか」ということでありまして、必ず障害者雇用を行わなくてはならないというか、選定基準の中で障害者雇用が限定的に書かれているものではないので、福祉対策の取組の中の一つとして、障害者雇用というのが特に評価のポイントとして挙げられているところです。

その上で、障害者雇用を含む候補者からの提案についての確認方法ですが、指定管理者が応募時に提案に沿った業務を実施しているかどうかの確認につきましては、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づきまして、1つに、施設所管課による指定管理者から毎年度終了後に提出される事業報告書により、2つに、施設所管課による指定管理者が提案内容や協定書・仕様書等を踏まえ、適正に管理運営業務を行っているかどうかを実地によりチェックするモニタリング調査により、3つに、青森市指定管理者選定評価委員会によります施設所管課のモニタリング調査で課題があった施設に対する実地調査により行っているところです。なお、指定管理者制度導入施設におきまして障害者雇用の状況については、毎年度4月にも確認をしているという状況です。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その検証、モニタリング調査、それから評価委員会によるモニ

タリング調査というのは年何回、どのような頻度で行われていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

施設所管課によりまず調査、それから青森市指定管理者選定評価委員会によりまず調査、いずれも年2回ということです。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この「福祉に関する取組」に関しては去年から始まったということなんですけれども、文教経済常任委員会でもあったように、選定基準を明確にすること、あるいはその根拠もきちんと示されるべきだという声がありました。ぜひこの件は重ねて要望しておきたいと思います。

最後に、私も本気で青森市の指定管理者の障害者雇用に取り組んでほしいと思うんですけれども、その際、きちんと障害者手帳の確認を義務づけてほしいと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在確認している障害者雇用の状況につきましても、障害者手帳の有無を把握しておりますので、それについては把握していくものになると思います。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 厚生労働省が出している障害者の雇用率 2.3%を目標に取り組んでほしいと思いますし、何より安心して障害者の方が働ける職場づくり、それから安定的に雇用される制度にしていくことが今求められているので、その立場で推進してほしいということを要望します。

最後に、教育に関して。

ちょっと時間がないのでどうしようかな。（「時間全部使っていいですよ」と呼ぶ者あり）そうすれば、今、全国的に——そうでもないかな。学校スタンダードというのが行われています。厳しいところは給食や掃除の時間はおしゃべりしてはいけない、筆入れに鉛筆は5本入れる、机の右側に教科書、左にはノート、その上に筆入れを置くなど、こういう細かいルールが小・中学校できめ細かく行われているというのが全国的に進められているんですけれども、まず青森市の学校スタンダードに対する市教育委員会の認識をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 村川委員の学校スタンダードについての御質疑にお答えいたします。

学習の到達目標や学習規律、ノートのとり方、返事の仕方などといったことについて学校が定めたものを一部において学校スタンダードと呼んでいることは承知しております。

教育委員会といたしましては、全ての子どもが目当てを持って主体的に学習に取

り組み、さらには学習習慣を身につけ、安全で安心な生活を送るためには、具体的な目安を示してやる必要があるものと考えております。

ただし、こうした目安の運用につきましては、子どもの発達段階等を配慮しつつ、その内容と方法が適切なものになるよう指導・助言してまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 要は、学校スタンダードは必要だという立場だという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 学校スタンダードという用語については多少いろいろな考え方があろうかと思いますが、少なくとも学校は蓄積した文化を子どもたちに伝えていく場所ですので、ある程度の目安、そしてある程度の知識・技能の伝承というのは欠かすことのできない施設だと思っております。

ついでには、いわゆる一部で言われております学校スタンダードというものはまた別に、市内の学校においても学習活動を円滑に進めるための目安として、何らかの決まりだとか約束事は全ての学校に存在しているものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、用語として何々小学校の学校スタンダードというふうにはないかもしれないんですけども、そういう決まりはあるということです。

今、この型にはめる教育になってから、子どもがどういう状況になっているのかというのをちょっとお話ししたいと思うんですけども、実際に県内に起こっている話です。

幼少期や低学年で、このスタンダードを強制されてきた小学校3年生の女の子が、学級担任に向かって「くそばば死ね」とか「どうせ私なんかいないほうがいいんでしょう、死んでやる」と叫んでいる子どもがいます。親にはくそばばと言えないのに担任にぶつけている状況が見られる。子どもをスタンダードからはみ出さないように厳しくしつけようとする保護者と子どもが、このスタンダードによって引き剥がされているという状況も見えてくると思います。また今、中学生よりも小学校高学年でいろんな問題が起きていて、教師の指導を無視して授業を抜け出す児童や授業中にスタンダードに従ったふりをして、教師の指導に静かに無視をする女子児童もふえていますと聞きます。また、授業中、先生に指名されてわざとわかりませんと反応し、でもテストをさせるとできている子どもなどもいるという報告もありますけれども、教育長はこうした現状、実態を知っているのか、またこういう現状をどのように思うのか答弁をお願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 今、村川委員がお話になったような状況は、教育委員会で1

年に二、三度学校訪問をして授業を見ておりますけれども、私のところにはそういう授業中に教師に暴言を吐いているというような話だとか、それによって、いわゆる個性が押し潰されているような状況があるというふうには聞いておりません。先ほどお話になった鉛筆5本とかという話がありましたけれども、恐らくうちのほうの学校でも似たようなことが行われていると思いますが、それは、鉛筆は1本、2本だと折れて次大変なので複数本持ちましょうというようなことで指導されているんであって、そのことをもって子どもを押しつけているんだとは考えておりません。それは、すべからくそういうふうにすることで子どもの学習が円滑にいくんだということ。そのためには、先生はなぜ5本持たせたか、なぜ6本持たせたかというのをきちんと説明しないで、ただ5本だけ持ってこいと言うから問題があるのであって、そういう意味で学校にもそれは丁寧に説明する必要があるかと思います。少なくとも筆入れはきき腕のほうにあるべきだと私も思うし、図工のときの絵の具を使うときの水が入ったバケツは当然きき腕側、普通は右ききが多いので右側に置くべきで、それを左側に置いたら何が起きるかというのは学校の教員であれば当然想像されることです。

今行われていることについては、先ほどお話ししたように、きちんと説明することが大事であって、でもそれは長い経験の蓄積の上に積み上げられてきた、ある意味客観的な方法論なんだろうと思っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 説明が必要だというのは私もそう思うんですけれども、説明をされずに、蓄積された上のもものだからやって当たり前みたいな状況になっているのだと、説明がきちんと行われていない状況になっているのではないかと私は思っています。この学校スタンダードの押しつけは、家庭では子どもや保護者、学校では先生と子どもの関係を壊してしまっている状況で、さっき言ったように、先生に何らかの抵抗をする子どもはまだいいんですけれども、自分の弱さや失敗や未熟さを受け入れられずに弱い同級生をいじめたりとか、あるいは不登校を選択してしまうという状況になっているんだと思います。

こうした大人が子どもをコントロールするための学校スタンダードによって、多くの子どもたちが苦しんでいるという姿が見えてきます。同じように、浪岡のローカルルールも大人がつくった決まりがいじめに利用され、そのことがりまさんの死にも大きく影響を与えていたことは、報告書でも指摘されています。学校は機械をつくる場所ではありません。失敗しながら先生や子ども同士が触れ合い、豊かな成長を生み出していく場所だと思います。そのためにも、先生と子どもにもっとゆとりある学校にしてほしいということをお願いしておきたいと思います。

それでは次に、学校のバリアフリー化について質疑します。

市教育委員会の学校のバリアフリー化についての認識、考えを示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の学校のバリアフリー化についての市の考え方を示せとの御質疑にお答えいたします。

本市の学校施設のバリアフリー対応につきましては、近年の改築時におきまして、玄関に車椅子対応のスロープを設置したり、校舎の1階に多目的トイレを設置する、また建物内部の床面の段差を解消するなど、バリアフリー化を図ってきているところ です。

また、近年の改築校に比べまして、バリアフリー対応が図られていないような既存の学校につきましても、必要に応じて玄関のスロープ、階段手すり、多目的トイレを整備するなど、バリアフリー化への配慮に努めてきているところ です。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは具体的に質疑するんですけども、今現在、金沢小学校に通っている子どもで足が不自由なために車椅子で過ごしている児童がいます。その子は、本当は泉川小学校学区なんですけれども、金沢小学校改築の際に、新しくバリアフリーの学校に入学させたいという保護者の思いもあり、現在は金沢小学校で車椅子を使って授業を受けているんですけども、本来、泉川小学校学区なので、今度、中学校は西中学校に通うこととなります。4年後、西中学校に入学するこの子は足に障害がある子どもなので、この保護者含めて、西中学校にエレベーターをぜひ設置してほしいという要望が寄せられています。

たとえ1人の子どもであっても、その子が通うことがわかっているのであれば、現在の建てかえの段階でエレベーターを設置し、車椅子でも安心して学校生活を送れるようにすべきと思いますけれども、ぜひ西中学校にエレベーターを設置してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

西中学校の実施設計を今進めておりますけれども、改築に当たってエレベーターを設置ということでの御質疑ですけれども、本市の学校のバリアフリー対応につきましては、先ほど申しましたとおり、玄関のスロープ、1階の多目的トイレ、そして床面の段差解消などを標準として進めてきておりまして、できる限り障害のある児童・生徒に対しても、改築に当たって快適に学校生活を送っていただくように配慮してきているところですが、現在のところ、改築に当たってのバリアフリー化に向けてのエレベーターの設置は考えていないところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 4年後にこの子が西中学校に来るといのはわかっているんですから、やはりエレベーターを設置して、この子が安心して学校生活を送れるよ

うにすべきだと思ふんですけれども、エレベーター設置を考えていない理由を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、現状の学校施設の改築に当たっては、エレベーターの設置は考えていないところですので、現在の西中学校につきましても、今、実施設計を進めておりますけれども、エレベーターの設置については想定していないところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 本当に冷たい青森市ですね。

文部科学省も、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方」ということで示しています。障害のある児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送れるように配慮すること。また具体的に、エレベーターも設置するように――設置する必要があると。「計画的なバリアフリー化に関する整備の実施」というところには、障害のある児童・生徒が安全かつ円滑に学校施設を利用するため、校内を円滑に移動するため、スロープやエレベーターの設置が重要である。個々の障害に応じた適切な整備を実施する必要があることを考慮する必要がある。このように、文部科学省でも学校のバリアフリー化を推進しています。こういう中で、4年後にこの子が入ってくることがわかっているのであれば、西中学校の建てかえの際に、エレベーターを設置することを強く要望しておきたいと思います。

最後に、公共施設、とりわけ図書館での迷惑行為について質疑します。

皆さん御存じかもしれないんですけれども、このSさんという方、議会にもたびたびやってきて大声を張り上げ、意味不明な言動で非常に迷惑行為を繰り返している方がいます。市役所や議会に来ることは仕方ないにしても、とりわけ図書館は今、高校生が受験シーズンでたくさん勉強をしに来ています。ときには小さい子どもたちも来ています。とりわけ公共施設である図書館で大声を張り上げたり、迷惑行為を繰り返している市民に対して、私はやはり厳正な対応が必要だと考えますけれども、その対応を示してください。（「あれは許せばだめだぞ」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の図書館での迷惑行為の対応についての御質疑にお答えいたします。

市民図書館では、利用者にマナーを守って御利用いただくため、利用マナーに関する館内掲示や定期的な館内放送を実施しておりまして利用者に御協力を呼びかけるなど、職員による定期的な館内巡回も含めまして利用者のマナー向上を図ってきているところです。

委員お尋ねの図書館での迷惑行為があった場合の対応ですけれども、まず、職員

が注意いたしますが、それでも迷惑行為をやめない場合には、アウガ内の警備員の方や警察に連絡して退館させるなどの対応をしてきているところです。

市民図書館といたしましても、今後も館内の秩序を保つために、他の利用者に迷惑を及ぼす利用者に対しては厳格な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 村川委員。

○村川みどり委員 厳格な対応をお願いします。

市役所は大人だから我慢するんですけども、やっぱり図書館はどうしても高校生とかにみんなに聞けば、怖いし何とかしてほしいとみんな言うし、子どもも来ている場所なので、図書館だけは厳正に対応してほしいなど。受験シーズンも始まるし、ぜひ厳格な、厳正な対応をお願いします。

あともう1点、そのSさんじゃないんですけども、すごい口臭のする、体臭というか、ちょっと問題のある——市役所にいる人はわかると思うんですけども——人も入ってきますともうぐあいが悪くなって——まあ、その人はうるさくしていないんですけども、異臭を放つ人も入ります。その人もどうかと。排除することも難しいんだろうけれども、公共の場なので、ぜひより多くの市民が快適に過ごせるような対応をお願いして、私の質疑を終わります。

以上です。

○丸野達夫委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 小豆畑です。よろしくお願ひいたします。

最初の質疑は、市営バスについてです。

ことしの1月に、青森市役所の窓口機能がアウガに移転しました。アウガは、電車や市内各方面からのバスの結節点となっている駅前にあるため、公共交通機関を利用して訪れやすい環境となっています。

実際に、総合窓口のオープン当初、市では鉄道やバスでの来庁を市民に呼びかけるあおもりレール・バスライドキャンペーンを展開していました。しかしながら、西部営業所から西バイパスを通過して中心部へ向かうバスは、アウガに1番近いバス停が古川となっていて、青森駅前や新町まで乗り入れることはありません。西バイパス沿線の住民の方に見れば、今まで本庁舎に窓口部門があったときは、庁舎の前でおりにて用事を足すことができたんですけども、今は逆に庁舎から離れたところでおりにて歩かなければならないので、前よりも不便だと言っております。

バスを利用する方の中には、車を運転しない高齢者の人も多くいらっしゃるわけですから、特に冬場は足元が悪くなり古川からアウガまで歩くのが大変だとの御意見や、新町に買い物に行きたいんですけども、新町通りまで乗り入れるバスがなくて不便だという声が寄せられております。弘南バスは、西バイパスは通らないんですけども、駅でUターンして新町通り、柳町通りを通過して再び国道へ出るバスがあったと思います。

ぜひ市営バスの西バイパス線については、例えば午前1本、午後1本でもいいですので、ぜひ青森駅まで乗り入れていただきたいと思いますが、市の考えをお願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 小豆畑委員の西バイパス線の青森駅への乗り入れについての御質疑にお答えいたします。

交通部では、現在、「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン 2017～」に基づき、ニーズに対応したサービスを提供するため、より利便性が高く効率的な運行となるよう取り組みを進めているところであります。

お尋ねの西バイパス線の西部営業所発古川方面行きの運行状況ですけれども、現在、平日古川行きが4便、県立中央病院行きが2便、東部営業所行きが1便の合計7便を運行しております。また、土曜日、日曜日、祝日につきましては、全て古川行きとなっております、6便を運行しております。

西バイパス線の一部の便を青森駅に乗り入れするべきとの御意見につきましては、一定程度のニーズが見込まれますことから、今後のダイヤ編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ぜひよろしく検討して下さるようお願いいたします。

次に、市営バスについてまた質疑ですけれども、県道鶴ヶ坂千刈線にある屋根のみのバス待合所への防風パネル設置についてです。

県道鶴ヶ坂千刈線にあるバス待合所、例えば石江のバス停やあすなろセンター前バス停ですが、これらのバス停の待合所は屋根しか設置されていなくて壁がありません。雨風が強い日や吹雪の日は横殴りとなるために、屋根だけでは効果が薄いんです。バス待ち環境向上のために、県道鶴ヶ坂千刈線の屋根しか設置されていない待合所については、防風パネルを追加で設置していただきたいと思いますが、市の考えをお示しく下さい。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 県道鶴ヶ坂千刈線の待合所のうち、屋根のみの待合所の防風パネルの設置についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、待合所の整備につきましては、老朽化したものを優先して改築や修繕を行っております。県道鶴ヶ坂千刈線での屋根のみの待合所は、石江及びあすなろセンター前の2カ所ですけれども、当該待合所につきましては、平成24年度と平成25年度に、一般社団法人公営交通事業協会のバス停留所に係る支援事業を活用し整備されたものです。同様の形状の待合所は、国道や観光通りにも存在しておりまして、このたびのバスまち空間向上事業の一環として、防風パネルの追加を検討してきたところですが、パネルを追加するには、これを支える支柱を歩道に埋め込む工事が必要でありまして、国道や県道には地下埋設物が多く存在するため

難しい状況となっております。こうしたことから現在、支柱を埋設せずに行う方法について、専門業者に相談しているところでありまして、今後、技術的に可能であるとの回答を得た場合には、道路管理者との協議に向けて検討してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よろしく申し上げます。

次に、市営バスについて3点目の質疑は、県道鶴ヶ坂千刈線のバス待合所の未整備箇所についてです。

県道鶴ヶ坂千刈線にあるバス停の中には、まだ待合所が整備されていない箇所がありますので、これらについても早期に待合所の整備を進めていただきたいと思いますけれども、市の考えをお示しいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 県道鶴ヶ坂千刈線のバス停の待合所の未整備箇所の整備についての御質疑にお答えいたします。

本市では、バスまち空間向上事業として平成29年度から平成32年度までの4年間に利用者を雨風や雪から守る快適なバス待合所を整備することとしておりまして、老朽化した既存待合所の改築や修繕のほか、待合所がないバス停への待合所の新設につきましては、1日当たりの平均乗車人数がおおむね40人以上で、かつ待合所を建設する敷地が確保できることを条件とし、その上で地域の方々の維持管理に関する協力が得られたところから順次整備を進めることとしております。

お尋ねの県道鶴ヶ坂千刈線の青森駅方面のバス停の中で、いまだ待合所が整備されていない箇所は天狗館、西高校前、松ヶ丘保養園前、三内霊園入口、マツダ自動車学校前の5カ所となっております。このうち天狗館につきましては1日当たりの乗車人数は21人で新設の条件を満たしておりませんが、西高校前、松ヶ丘保養園前、三内霊園入口及びマツダ自動車学校前の4カ所は、おおむね40人以上の条件を満たしております。しかしながら、この4カ所は歩道上に待合所を設置することは歩道幅員が狭いことや地下埋設物が存在することなどにより難しい状況にありまして、このため道路敷地外の土地について調査を行いましたところ、このうち三内霊園入口についてはバス停前の県有地を、それから松ヶ丘保養園前については民有地を借用できる見込みが出てきたことから、今後、土地所有者等と協議することとしているところです。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 1日も早い設置をお願いいたします。

次に、4点目の質疑は、西バイパスのバス待合所の整備についてです。

西バイパス沿線にある住宅地周辺のバス停、例えば白旗野通り、青葉台団地、平和台団地、健康ランド前については、バス停付近に建物が全くないために冬場はバスを待っている間、雪や風が直接吹きつけてすごい厳しい環境にあるところです。

これらの西バイパス線上にあるバス停についても早期に待合所を設置していただきたいと思いますが、市の考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 御答弁申し上げる前に、先ほど松ヶ丘保養園前というように申し上げましたが、正確には松丘保養園前ということで謹んで訂正しお詫びさせていただきます。

それでは、西バイパス線のバス停の待合所設置についての御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたように、待合所の新設につきましては1日当たりの平均乗車人数がおおむね40人以上で、かつ待合所を建設する敷地が確保できることを条件としております。お尋ねのバス停の1日当たりの西バイパス線のバス停ですけれども、平均乗車人数につきましては白旗野通りが6人、青葉台団地入口が10人、平和台団地が8人、健康ランド前が2人でありまして、いずれも平均乗車人数が10人以下となっております。

交通部といたしましては、まずは40人以上のバス停を優先して整備することとしておりますので、現在の状況では難しいものと考えておりまして、そのような事情を御理解願いたいと存じます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 40人以上になるには大分時間を要すると思うんですけれども、まずは乗車数がふえなければ難しいということなんですよ。ただ、乗車数は少ないかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、お天気の悪いときは本当に大変厳しい状況にありますので質疑させていただきました。ありがとうございます。

次は、市民バスについて質疑させていただきます。

市民バス岡町線のルートの中には、西部営業所から新城地区、油川地区、沖館地区を経由して駅西口から古川に抜けるルートがあり、またその折り返しとなるルートもあります。このルートの現在の便数は、西部営業所を出発点とするルートが1日3便となっていて、時間帯としては朝の7時半、13時10分発、15時40分発となっています。また、折り返しの古川バス停を出発するルートも同様に1日3便となっていて、朝の8時25分、14時20分、16時40分となっています。この岡町線のルートは、新城地区から油川地区へ直接向かうルートとなっていますので、電車で新城から青森駅に向かって、そこから乗り継いで油川駅に向かうよりも効率がよくて新城地区と油川地区の間を短時間で移動することができるのです。ですから、新城地区から青森北高校に通う生徒の通学手段として使われています。

今回、新城地区の住民の方からこのルートのダイヤについて要望がありました。現在のダイヤだと津軽新城駅前を午前7時33分に乗車して、北高校の最寄りのバス停となる油川小学校前には午前7時38分に着いてしまい、その便の後は、お昼過

ぎになってしまうので、通学に使おうとするこの朝一番の便では午前7時38分に最寄りのバス停到着となるんですけれども、これだと早すぎると。大体1時間ちょっと前に着いちゃうんですね。また、学校から帰る時間についても、このルートの最終便は油川小学校前を16時54分発となっていて、部活動の時間を考えるとこれもまた早すぎて利用ができないということなんです。

バス利用者は当然、通学のお客さんだけではなくて、通勤のお客さん、それから買い物で利用する人、通院する方いろいろいると思いますので、通学とその他の目的で利用する場合の時間のバランスというのもあると思うんですけれども、現状だと朝夕ともに通学には不便な時間となっているので、もっと高校生の通学時間帯に配慮した朝夕のダイヤにしていだけないものかと思います。

そして、このことは折り返しのルートとなる古川バス停出発のダイヤについても言えるのではないかと思います。

現在のダイヤですと、古川出発の朝一番の便は午前8時25分発となっていて、この便が沖館や油川を通過して津軽新城駅前に着くのが午前8時44分となります。今回、市民の方からお話があったのは、新城地区から北高校への通学についてですけれども、新城地区には青森西高校がありますので、国道から離れている沖館地区や油川地区から西高校に通学している生徒についても、北高校のケースと同様に学校への登校時間を踏まえたバスのダイヤを望んでいる人がいるのではないかなと思います。

バスのダイヤが通学時間帯に合えば利用したいと思っているけれども、現状の朝一番の津軽新城駅前の到着時間だと午前8時44分到着ですので、西高校の登校時間には間に合わないため別な通学手段を選ばざるを得ない方がいるのではないかなと推察しております。

西高校からの帰りの時間帯についても、このルートで新城から油川、沖館方面に向かう最終便が15時43分津軽新城駅前発ですので、先ほどの北高校のケースと同様に帰宅時間としては早すぎるのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、市民バス岡町線について、新城地区から北高校への通学、また沖館・油川地区から西高校への通学に配慮したダイヤ変更ができないものか市の考えをお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 小豆畑委員からの市民バスについてのお尋ねにお答えいたします。

市民バスは、市営バスにおいて事業採算性が低いことから維持が困難であった路線につきまして、地域の足として確保していくため、平成23年度から順次、路線再編とあわせて、民間バス事業者への委託による運行を行うこととしたものであり、岡町線も市民バスとして民間委託により運行しているところです。

市民バスの運行に当たりましては、地域で開催いたしました住民懇話会において、

当該地域における生活交通のあり方について御理解いただきながら、運行本数や運行ルートなどについて地域の皆様とともに考え、地域との合意形成の上で運行計画を作成し進めてきたところであり、岡町線につきましても、平成 23 年から平成 24 年の間に計 6 回の住民懇話会を実施したところです。

この住民懇話会における意見を集約した結果、岡町線のうち、沖館を經由し西部営業所と古川を往復する路線系統のダイヤにつきましては、主に通院・買い物利用目的を中心として設定したものです。しかしながら、新城方面から中心部へ向かう朝の便につきましては、北高校への通学利用と市中心部への通勤利用の双方に配慮したものであり、結果として、現在の運行時刻となったものです。なお、住民懇話会におきましては、沖館・油川地区から西高校への通学利用に関する御意見はなかったところです。

このように、現在の市民バスのダイヤは移行前の市営バスのダイヤを基本としつつ、当時の住民懇話会の意見を集約した結果設定したものであることや、現在の運行時刻で御利用いただいている方への影響があることから、慎重に検討することが必要と考えているところですが、利用状況や御意見を踏まえながら、今後も利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 今、市の答弁に正直言って本当に納得がいかないんですね。まず、今の市の答弁では、現在のダイヤは市民バス移行前の市営バスのダイヤを基本に住民懇話会を 6 回開いて設定したものだという経緯について、いろいろと御紹介いただきました。でも、その住民懇話会というのは、岡町地区の地域住民の方を対象に開いたものだとし市の側からお聞きしています。そもそもこの市民バスというのは、もともと交通部で市営バスとして運行していた路線の中で、採算性が悪くてバスの運賃収入で運行経費を賄っていくことが困難だから、公営企業としてではなく市の公共サービスとして運賃収入で足りない部分には、市民の皆さんの税金などを使って維持しているものですよ。それにもかかわらず、岡町地区の住民の方を対象にした懇話会での意見だけで運行ダイヤが決まるというのは、私はおかしいと思います。もちろん、市営バスの時代からの経緯を踏まえて岡町の住民の方の御意見を尊重するというのは当然のことですけれども、市民の皆さんの税金を使ってみんながこの路線の運行経費を支えていくのであれば、せめて運行ルート上にある新城、油川、沖館地区の住民意見も聞くという姿勢を持つべきだと思いますよ。

次に、今の市の答弁の中で、住民懇話会では沖館・油川地区から西高校への通学利用に関する意見がなかったとのくだりがありました。これは当たり前です。岡町の住民懇話会というのは、岡町に住んでいる住民だけが出るんですよ。なぜ、岡町地区の住民の方を対象にした懇話会の中で、沖館や油川地区から西高校への通学の話題が出るんですか。沖館地区や油川地区の住民の方を対象にした懇話会の中で、西高校への通学にバスを利用したいかどうかお聞きするのであればわかるんですけ

れども、そうでなければ自然に出てくる話ではないですよ。答弁おかしいと思いませんか。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

次に、今の市の答弁の最後の部分で、現在の利用者の状況や御意見を踏まえて今後の利便性の向上に努めるというくだりがありました。この内容だと、私の質疑したことと市の答弁がかみ合っていないと思います。私はこのままだとこの路線のダイヤが不便で利用できないという人がいるから、現在利用できていない方の意見にも耳を傾けてほしいという質疑をしているのに対して、現在の利用者の意見を踏まえるでは何も変わらないじゃないですか。私は、今使いたい人の声を聞いてほしいと言っているんですよ。

きのう、少し地元の町会長さんともお話ししました。もっと岡町からの乗車数とかいろいろ聞いたかったんですけども、ちょっと時間がなくて今回は再質疑はしませんが、私も少し地元の方の御意見をお聞きしたりして、別な機会にこの件はもう一度、市にお願いしてみたいと思っております。

以上で終わります。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時10分からといたします。

午後0時3分休憩

午後1時10分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 市民の声あおもりの奈良岡隆です。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費について、風疹についてお尋ねします。今、風疹は全国的に大流行しています。村川委員も話されていましたが、本県ではまだ幸いにも報告事例はありません。ただ、それも時間の問題だと思っています。

そこでお聞きしますが、風疹は怖い病気だと言われてはいますが、なぜかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 奈良岡委員の風疹対策についての御質疑にお答えいたします。風疹はなぜ怖いのかとの御質疑でありました。

風疹は、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とする風疹ウイルスによる感染性疾患であります。一般的には症状は軽症で予後も良好と言われておりますけれども、罹

患者の 5000 人から 6000 人に 1 人程度が脳炎や血小板減少性紫斑病を発症し、また妊婦が妊娠 20 週ころまでに感染すると、白内障、先天性心疾患、難聴等を特徴とする先天性風疹症候群のお子さんが産まれる可能性があるということで、この風疹の予防ということが非常に重要であることが言われております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今、保健部長のほうからお話がありましたけれども、風疹がなぜ怖いのかというと、免疫のない女性が妊娠初期に風疹に罹患すると風疹ウイルスが胎児に感染して、出生時に先天性風疹症候群と総称される障害を引き起こすからです。その大きな症状は、先天性の心疾患、難聴、白内障です。この大疾患のほかにも、網膜症とか肝脾腫とか、血小板減少、糖尿病、発育遅滞、精神発達遅滞、小眼球——眼球が小さく産まれる、いろんな症状が出てきます。糖尿病とか、発達遅滞とか精神発達遅滞など、そして、最も大きいのが先天性心疾患、難聴、白内障です。

ただ、風疹はワクチンによって予防可能な疾患だと言われていています。風疹のワクチン接種は、この先天性風疹症候群の予防がワクチン接種の第一の目的だと考えるということですのでよろしいかどうかお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。風疹ワクチンの目的は、この先天性風疹症候群の発症予防が目的であると考えてよいかとの御質疑でありました。

この風疹ワクチンの予防接種は、先天性風疹症候群の予防に加え、風疹の発生の予防、また蔓延防止を目的に行うものであります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、風疹に妊婦の方がかかると、心臓が悪い子どもとか難聴の子どもとか、いろいろと障害を持った子どもが産まれるからです。そういう障害を持った子が産まれないためにワクチン接種をするわけですよ。そういう障害を持った子どもたちが産まれると、その子どもたちは一生その病気を持って過ごさなければいけない。だから、風疹の予防接種、ワクチン接種が必要なわけです。

それで、青森市では、このいただいた風疹抗体検査、ワクチン接種費用助成とかを行っています。ただ、抗体検査で抗体価が低いとされた方が対象となっています。そうですね。風疹抗体検査は無料ですけれども、ただ対象に条件がある。抗体検査を受けたことがない方、予防接種を受けたことがない方、風疹にかかったことがない方、この全て 3 つに該当しなければ抗体検査を受けられない。風疹の予防接種を 1 回でも受けた方は制度対象とはならない。そうですね。これだと 1 回でも予防接種、ワクチン接種を受けた方は抗体があると思って安心すると思うんですが——だって、それは抗体検査の対象外ですから、1 回でも受けていると自分では抗体がある、大丈夫だと思う可能性がありますけれども、ワクチン接種を受けた方は抗体ができると考えていいのかどうかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。ワクチン接種を受けた方が抗体がついたとっていいのかとの御質疑でありました。

現在、風疹予防接種として主に使用されているのは、麻疹・風疹の混合ワクチンです。このワクチン接種による、いわゆる抗体陽転率と言いますが、つまり抗体がつく割合は95%以上であります、約5%は抗体がつかないということが国の指針から示されているところです。

また、予防接種を受けて抗体ができて、10年以上経過して抗体価が発病を防ぐというレベル以下になってしまう場合もあると言われております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうなんですよね。だから今は2回接種しているんですよね。2回接種すると99%の確率で抗体ができる。ただ1回だと95%です。95%だと、100人いると5人、1000人だと50人に抗体がない。初期ワクチン不応と言うそうですけれども、妊娠可能な女性の皆さんの中に1回だけしか集団接種を受けていない方がいると思いますけれども、青森市にどれぐらいいるのか、推計でよろしいのでお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。風疹ワクチンを1回しか受けたことがない方々の中で——済みません、もう一度確認させてください。風疹ワクチンを1回しか受けたことがない方々で抗体がない方々……。

[奈良岡隆委員「済みません、妊娠可能な女性の人の中で1回しか集団接種、ワクチン接種を受けたことがない方がどれぐらいいるのかということですよ」と呼ぶ]

○浦田浩美保健部長 失礼いたしました。妊娠可能な年齢の方々の中でワクチンを1回しか受けたことがない方々は推計でどれくらいかとの御質疑でありました。

予防接種を受ける機会が1回の年代の女性の方々に妊娠可能な年齢ということで申し上げますと、その年齢に該当する方々は28歳から45歳までの方々がワクチンの1回接種の世代で妊娠が可能な年齢と考えれば、人口で言いますとおよそ3万人程度となります。しかし、この中には妊娠歴があつて既に妊婦健康診査で風疹抗体検査によって抗体価を把握していると思われる方もいらっしゃるものと思います。過去3年くらいの妊娠の届け出をされたこういった方々の人数約5000人を引きますと、残りは約2万5000人となりますので、おおむね2万5000人の方々ということが推定されるものと思います。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

妊娠しようとする方でワクチン接種を1回だけしか接種を受けていない方が2万5000人くらいいると。そうすれば、その2万5000人の中で95%の確率で抗体がつ

くということは、5%の方は不応なわけですからつかないわけです。それと、今の計算すると、青森市内に子どもを産む可能性のある女性の方で1250人の方が風疹の抗体を持っていない——というか、抗体がない方です。まず1250人いる。

ただその5%の方たちというのは、初期ワクチン不応と言う人だそうです。要するに、ワクチンを受けても抗体を持たなかった人。そのほかに抗体が低くなる人もいますよね。先ほども少し話されましたけれども、つまり抗体が低下してきて罹患する可能性がある人もいます。その方というのはどれくらいいるのかちょっと心配になりますけれども、抗体の持続期間、要するにワクチン接種をすると抗体がどれくらい持続するのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

抗体の持続期間ということのお話でありましたが、期間というよりもどれくらいの割合で免疫が保たれるのかとのことで言うと、その保たれる割合は約90%くらいと記憶しております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 例えば風疹に関してというか、感染症に関しては、国立感染症研究所、これは日本で一番権威のあるところの感染症情報センターで、風疹予防接種に関するガイドラインというものをを出しています。当然御存じだと思うんですけども、その中に、95%の方が要するに陽転するということで、抗体を持つ。ただ、20年近く抗体が持続し、自然感染による発症を防御します。ワクチンを2回接種すると20年近く抗体が持続して自然感染、罹患から防御できる。2回接種して20年と国立感染症研究所のほうで話をしています。

ですから、抗体の持続というのは2回接種して20年なんです。もっと言えば、1回接種した場合は六、七年と言われていますよ。例えば、昭和62年以前に生まれた人たちというのは中学生で予防接種していますから、15歳で予防接種したとしても六、七年だと二十二、三歳で抗体が低くなる。2回接種したとしても35歳ですよ。

やっぱり、先ほどの話だと、青森市内に風疹への抗体を持たない女性が1250人いる可能性があるという話でしたけれども、ひょっとすればもっともっと多くいる可能性もあります。抗体は六、七年あるいは20年で持続しなくなるんですから、実をいうと、子どもを産もうとしている人たちで、自分で抗体を持っていると思って持っていない人が1250人どころか何千人も、ひょっとすれば1万人を超えている可能性があります。その人たちがもしも妊娠して風疹に罹患すると、障害のある子どもが生まれる可能性が非常に大きい。これはきちんと対策をとっておかなければいけないと私は思いますよ。

例えば青森市のほうで、この予防接種助成のワクチンの中で、まず抗体検査はする必要があると思うんですよ。その子どもを産もうとしている若い女性たちが、果たして風疹の抗体を持っているのかどうか、きちんと抗体検査をする。そのこと

がまず大事だと私は思うんですよ。それで、抗体検査をした結果、抗体を持っていない方はきちんとワクチン接種をする。

ところが、この青森市の助成制度は、抗体検査を受けたことがない方、予防接種を受けたことがない方、風疹にかかったことがない方、この3つの条件を持たないと抗体検査ができないんですよ。つまり1回でも受けているとできない。それで今、風疹がこういう問題になっていて、全国の多くの市では今、2回接種した方は除外しているけれども、1回接種した方は抗体が低くなっている可能性があるので対象としています。例えば、南陽市、いわき市、喜多方市、上山市とかいっぱいありますよ。青森市もこれは1回にしたほうがいいと思うんですよ。

2万5000人いて、15歳でワクチン接種をした人が1回だと6年から7年しか抗体の持続がないとすれば、青森市の女性たちが子どもたちを産み育てやすい環境をつくろうとする青森市ですから、もう一度きちんとワクチンの抗体検査をできるようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。ワクチンの1回接種の世代で妊娠を考えている方々、こういった方々にワクチン接種がきちんとできるようにすべきではないかとの御質疑でありました。

ただいま奈良岡委員のほうから、他都市で独自に、国の制度とは別に1回接種があった方であっても抗体検査、またワクチン接種の対象としているとの御紹介がありました。そういった都市があるということをつただいま奈良岡委員からの紹介で存じた次第です。

市におきまして、今後そういったこともやっていくべきではないかとの御質疑でしたが、まずは他都市の状況について把握をしてみたいと考えております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 青森市に2万5000人いる女性の方で、1回ワクチン接種をしている、だから自分は抗体を持っていると安心している方はいっぱいいると思いますよ。ところが、実際は抗体がなかったり、低くなって風疹に罹患する可能性がある人がいる。やはりワクチン接種以前にちゃんと抗体があるのかどうかを、まず青森市として検査するように勧めるような制度にして、そういう障害のある子どもたちが産まれないようにしてほしいと思うんです。まず、他市の例を調べてやっていただきたいと思います。

それからもう1つ、大変恐縮ですけれども、実はうちの親族の中にも、今、風疹が全国的に大流行しているということで、心配して母子手帳を見ました。母子手帳を見たら、確かに母子手帳には中学校で風疹のワクチン接種をしています。大丈夫なんだろうなと自分では思って安心したけれども、でも念には念を入れて抗体検査をした。抗体検査をしたら、なかった。当然慌てますよね。自分は若い女性で抗体がないんだから。それで、自費でもいいからワクチン接種をしようと思って青森市

内の病院に電話したそうです。青森市でワクチンを受けられる指定医療機関、これに全部で96か95ぐらい書かれていますけれども、ここに行けば風疹のワクチン接種をすぐ受けられるのかどうかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。風疹ワクチンの接種の協力医療機関に行けば、すぐにワクチンが打てる状況になっているのかとの御質疑がありました。

抗体検査の結果、抗体価が低くワクチン接種を希望した場合、医療機関では通常ワクチンの効率的な使用のため接種希望を受けた後、必要な分のワクチンを卸売販売業者から取り寄せ、納品された後に希望者に接種する流れとなっております。

ワクチン接種を希望していたにもかかわらず、幾つかの医療機関からワクチンがないとかということをお言われたと相談いただく場合もありますが、そのような場合は、風疹予防接種の協力医療機関のワクチンの調達状況などを確認して、接種可能な医療機関を情報提供しているところです。

そして、風疹予防接種の協力医療機関ということで申し上げますと、現在86カ所となっているんですけれども、この各医療機関の状況を把握したところでは、現状では接種できる体制となっていることを把握しております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 接種できる体制になっていると言うから、黙って聞けば、そうすれば自分に抗体がなければワクチン接種をすぐできるんだなと思いますよ。特に、市のほうでこうやって医療機関を出していますから、自分で抗体検査して抗体がなければ、医院にワクチン接種を受けたいと電話します。ところがそうではないですよ。電話しても、まず予約しなければ——ほとんどの医院ではワクチンを持っていないですから、電話が来たら、そうすれば待ってください、取り寄せますからですよ。取り寄せて運よく来ればいいですよ。なければずっと待っていなければいけないわけでしょう。予約してすぐあったとしても1週間ぐらいかかると聞いていますけれども、もしもワクチンの製造会社のほうにワクチンが不足でなかったら、予約してもなかなか来ないじゃないですか。私の親族も、こういうのを見て自分で電話したそうですよ。何ぼ電話してもない。ワクチンはありませんと言われたと。それで、仕方なくて市民病院に電話したと。市民病院に電話したら、市民病院は二次医療機関なので一般市民はやっていないと。相談にも乗ってくれない、どこに行けばいいとかも言わない。二次医療機関だからですよ。だから、自分たちは自分たちの従業員、医療関係者の分しかやらないので、市民に対しては、あとは知りませんという対応です。本人が自分であちこち電話して、やっとあるところを見つけてやったんです。

青森市は今、子どもが少なくて困っているわけですから、もう少し制度的に優しい対応ができるような、そして若い人たちが産み育てやすい環境にしたほうが私は

いいと思いますよ。ちょっともう少し考えていただきたい。風疹にかかって、そういう心疾患とかで産まれた子どもも私は知っています。ずっとですよ。大変なんですよ。それはきちんと抗体検査して、ワクチン接種をすれば防げる病気なんです。それをやるのは市しかできないんですから、そのところをきちんと考えてやっていただきたい、これは要望で終わります。

時間がないので、あと1つだけ、ごみ問題を聞かせてください。第4款衛生費第2項清掃費に関係してごみについて。

前にもスプレー缶のごみの回収方法について要望しましたけれども、たしかそのときの答弁だと、他市の先例、事例を調査して考えるというような答弁だったと思いますが、その後どうなったのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 奈良岡委員のスプレー缶のその後の対応状況についてということでお答えをさせていただきます。

前回、奈良岡委員からお話を伺いまして、本市におきましてはエアゾール缶——スプレー缶イコールエアゾール缶と言わせていただきますけれども、エアゾール缶の処理体制を整備するに当たりまして、他の自治体を調査いたしました。その結果、青森県内10市においては使い切り、要は全部使い切ってくださいということをご指導した上で、10市中7市がその後の穴あけをしてくださいますというふうに指導を行っており、残りの3市につきましては、穴あけの指導は行っていないという状況でありました。また、中核市においても調査しておりまして、中核市においては使い切りを指導した上で、54市中23市が穴あけの指導を行ってございました。残り31市は穴あけの指導は行っていないという状況でありました。

このことを受けまして、市といたしましては、市民に穴をあけさせない収集体制についてちょっと検討をしたものですが、その検討結果ですが、穴をあけさせないために、例えばその後の穴あけ処理を誰が行うのか、またどこで行うのか、さらに新たな経費負担がどの程度になるのかということもありますので、その辺の課題について現在、調査研究をしているところです。

今後、本市でどのような処理体制がとれるのかにつきましては、本市の実情を踏まえて引き続き検討してまいりたいと考えております。また、処理体制が整うか整わないかにはかかわらず、まずはエアゾール缶——今のスプレー缶につきましては、ガス抜きをしてくださいますというようなガス抜きの周知について、来年度、清掃ごみ及び「広報あおもり」等を活用して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 前も予算特別委員会でお話ししたと思うんですが、この穴あけで、穴をあけて爆発して亡くなった方とかけがした方とかがいらっしゃいます。その事例があって、エアゾール缶は穴あけをしないということが国のほうで方針として各

自治体に示されていると思います。それで、今の話だと調査研究をするということですが、いつまで調査研究をするのか。その調査研究をしている間に事故が起こればどうするんですか。早く決めてほしい。聞くところによると、お金がかかるからということもあるようですけれども、私から言わせるとお金がかかるのと、そういう事故が起こって人が死ぬのと、どっちがどうなのというふうに思います。そのときに、国の指針として自治体に示されていて、その危険性を知った上でもしもそういう事故があったとすれば、市に何らかの責任を問われかねないとも私は思いますよ。

ですから、そこのところはきちんともう一度調査をして、市の指針に従って対応したほうがいいと思います。そのことを要望して私は終わります。

どうぞよろしくお願いします。

○丸野達夫委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良委員であります。

私からは1点、ごく簡単に質疑します。

議案別冊 60 ページから 61 ページ事項別明細書に基づいて、第 10 款教育費第 2 項小学校費及び第 3 項中学校費に関連してお伺いします。

市内の小・中学校で、郵便受けがない学校はどれぐらいあるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 奈良委員の小・中学校への郵便物を受ける郵便受けの設置についての御質疑にお答えいたします。

市内小学校 45 校及び中学校 19 校において、現在郵便受けが設置されていない学校は、小学校 1 校のみとなっております。なお、当該校における郵便類の受け取りについては、直接学校職員が行っておりまして、特に業務に支障が出ていない状況となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。1 校ということで、そうすれば支障がないということですので、今のないところは新たに学校で今後設置するという予定とかはないんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

当該校では、今申し上げましたとおり業務には支障が出ていないということではありますけれども、まずは各学校の設置状況についてお伝えするなどの対応はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 以上で終わりますけれども、実は学校によって A 4 サイズのこう

いう封筒が入らない郵便受けがあるところとかがあるんですよ。小さい封筒しか入らないと。実は、我々がいろいろ急ぎの文書のを学校配達して歩く場合があって、平日であれば職員の方がいらっしゃるからいいんですけども、日曜日とか休みのときに物を配達する、それから大きい荷物を配達するときなんかはちょっと難儀して困るものですので、その視点からお伺いをさせていただきました。まずは——これは教育委員会で作れとかそういうものではありませんので——了解しました。以上で終わります。

○丸野達夫委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費第5目福祉館費、第10款教育費第5項社会教育費第2目市民センター費に関連して質疑いたします。

敬老会の期間のときに、ある市民の方から、市民センターのトイレが和式で手すりもなくてすごい大変で、ことしは敬老会に行くのをやめたというお声をいただきました。この高齢化が進む中で市民センター、分館、福祉館のトイレの洋式化や、手すりの整備状況をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 軽米委員の市民センター、分館、福祉館等のトイレの設置状況ということで、教育委員会では公民館機能を有する施設として、市民センター及び中央市民センター分館、浪岡中央公民館及び地区公民館を設置しておりますので、そちらのほうをお答えしたいと思います。

まず、中央市民センターを初めとする市民センターの洋式トイレの設置状況につきましては、11施設全てにおいて男女とも最低2カ所以上の洋式トイレを設置しているところであり、内訳といたしましては、男子用トイレが65カ所中34カ所、女子トイレが107カ所中53カ所、また、障害者用・多目的トイレ19カ所の計106カ所となっております。

また、手すりの設置状況につきましては、11施設のうち5施設に手すりを設置しており、内訳といたしましては、男子用トイレ19カ所、あと女性トイレ27カ所となっております。さらには、11施設全てに設置されている障害者用・多目的トイレ19カ所にも手すりが設置されているところであり、合計65カ所となっております。

次に、教育委員会所有の中央市民センター分館における洋式トイレの設置状況についてでありますけれども、こちらも11施設あり、そのうち8施設において洋式トイレを設置しております。内訳といたしましては、男子用トイレ19カ所のうち8カ所、女性用トイレは39カ所中17カ所、また、多目的トイレ2カ所の合計27カ所において設置しております。

また、手すりの設置状況につきましては、11施設のうち多目的トイレを設置している2施設の合計2カ所となっております。

次に、浪岡中央公民館及び地区公民館の洋式トイレの設置状況についてでありま

すけれども、こちらは6施設あり全てにおいて男女とも最低1カ所以上の洋式トイレを設置しており、内訳といたしましては、男性用トイレ17カ所のうち14カ所、女性用トイレ27カ所のうち19カ所、また、障害者用・多目的トイレ2カ所の合計35カ所となっております。

また、手すりの設置状況につきましては、6施設とも男性用・女性用トイレに手すりはなく、2施設に設置されている障害者用・多目的トイレ2カ所に手すりを設置している状況となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 軽米委員の市民センター、福祉館のトイレについての御質疑のうち、福祉館等のトイレの洋式化と手すりの設置状況についての御質疑にお答えいたします。

福祉部が所管している施設は、福祉館11施設及び高田教育福祉センターの合計12施設であり、全ての施設において男女ともに最低1カ所以上の洋式トイレを設置しております。設置状況といたしましては、男性用トイレ22カ所のうち13カ所、女性用トイレ37カ所のうち19カ所に設置しているほか、障害者用トイレを含む男女兼用トイレ5カ所全てを洋式化しており、合計37カ所となっております。

次に、手すりの設置状況につきましては、男性用トイレ2カ所、女性用トイレ4カ所、障害者用トイレを含む男女兼用トイレ4カ所の合計10カ所となっております。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

今回聞き取りした中では、本当にほとんどの施設に洋式トイレが設置されていて、厳密にいうと分館が3カ所だけ洋式トイレがない場所があるだけで、あとは洋式トイレが必ず1個はついているという部分をお聞きしましたし、また市民センター等には多目的トイレも設置されているということで、そういった部分では随分整備されているんだなと大変安心しました。ただ、今回お声をいただいた方も当然多目的トイレも洋式トイレもある中で、敬老会とかそういうイベントがあると、トイレを使う方がすごい多い中で、恐らく和式のトイレに入られたと思うんですけれども、要するに手すりもなく、トイレもたくさんの方が利用するので大変汚れていて、毎年それを感じていて、ことしとうとう行くのをやめたんですというお話だったんです。当然、なかなか全部にきちんと整備をするというのは難しいかと思うんですけれども、福祉館とか分館には、たしか地域活動環境改善事業というのがあって、それを市民、町会からの要望で施設の整備とかができることになっているかと思うんですけれども、そういった部分でどういう要望が一番多いでしょうか。

○丸野達夫委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。まず、教育

委員会からは、分館に関連して地域活動環境改善事業を活用した要望状況ということでお答えいたしたいと思います。

教育委員会所有の中央市民センター分館及び浪岡地区の公民館への地域活動環境改善事業の活用に係る町会等からの要望につきましては、平成 29 年度、平成 30 年度の 2 カ年度において、対象 16 施設中 14 施設から 35 件の要望が寄せられております。要望事項につきましては、一番多いのは施設の修繕の中で、屋根や外壁等の修繕ということで 18 件上がっており、そのほか床、畳の張りかえが 3 件、暖房機や電気設備の修理交換等が 4 件、施設の修繕については計 25 件となっております。このほか施設の管理運営に必要な備品の購入として、例えば会議用の椅子でありますとか、ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン等との要望が 10 件ほどあります。

なおトイレの洋式化及び手すりの設置についての要望はありませんけれども、トイレの環境整備に係るものとしては、臭気対策とか、個室の改修ということで 2 件ほど要望が上がっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。福祉館等における地域の要望がどのようなものかというお尋ねです。

福祉館及び高田教育福祉センターへの地域活動環境改善事業の活用に係る町会等からの要望につきましては、平成 29 年度、平成 30 年度、2 カ年度におきまして 10 施設から 41 件の要望が寄せられております。主なる要望事項といたしましては、椅子、テーブルの整備として 8 件、カーペット敷設を含む床面改修が 5 件、トイレ環境整備、音響機器整備がそれぞれ 4 件となっております。

なお、トイレの環境整備にかかる、要望事項の内訳といたしましては洋式化への改修が 2 件、温便座の設置が 1 件、個室トイレの手すりの設置が 1 件という形になっております。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 どうしても古い建物がほとんどですので、今のお話を聞いても、屋根とか水漏れであったりとか外壁とか、そういうことがまず中心で、この事業で修繕されているんだなということがわかるんですけども、なかなかトイレの要望というのは、こうやって全体的に見るとそんなに多くないのかなとは思いますが。分館と福祉館のほうは、そういった現場の声が重視されての要望が多いかと思うんですけども、今言ったような和式のトイレは、当然立ったり座ったりするのは非常に困難な方がすごく多いかと思うんです。分館、福祉館は古いところが多いので、トイレの手すりまでなかなか頭が回らないのかなというところもありますので、そういうふうな部分もアドバイスの中で、声をかけてあげると手すりがあると本当は楽なんだなということがあられるかもしれませんので、そういったところもお

話いただいたときにでも、もしかすれば1つの案として出していただければどうかなどは思います。

市民センターのほうはやはりきちんと整備されていて、多目的トイレもあるので何か必要ないかなという感じもするんですけども、こちらは当然市の予算からそこだけ出すということになるとそれもまた大変かなと思うんですけども、先ほどお話ししたように、高齢化していくと和式のトイレの立ち座りというのは非常に大変な状況ではありますので、できれば少しずつでも——1回に全てというわけにはなかなかいかないと思うんですけども、ことしは1カ所、2カ所とかそういう形で和式のトイレにも手すりを整備することをちょっと考えていただければ、もっと高齢者に優しいトイレの環境づくりになっていくのかなと思いますので、そのことを要望して私の質疑を終わります。よろしくお祈いします。

○丸野達夫委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

住環境の向上、住宅リフォーム推進の取り組みについて質疑します。

先月、「青森市 28.5 万人の『賢い選択』 AOMORI CITY 未来 COOL アクション」というチラシが各家庭に配布されました。この中では、「地球に、家族に、家計にやさしい省エネ住宅」、「省エネ家電に買換えよう！」と見出しがあり、省エネ住宅については、「青森市の CO₂ 排出量のうち、住まいからの CO₂ 排出量はその約 4 分の 1 を占め、特に、居住中のエネルギー消費を減らすことは、CO₂ 削減を大きく促すと言われています。省エネ住宅は地球にやさしいだけでなく、家族が快適、健康に、そして経済的に暮らせます」とうたっています。また、この冊子の中では、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス——住まいの断熱性・省エネ性能を上げた住宅を推奨しています。

そこで質疑したいんですが、現在青森市においては、住環境の向上や住宅リフォームの推進などについて、どのような取り組みをしているのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 山脇委員からの住宅リフォームについてのお尋ねにお答えいたします。

住宅リフォームに係る本市の現在の取り組みであります。平成 30 年 3 月に策定いたしました第 2 期青森市住生活基本計画におきまして、安全で良質な住まいづくりの施策の一つとして位置づけており、住宅等の耐震化を推進する観点から、耐震改修に係る工事費用の一部を補助する青森市木造住宅耐震改修補助事業や、屋根雪処理施設の設置などにおきまして金融機関から借り入れる際の利子を負担する青森市屋根雪処理施設設置支援制度、融雪施設を設置する工事費用を金融機関から借り入れる際の利子を負担する青森市融雪施設設置支援制度を実施しているところであります。

また、安全で良質な住まいづくりを促進する観点から、住宅リフォームに関する

情報提供や相談体制の充実を図ることとしており、住宅金融支援機構による中古住宅取得と同時にを行うリフォーム等の支援に関することや、国が行っております長期優良住宅化リフォーム推進事業等につきまして、住宅まちづくり課が窓口となり相談を受け付けているところであります。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、お示しありましたとおり、確かに市では耐震化ですとか改修工事、あと屋根雪の対策などに対しては支援をしているところなんですけれども、この冊子の中では、やはり環境の対策ということで、「外気温に関わらず部屋室内の温度を保つには、壁、天井、床などには断熱材、窓には複層ガラスを施工して断熱性を高め、さらにすき間風が入らないように機密性を高めることが必要です」、また、「室内への日射しの侵入を防ぐためには、日射しが透過しにくいガラスを採用して遮熱したり、『ひさし』や『のき』を設置して日射遮蔽を行うことが必要です」というふうに述べて、「今住んでいる家をリフォームして夏涼しく、冬暖かいお家にすることはできないの?」というこの質問項目に、「家からの熱の出入りは窓が一番大きいので、内窓を設置して窓を二重にしたりすることから始めると良い」、「次のステップとしては、天井裏や床下などに断熱材を工事することで、建物全体の断熱性が高まる」、「さらにすき間風を無くすために気密性を高める工事も要検討」、「必要な工事内容は家ごとに違うから専門家に相談してみるといい」というふうに書かれています。ただ、こういった工事を行うとなれば、当然先立つものが必要で、工事には大変大きな金額がかかることも予想されています。

青森市では、過去に住宅リフォームに対して助成をする住宅リフォーム助成事業などを行って、その際には非常に申し込みも多かったわけなんですけれども、この事業をそのまま実施しろというわけではないんですけれども、この住環境の向上、そして環境対策の面からでも、やはりリフォームをしたいという人が一歩踏み出して、このリフォームを行いやすいような取り組みについて——今の制度だけではちょっと不十分だと思いますので、やはり全体的な住宅リフォームに対する支援、取り組みについて、今後検討していただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自由民主党の大矢です。

交通部にお聞きします。交通部では毎年、冬期間の通学便など地区・地元のニーズに合わせた実験運行の実施や検証を進めるとされておりますけれども、昨年も予算特別委員会で言ったんですが、青森北高校への市営バスの乗り入れをどう考えているのかお伺いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 大矢委員の青森北高校への市営バスの乗り入れについての御質疑にお答えいたします。

交通部では、青森市交通事業経営改善計画に基づきまして、多様なニーズの把握に努めながら、より利便性が高く効率的な運行となるよう取り組みを進めることとしておりまして、この中で通学生徒の需要の取り込みについても必要な取り組みであると考えております。

このことから、県立青森北高校への市営バスの乗り入れに関しても、これまでにアンケート調査や降雪時期の現地確認を実施してきたところでありまして、これらの調査によりまして、乗り入れた場合のスムーズな運行や歩行者の安全確保などについての課題が明らかになってきたことから、引き続きその整理に向けて必要な検討をしてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 大矢委員。

○大矢保委員 昨年も同じような答弁されましたけれども、この1年をかけて何をやっているのかと私は思いますよ。青森北高校へ行っているのは2回しかないじゃないですか。青森北高校は去年からもあれですが、よその高校に比べると毎年志望率がすごい下がっています。それは交通の便が悪いということなんですよ。私、ときどき校長と話をするんですけども、この前も校長と話したら、バスが乗り入れてくれるのであれば花壇を壊してもいいとそこまでもう話をしてきています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり) それなのに何がニーズを把握してって。確かに道路は狭いかもわからないけれども、車は行き来できますよ。(「できる」と呼ぶ者あり) だから、あそこの道路だって青森北高校は冬に業者に頼んで除雪をしているはずですから。だから早く乗り入れるべきだと思いますよ。またそうすれば、来年もまた志望率が下がっていくという。青森北高校が一番交通の便が不便なんです。それなので、時間をかけないでスムーズにやっていただきたいと思います。これを御要望して終わります。

○丸野達夫委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 市民の声あおもり、奥谷進であります。私からは3点質疑いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費に関連して質疑をいたします。

午前中から、渋谷委員、村川委員からも同じような質疑がされました。私も、この指定管理者制度について質疑いたします。本定例会にも「公の施設の指定管理者の指定について」の議案が提出されておるわけでありまして、拝見いたしますと、全ての施設においては地元企業が指定管理者候補となっているようでありまして、本当に安心しておるわけでありまして。本市の経済の振興や地元雇用の促進の観点からも指定管理者はできる限り地元企業が担うことが望ましいと私は思っております。

そこで、競争を前提とした指定管理者制度において、地元企業へどのような配慮をしているのかお示し願いたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 奥谷委員の指定管理者制度における地元企業への配慮についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者制度は、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで、市民サービスの向上と効率的な管理運営を目的とするものであり、その募集に当たりましては原則として公募で行っているところです。

本市では、平成30年第1回定例会において可決されました「青森市指定管理者制度導入基本方針に青森市中小企業振興基本条例の趣旨を生かすことを求める決議」を踏まえまして、平成30年7月に青森市指定管理者制度導入基本方針を改定し、地元企業への配慮といたしまして、選定基準の中に「本店の所在地」の項目を追加し、他都市の例を参考に、地元企業には全体配点のうちの3%程度、本市の標準例でいいますと155点満点中5点が加点されるようになっております。これは八戸市の加点割合であります2%よりも高い割合となっております。また、複数の者で構成される共同企業体で申請する場合、その構成員のいずれかは市内に本店を有する者とする条件を追加したところでもあります。

このほか、選定基準には従来から「地域や関係団体との連携」の項目を設けているところでありまして、応募企業が地域や関係団体との交流・協力に対し積極的であるか、また提案に具体性があるかについて評価をしており、地域で活動している地元企業の貢献度も加味しているところとなっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

いろいろな配慮をさせていただいていることはよくわかります。これからもそのようにして進めていただきたいと思います。

2点目の質疑は、新田浄化センターの運転管理業務の委託選定についてお尋ねをいたします。

新田浄化センターの運転管理業務は、平成29年4月より、包括的な運転管理業務を民間委託されておるわけでありまして、その受託者は、公の公募型プロポーザル方式によって決定されたと聞いております。指定管理者制度を初めとして、継続的な同一業者の委託契約に当たっては、結果として今回の委託者と継続して契約を締結するケースが多いことから、今回の受託者に対し優位性が働いているように見受けられる中で、次回の業者選定に当たっても公募型プロポーザル方式を採用するのであれば、受託候補者全てを公平公正に扱うことが、効率的で作業レベルの向上にもつながるものと私は思うところであります。

そこでお尋ねをいたしますが、次回の新田浄化センター運転管理業務の委託業者はどのようにして選定するのか、市のお考えを示していただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 奥谷委員の青森市新田浄化センター包括的運転管理業務委託

に関する御質疑にお答えいたします。

市では、新田浄化センターの運転管理業務を包括的民間委託するに当たりまして、平成 28 年 8 月より、一定の資格要件を満たした民間事業者からの技術提案によりまして、長期にわたる業務遂行能力や技術能力を有すると認めることができる者を優先交渉権者とすることができます公募型プロポーザル方式による業者選定を実施いたしまして、業務履行期間を平成 29 年 4 月から平成 34 年 3 月までの 5 年間とした複数年契約を締結しているところです。この方式につきましては、民間事業者の創意工夫を促し、より効率的な維持管理が期待されますことから、本市以外にも全国的に採用されている方式であります。

市といたしましては、このようなメリットを踏まえまして、次回契約時の業者選定におきましても、前回同様、公募型プロポーザル方式による契約方法を主として考えておりますが、評価内容やその点数配分等、より公平で公正な業者選定方式に向けた情報収集に今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございます。

私があえてこのことを取り上げたのは、選挙中に私どもが各会社に訪問する機会がありました。しかしながら、プロポーザル方式は、果たしてこれが公平であるのか、そういう業者のいろいろな不平がありました。貴社はこのプロポーザル方式から外れたという通知だけで——私もこの要項を手に入れたわけではありますが、プロポーザル募集要項にいたしましても、この審査委員が当時は環境部理事が委員長で、市民政策部長、総務部長、財務部長、環境部次長、そして専門家からは県の公認会計士や青森県県土整備部都市下水道グループマネージャーが参加されているわけがあります。

このプロポーザルの中では、さまざまな要項があるわけではありますが、私どもが一番疑念を持つのが、やはりその企業にはこの点数であったとか、そういうことを公募されたそれぞれの会社にするのが私は必要ではないかと、そのように考えるわけがあります。ただ電話で御社が候補から外れましたということではなく、正式に文書を発送するべきである、そういうことであります。

それから、このプロポーザル方式と競争入札では、行政にどのようなメリットがあるのか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁と一部かぶることがありますけれども、プロポーザル方式をやることによりまして、民間事業者からの技術提案、そしてまた長期にわたる業務遂行能力を有するということがありますので、そういったメリットを享受できるものと考えているものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 私は与党議員として、あえて大きな攻撃的な質疑はするわけではありませんが、しかしながらこういうことはやっぱりちゃんとしてやっておかなければ大変な誤解を招くわけであります。私どもはやはり市民の代表、市民の声を反映させるのが我々の使命であるわけであります。

そういうことで、もう1点について申し述べたいと思います。

要項の中にあるプレゼンテーションが実施されていない。これは当然要項にあるわけであります。どの業者もそのプレゼンテーションを待っているわけであります。そのプレゼンテーションに応えるために各社は準備をしておるわけであります。そういうことさえもやっていないで、何々貴社はこれから漏れましたとか、そういうことではなく、やっぱりもっと具体性のある返答をしなければならぬんじゃないかと、私はそのように考えているわけであります。

私もちょっと耳にしたわけでありますが、プレゼンテーションをやっていないということは確かであります。環境部長はそのことを部の中で引き継がれたことはありますか。その点お答えできるならば答えていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

プロポーザルの審査委員会をしたときの経緯につきましては、私も引き継いでいるものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 それだけしか引き継がれていないと思いますが、やはりやれるものはやって、その漏れた会社には、その旨準じて、貴社はこの点数よりもなかった、そういう文書的にも発送するべきだと私は思います。プレゼンテーションなどは、これはちゃんと要項に書いてあるわけでありますから、そういうことをちゃんとやる——ある業者に言わせると、もうその時点でその会社に決まっているんじゃないか、そういう疑念もされているわけであります。私は、そういうことがないように、我が青森市役所は公正公平でなければならないという前提のもとで、物を進めているわけであります。そういうことを今後も、こういうことにならないように、いわゆるプレゼンテーションも実施し、そしてそれぞれの結果を文書で発送するように強く要望しておきたいと思います。

次に、第6款農林水産業費に関連して質疑いたします。

平成29年第1回定例会で、私は一般質問において、浜の活力を支える水産物の生産基盤となっている漁港の整備がおくれている、漁業者の日常の漁業活動にも支障を来すと、本市管内の漁港の整備状況について質問をいたしました。その際、奥内漁港飛鳥地区においての漁港は、風が吹くと港内の防波堤にこうやって波が打ち寄

せてくるという、大変なしけによって船に影響があるわけであります。そういう意味からも、私はこれまでも関係省庁に呼びかけて早く整備していただきたいという要望をいたしました。

そこで、この整備について、現在どのような進捗状況になっているのか確認したいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 奥谷委員の奥内漁港飛鳥地区の整備状況についての御質疑にお答えいたします。

初めに、本市管内の漁港の整備につきましては、管理者である青森県が市及び管内漁業協同組合から漁港施設の状況や要望事項等を聞き取りながら整備計画を策定し、水産物の安定供給の基盤としての機能が十分に発揮されるよう、漁港施設の補修及び機能強化等を継続的かつ重点的に進めているところです。

お尋ねの奥内漁港飛鳥地区につきましては、悪天候時に波が防波堤を越える頻度が高く、荷揚げや係留に支障を来し、漁船の損傷事故等も発生している状況にありますことから、県が事業主体となり、国の補助事業である漁港施設機能強化事業を活用し、今年度から防波堤の改良工事を進めております。

当該工事の内容につきましては、東防波堤約 201 メートルのうち 157 メートルについてかさ上げ改良し、消波ブロックの設置を行う予定です。また、スケジュールにつきましては、今年度は工事全体に係る測量及び構造設計を行った後に、消波ブロックの製作及び据えつけ並びにかさ上げ工事を着工し、来年度以降、順次工事を進め、平成 33 年度までに全工事を完了する予定と伺っております。

市といたしましては、本市管内の各漁港が生産拠点として重要な役割を果たしていくため、所要の整備が計画的に実施されるよう、今後とも県及び漁業協同組合との連携を密にし取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 ありがとうございます。

今、農林水産部長から平成 33 年度までには全工事が完了するという御答弁がありました。まさしく私どもはこれまで何回となく議会で取り上げているわけであります。ただ、我が青森市でそれを管理しているわけではありませんで、県の管理の中で進められているということですが、青森市内にある漁港はそれぞれの整備が済んでおるわけであります。そして、飛鳥漁港は青森市の漁港として最後に完成を見たわけであります。今、平成 33 年度までには全工事を完了するということですが、先ほど私は聞き逃したわけでありますが、メーター数についても一度確認したいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 奥谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

工事の内容ですが、東防波堤約 201 メートルのうち 157 メートルについて、かさ上げ改良して消波ブロックの設置を行う予定となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 大変ありがたい御答弁でありました。

平成 33 年度までには完成を見るということは、本当に地元の漁業者にとっても大変ありがたいことだと思います。私も機会があるならば漁業関係者にもその旨報告をし、今後市がこのように県、国との折衝の中で進めていくということを報告したいと思っていました。

本当に御答弁ありがとうございました。私の質疑を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブの工藤健です。早速ですが、質疑してまいります。

まず、青森市の普通財産の活用についてであります。一般質問で奈良祥孝議員も質問しておりましたけれども、私からは、青森市の普通財産の今後の売却予定と貸し付け件数をお尋ねします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 工藤委員の、普通財産の今後の売却予定と現在の有償の貸し付け件数についての御質疑にお答えいたします。

本市では、利活用の需要がないと判断した土地については積極的に売却を進めることとしており、市のホームページ等において公表後、買い受け希望のあった物件から順次一般競争入札による売却を進めているところです。また、普通財産については、地方自治法第 238 条の 5 の規定に基づき貸し付けを行うことが可能となっていることから、本市では、公共工事における資材置き場としての一時貸し付け等を行っているところです。

現在は、売り払い予定の土地 8 件につきまして市ホームページにおいて公開しており、今後についても、さらなる土地の売却に向けて売り払い可能な物件の精査を行っているところであり、準備ができたものから順次市のホームページ等で公表することとしております。

また、普通財産の有償貸し付け件数であります。平成 30 年 12 月 1 日現在で、土地が 53 件、建物が 5 件、土地及び建物が 2 件となっている状況です。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

普通財産ですけれども、民間への売却を含めて、逆に民間との協力で結果的にうまく活用できればいいのではないかと私は思っています。

今回、国土交通省で、来年 2 月ですけれども、地方自治体と民間事業者の対話型イベントである公共空間活用作戦会議というものが行われるようです。現在、公共

空間を民間と連携して活用したいという地方自治体と、活用のアイデアを提案したい民間事業者を募集しているんですけども、なかなか興味深い内容なので——これからの時代は、既にあるものを生かすという、これはファシリティーマネジメントも含めて、やはり全国自治体共通の課題でもあると思っています。ぜひ青森市からも、自治体として参加を検討してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 ただいま御紹介いただきました国土交通省の対話型イベントへの参加の意向についての再度の御質疑であります。今ここで、行く、行かないとは言えませんが、このような情報提供をいただきました。確かに、公用施設、公用地等の有効活用というものは重要なことだと考えておりますので、工藤委員御紹介のこういうものも含めて、いろいろな形で勉強、調査あるいは情報収集させていただきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 民間から参加するのは、公共空間の活用に関するいろいろなアイデアを持っている事業者だそうだし、あと、独立採算で公共空間を活用する事業という原則もついておりますので——実際には、青森市が自治体として、ひよっとするとマッチングまではもちろんいかないかもしれません。でも、それはそれで、事例を含めていろんなプレゼンテーションを聞けると思います。可能であれば私も参加したいぐらいですけども、今月末が自治体の申し込み締め切りだそうですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、市営バスについてですけども、数年前に、実証実験のために市営バスにドライブレコーダーを設置しております。これまでのそのドライブレコーダーの活用状況をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 工藤委員のドライブレコーダーの活用状況についての御質疑にお答えいたします。

市営バスに搭載のドライブレコーダーにつきましては、平成 27 年 8 月から同年 10 月までの 3 カ月間、メーカー 4 社から 8 台の協力のもと、各社製品の機能などの比較や導入する場合の課題の洗い出しなどのために行った試験の際に、無償で貸与されております。このうち、2 社からの 4 台は、現在も引き続き無償で貸与されております。

このドライブレコーダーにつきましては、現在、事故防止のための安全運転教育、また事故の原因分析や乗務員の接客向上のための教材などに活用しているところであります。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 2 社から 4 台ということは、これはバスの車体のどの部分に設置されているのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 詳細につきましては、現在ちょっとお答えできないものですが、ちょっとお待ちください——カメラが5台ということです。それから、分析用ソフトが一式ということで設置をしております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 済みません。そのカメラがどういう位置についているのか、もし後でもわかりましたらお願いします。

それで、設置から今まで何年か経過しているわけですが、平成27年からですから、3年ぐらい経過していますけれども、実際に、そのドライブレコーダーの記録が事故やトラブルに活用された例はあるんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

平成27年8月から10月までの3カ月の試験導入の結果ということですが、その中で、乗務員の安全教育やサービスに活用できるということを確認できたわけですが、具体的なドライブレコーダーの効果ということでは、昼夜問わず進行方向における車両等の動向が確認できること、バス停周辺や乗降時の乗客の状況も外のカメラで確認できること、それから、車内での乗務員や乗客の動作、会話などの状況が確認できるということです。また、バスの急加速、急停止、急旋回などの発生状況が記録されるということもあります。そのようなことで、非常に有用性のあるものだとして認識しております。

それから、先ほどのカメラの設置場所の御質疑ですが、5台のうち、前方に1台、料金箱のところに1台、車内の客席の部分に2台、それから後方に1台ということです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その実証実験の3カ月だけではなくて、実は、2社からの4台はずっと今まで継続して使われているんですね。それがどういう効果を発揮したかを知りたかったんですけれども、ちょっと別なところで聞いた話によりますと、お客さんとのトラブルもそれでちょっと状況がわかって、説明できたとかということもあったようですので、多分それなりに効果はあるんだと思います。

実は、私も車は運転しますが、先日、横から車が急に出てきまして、危うく事故になりそうになりました。ドライブレコーダー等があれば、そういう状況もきっちり把握できて証拠として残りますし、きょうも危険運転の判決がありましたけれども、今のこの時代、やはりドライブレコーダーで自己防衛するということもとても大事だと思います。これは市営バスにとっても同じだと思いますけれども、特に、外の状況もそうですし、バスの場合は車内の状況もそうです。あとは、料金のトラブルというものも過去に起こっています。そのようなことも含めて、やはりこれは

前向きにきちんと考えたほうがいいと思います。

メーカーの2社からは、今でも提供を受けているということですのでけれども、順次、計画的に入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ドライブレコーダーの有用性につきましては、私どもでも十分認識しているところでもありますけれども、その設置や維持管理には多額の費用を要するということがありまして、私どもの経営状況が依然として厳しいという状況を踏まえまると、現時点では、直ちにドライブレコーダーを導入するということは難しいと考えております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それを言われると——なかなか厳しいのはわかりますが、それでも順次、1台、2台ずつでも結構ですので、これは運転されている方を含めてやはり安心にもなりますし、いろんな状況がわかると思うんです。そして、走る防犯カメラにもなりますし、そういう意味ではいろんな用途がありますので、ぜひ検討していただきたいと要望いたします。

次に、バスの利用における車椅子の対応についてであります。最近さまざまな場所で、車椅子を使われている方にお会いします。そして、多分いろんなアクティブな活動をしている方もふえていると思いますけれども、その車椅子利用の方からいろいろ相談もされますが、やはりバスの利用の相談なんですね。

そこで、市営バスの車椅子での利用について、予約の利用人数の状況をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車椅子の方の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

平成29年度の人数ですけれども、車椅子の方のバスの予約での利用状況につきましては、延べ346名となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 済みません、予約という表現もおかしいですね。つまりは事前連絡ということですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）はい。

そして、その車椅子でのバスの乗車手順と所要時間は、どのようになっていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車椅子の方が乗車する際の利用手順と時間についての御質疑にお答えいたします。

車椅子で乗車する際の手順につきましては、車椅子の方が待つバス停におきまし

て、乗務員がバスをおりて、バス中央部の乗降口に組み込まれた乗車用スロープを取り出し、車椅子の方の車内車椅子スペースまでの移動を補助するとともに、車椅子のタイヤをロックした上で当該スペースに車椅子を固定し、専用のシートベルトを着用させるサポートを行っております。

また、時間の関係ですけれども、車両やその場の状況によりまして多少の違いはあるものの、一連の作業を行うには約3分程度の時間を要しております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

約3分程度ですね。それなりの作業はありますけれども、ある程度スムーズにそれがいけば3分前後でということです。

それで、車椅子の方が乗車できない、つまりお断りするケースというのは、どういふときなんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車椅子の方が利用できない場合、ケースということの御質疑にお答えいたします。

車椅子の方が御利用できない場合につきましては、まずバス自体が、ノンステップバスあるいはワンステップバス以外のバリアフリー非対応のバスであるということがあります。また、バリアフリー対応のバスであっても、バス停によっては、段差や縁石などの障害物あるいは歩道幅が狭いことによりまして、車両に乗り込む際に使用するスロープを設置できないこともあります。さらには、事前に予約といたしますか、御連絡をいただいた場合はよろしいんですけれども、既にバスの中に車椅子のお客様が1人乗車している場合や、車内が混雑して乗車するスペースがない場合などもあります。このような場合は利用できないこともあります。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

幾つかケースがあるようですけれども、これはホームページを見ますと、車椅子対応のバスは御乗車いただける人数に限りがありますということと、御希望される停留所の道路状態によっては困難な場合がありますという、その2つしか書かれてありませんので、もう少し丁寧に、そして、まず車椅子でバスに乗れますよという前提で書いていただいたほうがいいと思います。

国土交通省からも、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針というものが出ておりまして、この中では、車内が混雑していて車椅子スペースが確保できない場合ということと、いわゆるノンステップバス、ワンステップバスでないときは、ほかの利用者の協力と場所さえあれば乗れるということを前提に、ほかの利用者の協力が得られず、運転者1人で安全な乗車を行うことが無理な場合以外は、原則としては不当な差別的取り扱いに当たるとしてしています。ですので、バス停の停車の工夫も、これはやはり改良していかなければなりませんし、ぜひ合理的な配慮

ということをお願いしたいと思います。

それで、現在、通勤・通学にバスを利用されている車椅子の方はいらっしゃるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答え申し上げます。

私どもの把握している状況ですけれども、朝夕の通勤時間帯におきまして、ほぼ毎日御利用になっていただいている車椅子の方は1人という状況です。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 1人ということですが、その方への対応はうまくできているということでもよろしいですね——はい、わかりました。

いろいろ聞き取りをしている中で、車椅子の方から事前に連絡——予約ではなくて連絡をいただければ、可能であれば、いわゆるノンステップバス、ワンステップバスを配車することもできるというプラスの部分があったので、とてもよかったなと。断る理由だけではなくて、逆にこちらの対応も可能だということがありましたのでよかったんですが、一般質問で山本武朝議員も質問していましたけれども、その中で、ノンステップバス、ワンステップバス——いわゆる低床バスが141台中96台で、約7割まで今はふえているということです。

今後、高齢化も進みますし、車椅子の方も活動的な方がふえております。さらには、オリンピック・パラリンピックで、やはり観光でついでにいらっしゃる方もあると思います。そういう方に対応するためにも、低床バスはこれからもふやしていくという考えでもよろしいんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

私どもでは、今年度は8台のバスを購入しておりまして、これは全てノンステップバスであります。これからも、基本的にはノンステップバスを購入するというところで考えております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

車椅子の方は、乗りおりのたびに厳しい視線も浴び、あるいは舌打ちされたりすることもあるということなんですが、やはり周囲の私たち自身がその辺にきちんと理解を持って、また、青森市、市営バス側もそういう協力をお願いをしっかりと伝えていくということも必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、市営バスの多言語対応ですけれども、バスの車内アナウンスの多言語化ということについてはどのように考えているかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 市営バスの多言語対応についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、年々増加する外国人観光客に対する対策として、観光客の増加するねぶた祭の開催時期に合わせて、平成 30 年 7 月下旬から青森駅前ターミナルや主要観光施設のバス停留所に、行き先や時刻、料金、バスの乗り方などについての英語による案内を掲載しております。このほか、青森市観光交流情報センター内にある市営バスの駅前発売所におきまして、主要観光施設ごとに、路線や乗り場、時刻などバスを利用する際に必要な情報を記載した英語、中国語、韓国語のチラシを備えつけたところです。また、8 月上旬になりますけれども、バス車内の運賃表示器に記載するバス停の停留所名につきましても、これまでは日本語のみの記載でありましたが、日本語と英語を交互に表示するように変更しております。

今後の取り組みであります。青森駅前ターミナルや主要観光施設のバス停留所に、今年度末までに路線経路などの情報を追加いたしますとともに、バス停名を多言語化した新たなバス停標識を設置することとしております。また、現在のグーグルマップを利用した市営バスの経路検索がありますが、これにつきましても、今後、英語表記を追加して外国人観光客の利便性の向上を図ることとしております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

グーグルマップでの検索、これは青森の先進的な事例でもあります。スマホアプリで、グーグルマップは皆さんがほぼ 100% で入れていると思いますので、これで海外の方も使えるとなると、かなり助かると思います。

また、海外の方が市内を旅行する際に、ねぶたん号だけを使うわけではもちろんなくて、やはり市営バスにも乗って、昭和大仏であるとか三内丸山遺跡に行ったりもされています。そういうちょっと観光スポット的なところには、バスの車内アナウンスの中に英語なりエキスキューズを入れてもいいのではないかなと思うんですけども、それもあわせて要望いたします。オリンピックを含め、かなりこれからもふえてくると思いますので、対応してください。

そして、バスの最後ですけれども、先ほど大矢委員も聞いていましたが、青森北高校へのバスの乗り入れです。答弁の中で、アンケートと現地確認を行ったということですが、その現地確認の結果で、車両のすれ違いが難しいということなんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 青森北高校へのバスの乗り入れの関係の御質疑にお答えいたします。

青森北高校に乗り入れするために明らかになってきた課題といたしましては、まず校内敷地でのバス停の設置、あるいはバスの停車場所を確保する必要があります。それから、当然校内で回転しますので、スムーズな運行のために、校内のロータリーにおける車両の一方通行の確保や、朝の時間帯に車で送迎される親御さんがいらっしやいますけれども、その停車場所も変更してもらう必要があるということもあり

ます。それから、青森北高校までの進入道路といいますか、その部分の除雪の徹底をしなければならないということなどが課題となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 校内でのバス停の場所と回転するロータリーの確保、あとは送迎車両の駐車場の変更と、一本道路でのすれ違いができるように除雪を徹底してもらおうと。それが解決されればオーケーということによろしいんですね。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まずは、ただいま申し上げたような課題を現在整理している最中でありまして。その上で、安全で確実な運行ができるかどうかということについて、道路管理者あるいは学校関係者とも協議しながら、その解決策を検討してまいりたいというような状況です。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それでは、その課題をきちんとお伝えしてもらえるとしますので、お伝えしながら解決に向けて、来年春からでも運行できるように努力をしてもらいたいと思いますので、市営バスのほうでもよろしくお願いします。

済みません、最後に1点だけ。新青森駅の西口駐車場ですけれども、混雑状況といいますか、満車の状況は現在どうなっているのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 工藤委員の新青森駅西口駐車場の満車の状況についての御質疑にお答えいたします。

新青森駅西口駐車場は、利用可能台数が983台、利用時間が午前5時半から午前0時までとしておりまして、平成29年度の年間の利用台数は、約68万9000台となっております。

過去5年間における新青森駅西口駐車場の満車となった日数であります。平成25年度が41日間、平成26年度が29日間、平成27年度が24日間、平成28年度が15日間、平成29年度が38日間となっております。今年度においては、12月13日時点で22日間となっております。

また、満車となった時期であります。主に大型連休のほか、JR東日本のキャンペーンなどのイベントの際に満車となった時間があったところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

満車はなかなか少なくならないので、これはもう物理的に多分どうしようもないんだろうとは思いますが、やはり誘導していただいているというのはとても助かっていると思います。ただ、いろんな苦情をもらう方からは、誘導員がいな

かったと。そして、自分で探し回って、なかなか見つけられずにおくれたとか、あるいはショッピングセンターまで行って、そこにとめてタクシーで新青森駅まで来て乗ったという方もいます。ですので、ハード的なものが無理であれば、ソフト的なもの、やはりきちんと誘導をしていただけるようにして、あるいは、近隣の駐車場の台数等もできるだけ把握しながらやっていただきたいと思います。いつも使っている方はいいんですけれども、たまにしか使わない方とか市外の方は、やはりそういう事態に遭うととても大変だと思いますので、シティプロモーションという意味でも、ぜひ対応をよろしくお願いします。

以上です。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 3 時 30 分からといたします。

午後 2 時 58 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。早速、質疑に入らせていただきます。

初めに、職場のパワハラ対応についてお伺いいたします。介護事業所で働いている方から、職場内のパワハラについて相談を受けたことがあります。これが今回の質疑のきっかけであります。

厚生労働省のホームページには、職場のハラスメントの定義について、次のような記載があります。「職場のパワーハラスメントとは、『同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為』と定義しました」とあります。

この定義においては、1つに、「上司から部下に対するものに限られず、職務上の地位や人間関係といった『職場内での優位性』を背景にする行為が該当すること」。2つに、「業務上必要な指示や注意・指導が行われている場合には該当せず、『業務の適正な範囲』を超える行為が該当すること」を明確にしています。ただし、これは法律で規定された定義ではありません。また、そのホームページでは、脅迫やひどい暴言の精神的な攻撃を初め、職場のパワーハラスメントの6つの類型パターンが示されています。

職場のパワハラ対応については、聞くところによりますと、規模の大きい事業所

では、従業員からパワハラなどの相談を受ける窓口を設けているところがあるようですが、現実、規模の小さい事業所ではそのような窓口がなく、パワハラや嫌がらせを受けても相談できずにつらい思いをしているという相談を受けました。

そこでお尋ねいたします。介護施設や事業所内でのパワーハラスメントについて、従業員から相談があった場合には、市はどのような対応をしているのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山本武朝委員のパワハラ問題への対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、介護施設や事業所で働く従業員、または介護サービス利用者からさまざまな相談を受けております。その主な内容といたしましては、介護施設等の従業員からは賃金や処遇に関するものであり、介護サービス利用者からは提供されるサービス内容や従業員の対応に関するものとなっております。

相談を受けた後の対応といたしましては、その内容が青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等に規定する基準に違反していないかどうかについて、事業所の管理者等に直接話を伺うなどにより事実を確認し、基準に違反していると判断される場合には、介護保険法の規定に基づき介護施設等に対し立入検査を行うなど適切に対応しているところであります。

パワーハラスメントについては、一般的には職場内での地位や権限を利用したいじめとされておりますが、明確に定義されていない上、職場のパワーハラスメント防止対策を抜本的に強化することが社会的に求められていることから、パワーハラスメントを受けることを防止するための雇用管理上の措置を講じることを法律で義務づけることが適当である旨、厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会において示されたところであります。

市では、介護施設等においてパワーハラスメントと思われる行為について相談があった場合は、その行為により、介護サービスを利用している方に対して影響を及ぼしていないかどうかについて確認する必要があることから、可能な限り当事者双方への事実確認を行っております。

なお、パワーハラスメントについては、市に指導する権限がなく、各介護施設等において、あくまでも労働問題の一つとして対応することが適当であることから、青森労働局や青森県労働委員会、法テラスなどに相談するよう案内しているところであります。

○丸野達夫委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

最後に答弁があったとおり、職員同士の労働問題、いわゆるパワハラは、実際市には権限がない、そのとおりです。それで、当然、私も主に労働局とか労働基準監督署に相談していただきたいということで、やはり詳細な事実をお互い聞かなけれ

ばいけないので、そちらのほうでこの相談を進めさせていただいたわけですが、ただ、利用者にそのことからさまざま危害があってはならないということで、場合によっては事業者の聞き取りもするというので、実はこの相談のとき、きちっと対応していただいたことはあります。ありがとうございます。

ただ、パワハラの実態、利用者じゃなく職員同士、代表者、そういった方々のものはなかなか難しいなという思いがしたわけであります。

そこで、来年の通常国会では、パワハラの実態や企業に防止対策を求める法制化の動きがあります。パワーハラスメントに対する市の相談体制についてお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 山本武朝委員のパワーハラスメントに対する市職員の相談体制についての御質疑にお答えさせていただきます。

ハラスメントの防止は、人権を尊重しつつ個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現はもとより、職員間のコミュニケーションの増進や良好な職場環境づくりにとって重要であると認識しております。このことから本市では、これまでも階層別に実施いたします職員研修などにおいて、ハラスメント防止についての意識啓発に努めてきたところであり、また平成 28 年度からはハラスメント防止研修を新設いたしまして、毎年 2 年目のチームリーダーを対象に外部講師による研修を実施しておりますほか、課長以上の管理職員を対象としたハラスメントセミナーを開催するなど、職員が職場のハラスメントに関する正しい知識を身につけ、ハラスメントを許さない組織風土の醸成に努めているところです。

パワーハラスメントに関する相談体制につきましては、平成 21 年度に職員支援室を設置し、職員からのさまざまな相談を受ける体制づくりに取り組んでおりますほか、ハラスメントの相談への対応力の強化のため、ことし 11 月には職員支援室長がハラスメント防止研修リーダーとしての認定も受けたところです。

さらには、万が一ハラスメントがあった場合に、何より職員の相談しやすい環境が整えられていることが重要でありますことから、あえてこの相談の受け皿を職員支援室に一本化するのではなく、保健室や外部の臨床心理士によるライフ相談など、複数の窓口を設けているところです。

また、直接出向いて相談をしづらい職員にありましては、毎年、人事課に提出いたします自己申告書の職場環境の理由欄に、上司、部下、同僚等との人間関係、雰囲気、あるいはコミュニケーションについて自由記載していただけるようにするなど、対面で相談せずとも情報・伝達できるような手法・環境も整えているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

市職員においては、職員支援室、また複数の対応をしているということで答弁いただきました。法制化では、事業主に対してパワハラ防止の措置を求めるということで、市も大きな事業者ですので、確認で聞かせていただきました。

パワハラというのは、単純に言うと重大な人権侵害であります。この法制化がこれを防ぐ第一歩になってほしいと願っているわけであります。パワハラを原因として鬱病や自殺に至る深刻な事態も全国的には相次いでおります。実効性のあるパワハラ対策が重要であり、これらを含めまして、介護施設や事業所においてももしっかり相談体制を構築することが必要であると要望して、この項は終わります。

次に、J R 東日本スタートアッププログラム 2018 についてお伺いしたいと思います。先日、報道でもこのプログラムの紹介がありましたが、本市がかかわる3つの事業がありましたので、お尋ねしたいと思います。

J R 東日本スタートアップ株式会社が実施している J R 東日本スタートアッププログラム 2018 において、本市で行われる実証実験の概要をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 J R 東日本スタートアッププログラム 2018 において、本市で行われる実証実験の概要を示せとのお尋ねにお答えいたします。

J R 東日本スタートアッププログラム 2018 は、ベンチャー企業やさまざまなアイデアを有する方々から、駅や鉄道など J R 東日本グループが持つ経営資源等を活用したビジネスサービスの提案を募り、ブラッシュアップと実証実験を経て実現していくコンテスト形式のプログラムであります。

昨年度に引き続きまして2回目の開催となる今回は、J R 東日本グループが持つ経営資源のほか地域資源を活用する視点が追加され、その実証実験のフィールドとして、本市を含む青森地域が選定されたところです。

J R 東日本スタートアップ株式会社によりますと、本プログラムには国内外から182件の応募があり、審査の結果、23件が採択されたとのことでありまして、去る11月29日に東京で開催された発表会——「J R EAST STARTUP PROGRAM 2018 demo day」という名称だそうですが、小野寺市長がプレゼンターとして出席いたしました。

採択された23件のうち、本市で行われる実証実験は3件となっております。1つに、本プログラムの総合グランプリであるスタートアップ大賞を受賞いたしました P i c o C E L A 株式会社による無線マルチホップ技術による屋外無線LAN環境構築で、八甲田ロープウエー山頂公園駅において W i - F i 環境を構築し、そこから取得できる情報からお客様の行動傾向を把握するというもの。2つに、本プログラムの特別賞として設けられました青森市長賞を受賞した株式会社ファーマンステーションによります発酵技術を活用した地域循環モデルの構築で、リンゴの搾りかすからエタノール及び発酵かすを生成し、化粧品の原材料や家畜の飼料として活用するもの。3つに、株式会社 O r i g a m i による青森におけるインバウンドの

お客様へのQRコード決済利用促進で、青森駅周辺を初めとする商業施設や観光施設等にQRコード決済を導入し、観光客などの消費行動の活性化につなげるものであり、実証実験初日となる今月1日には、前多副市長、JR東日本スタートアップ株式会社の柴田社長出席のもと、デモンストレーションが行われました。

この実証実験は、来年3月末まで行われることとなっておりますので、これを契機に観光客のみならず、多くの市民の皆様はその利便性を体験いただきたいと考えております。

本市では、「挑戦を誇れる街」の実現に向けて、地域ベンチャー支援を初めとしたさまざまな取り組みを行っております。ベンチャー企業等による新たなビジネスサービスの実現を目指す本プログラムの実施を通じ、本市におけるスタートアップ促進の一助となるものと期待しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

今回のその3つのプログラム、とても興味深い実証実験であります。その中で、私が特に注目しているのは、やっぱりキャッシュレス決済ができるオリガミペイです。中国で広く利用されているキャッシュレス決済のアリペイにも対応可能であると聞いておりました。新聞報道でも、オリガミペイが既に市内の250店舗で利用できるというふうに聞いておまして、またちょっと突っ込んで聞いたら、うち3割はアリペイのほうに対応しているということで、インバウンド対応を民間ベースでも本当に検討しているんだなという思いであります。これはインバウンド対策にも資するものだと思っております。

外国人観光客の利便性を向上させるためにも、このインバウンド対策としてこのキャッシュレス決済は重要だと思いますが、市の考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山本武朝委員のインバウンド対策としてのキャッシュレス決済に対する市の取り組みについてという御質疑にお答えいたします。

本市を訪れます外国人観光客は、近年増加傾向で推移しているところです。海外ではキャッシュレス決済が広く普及していることもあり、本市において、今回の実証実験などによりキャッシュレス決済の導入が進むことは、インバウンド対策としても有効であり、外国人観光客の利便性の向上に資するものと考えております。

市の取り組みですけれども、本市では、外国人観光客が安心、快適に市内を周遊、滞在できる環境を整備するとともに、消費活動を促し経済効果を獲得するためのインバウンド対策が重要であるとの認識のもと、市内観光事業者等がインバウンド対策のために要する費用の一部を助成する青森市インバウンド受入環境整備事業補助金において、今年度から新たに電子決済端末の導入を対象としております。

今後も、外国人観光客が多様な決済手段を選択できるよう、関係団体と連携しな

がらキャッシュレス決済の普及促進を図り、受け入れ環境の充実を通じてインバウンド誘客の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

ちょうどニュースでも副市長が出て、やっている場面を見させてもらったんですけども、このような取り組みは、インバウンドの推進と経済効果の獲得に、私は非常に重要だと思っているので、今後もこのキャッシュレス決済の普及に努めてもらいたいと思います。この項は終わります。

最後、3つ目が雪の相談のアプリについてお伺いしたいと思います。

今回、これも実証実験で行うということで、恐らく常任委員会等では報告があったと思うんですけども、私は所管ではなかったので再度お聞きします。

このアプリを利用した雪に関する相談受け付けシステム、「ゆきレポあおもり」の概要をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 山本武朝委員の「ゆきレポあおもり」の概要についての御質疑にお答えいたします。

「ゆきレポあおもり」は、専用のアプリケーションであります「FixMyStreet Japan」を利用しまして、スマートフォン、タブレット及びパソコンから位置情報や現場写真つきで雪に関する相談を受け付けし対応するものでありまして、今月1日から試行しているところです。

このシステムの利用によりまして、市が雪の相談に関する現場の位置及び状況を即座に確認できますことから、対応までの迅速化を見込んでいるところです。

市では今冬における試行を通じ、相談件数や相談への対応状況など、本格運用への課題を抽出し、次年度以降の取り組みについて検討することとしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

このシステム、位置情報がついて写真もつけられるということで、恐らく電話でのやりとりの中で場所の特定がしやすいのかなという思いで、この実証実験も楽しみにしておるところです。

ただ、このアプリの特徴をいろいろ事前に聞いたら、オープンになるので、特定の場所だけ何か変な書き込みがあってはいけないということで、さまざまプライバシーの内容にも配慮するということがあったので、実証実験でさまざま検討していただければと思います。このソフトは別に雪専門じゃなくて、今まで16の自治体がまさに道路の補修とか、そういった部分でこのアプリを利用してきたと。東北では仙台市とか郡山市も利用しているとお聞きしておりました。

今後、私としては、雪に限らず——まあ、この相談のわかりやすさを雪でスタートしたのは、僕はすごく評価します。ちょっと先走った提案ですけれども、今後はやっぱり道路補修とかそういったものにも利用できないかと。実証実験してさまざまな声を聞いていくということですが、そういったところにもつながればなという思いで質疑させていただきました。

最後に、この「ゆきレポあおもり」の市民への周知、また、12月から始まったばかりですが、現在何件ぐらいのアプリを使った相談があるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えします。市民への周知の方法だとか、これまでの実績の御質疑にお答えします。

「ゆきレポあおもり」の市民への周知につきましては、「広報あおもり」及び市ホームページに加えまして、毎戸配布の除排雪啓発チラシにおきましても記載をしております、そういうふうな周知徹底を図っているところです。

昨日までの実績といたしましては、全てで25件の情報が寄せられておりまして、内容としましては、除雪要望が19件、寄せ雪関係が2件、国道・県道等の除雪関係の情報が4件というようなところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

25件早速来たということで、まだスタートしたばかりですので。この質疑をした以上、私もアプリをダウンロードして活用したいと思っております。

最後、除排雪に関しまして要望を申し述べて終わりたいと思います。

一昨日あたりで、一応生活道路を含めて除排雪が一巡したとお聞きしております。ただ、まだまだ生活道路の狭いところ、狭隘道路は入らず、私も地元の筒井地域をいろいろ回ったんですけれども、本当に埋まりそうところがたくさんあるので、引き続きパトロールの強化、また相談があった場合にはスピーディーに対応していただきたいという思いですので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 自民・志政会、舘山善也です。よろしくお願ひいたします。

質疑の前に1件所見と、また御礼を申し上げたいと思います。

先般、改選前に行われました9月の予算特別委員会で要望を出しました着衣泳の授業に救命胴衣の導入、御案内をしてほしいという要望を出させていただきました。着衣泳というのは、今現在は小学校高学年の着衣泳の授業で行われておりますが、洋服を着たまま海に落ちた場合に、どのように対処をして命を守るのかという考えから、今、熱心に教育委員会のほうで高学年を対象に行っております。

また、ことしの夏、本市の6年生の生徒が、他県ではありますが、夏休み中に遊

びに行って、海で水難事故に遭って亡くなった事故がありました。このとき、本人は救命胴衣——救命胴衣は皆さん認知してきていると思うんですが——救命胴衣を着用していたにもかかわらず亡くなってしまったという痛ましい事故がありました。

インターネットで調べますと、この救命胴衣も、実は装着していても約30%の方が亡くなっているということも踏まえまして、救命胴衣のしっかりとした着衣方法を要望したいなというところで要望させていただきました。

先般の戸山西小学校で行われました着衣泳の授業中に、救命胴衣の取り扱いも入れてもらったという報告を聞きまして、改めてこの場をかりて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また今後も、青森市の子どもたちの水難事故がなくなることを願っておりますし、これが全国的に発展していければなと思っております。できるならば、今は環境が高学年だけではありますが、低学年までこれが浸透していただければ、水を怖がらない子どもたちになるのではないかなと思っておりますので、ぜひ要望しておきたいと思いますので、検討してみてください。よろしく願いいたします。

それでは、青森市冬期バリアフリー計画についてお尋ねいたします。

第2期青森市冬期バリアフリー計画における旭町大通り線の歩道融雪整備について、今後の見込みはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

この場所は、国道7号から旭町通りに入ってすぐのあたりにコンビニがありまして入ったところの路線であります。バリアフリー計画になっていると思いますが、この計画のほうを教えてください。よろしく願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 館山委員の旭町大通り線の歩道融雪整備についての御質疑にお答えいたします。

市では、雪国固有の積雪・凍結による障害を解消し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、平成13年度に青森市冬期バリアフリー計画を策定し、計画区域における歩道融雪施設や下水道利用雪処理施設の整備及び歩道除雪に取り組んできたところです。その結果、計画路線におけるバリアフリー対策が平成27年度でおおむね完了することとなりましたことから、人口減少、高齢化社会の進展などの社会環境の変化等を考慮し、平成27年度に第2期青森市冬期バリアフリー計画を策定したところです。

旭町大通り線につきましては、現在の第2期青森市冬期バリアフリー計画におきまして、歩道融雪の整備計画路線として位置づけているところです。しかしながら、本市における道路事業につきましては、限られた財源の中で進めていることもありまして、現在、当該路線の整備時期をお示しできる状況にはないものの、引き続き歩道除雪等による歩行者空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

この曲がってすぐのところに時計屋さんがありまして、この店主さんからも相談を受けておりました。当時はここにアーケードがありまして、アーケードによって雪の間もカバーできていたというところで、この店主さんがおっしゃるには、アーケードを取る条件として、ここにバリアフリー計画を持ってきて融雪をしてもらえるんだということで、もう随分たっているんだけれどもということをおっしゃっておりました。

現在は、何か融雪剤をいただいたり、自分でやっているということなのですが、ちょっと場所的にも道路に出すわけにもいきませんし、融雪剤でまくということもなかなか——時間潰しじゃないけれども、そこに置いているだけという印象を受けました。

やはり信頼される市の行動としても、僕はここは大事なところだと思いますし、また延長線上には当然国道がすぐ近くですので、これは国が管理ということですが、あのあたりも若干傾斜がついている関係で、融雪になっているというものの少し冷えますと——多分あそこの路線が特に冷えるんでしょうね。凍ってしまって、むしろ本当にお年寄りなんか滑って転んだりとかすることもあるようですので、ぜひともこのあたりは本当に注視していただきたいことと、またこのバリアフリー計画、計画だけで頓挫しないように、ぜひともお願いを申し上げて質疑を終わります。以上です。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、山本治男委員。

○山本治男委員 自由民主党、山本治男です。今回は2点ほどあります。

まずは、消防署員についてであります。

消防署員は、消防団とともに火災現場では命がけで仕事をしております。9・11のテロ以来は、アメリカなどでは子どもたちの人気ナンバーワンの職業にもなっております。本当に命をかけた現場において、安全を確保するための最低限の保障というのは絶対必要だと思っております。そのためには、行政でしっかりと義務を果たしていくべきではないかと考えております。

それで、いろいろ伺いたいところですが、今回は消防署員の消防活動における主な個人装備について、種類とその費用及び使用期間についてお教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 山本治男委員の消防職員の消防活動における主な個人装備についての御質疑にお答えいたします。

消防隊員の消防活動における個人装備につきましては、総務省消防庁が示す消防吏員服制基準をもとにした青森地域広域事務組合消防吏員の被服の貸与等に関する規程——以下、被服規程と言わせていただきます——の中で、個人が装備する被服等を定めているところでありまして、その主なものとしていたしましては、活動服、防

火手袋、消火活動用長靴、保安帽——俗に言うヘルメットでございます——などとなっております。

それぞれの購入費用につきましては、平成30年度の実績で、活動服2万9700円、防火手袋6264円、消火活動用長靴1万8360円、保安帽6966円となっております。

また、使用期間につきましては、被服規程におきまして、活動服及び防火手袋3年、消火活動用長靴5年、保安帽6年となっております。

なお、貸与につきましては、新採用者には採用時全員に個人装備品一式を貸与し、採用から2年目以降は、個人に与えられたポイントの範囲内で個人装備の貸与される品目を選択できる、いわゆるポイント制により貸与しており、被服規程に定める使用期間に満たない場合であっても、毀損等により着用できなくなったものにつきましては、ポイントの範囲内で必要に応じて貸与を受けることが可能となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。

活動服、それから防火手袋、長靴、ヘルメット、一応4点教えてもらいましたけれども、大体、全部で6万円ぐらいですね。あと、耐用年数、期間は、手袋が3年、長靴が5年、ヘルメットが6年と言いましたけれども、手袋はそんなにもつんですね。私たちのイメージでは、手袋は消耗品だからすぐだめになるのかと思っていたんですけども、特にああいう作業をしている場合。何か聞いたら、すごい分厚いやつで切れないような丈夫なやつだと聞いていましたので、3年ぐらいもつのかと安心しています。でも、やはりこの中で一番耐用が弱いのは手袋だと思うんですね。

それで私、なぜこれを質疑したかといえば、手袋みたいな消耗品は、少しでも、いつでもかえられるようなシステムをとってほしいなど。何か聞けばポイント制で、手袋は何ポイントとか、服は何ポイントとかあると、その中で、個人個人でやっているという話なんですけれども、それを抜かして、手袋だけは消耗したらいつでもかえられるよと。それぐらいの気持ちでやってほしいなど。

ただ、広域事務組合ですので、青森市、外ヶ浜町、今別町、それから蓬田村、平内町、1市3町1村でやっていますから、どうしてもそういうお金の面に関してはみんなで相談しなきゃいけないと思うんですけども、そこら辺はもう少し融通をきかせて、広域事務組合のほうで頑張ってもらいたいなど、消防隊員のためにやってほしいなどと思います。それもまた、財政のほうでもバックアップしていければいいんじゃないかなと思いますので、そこは要望して終わります。

それから次は、障害者に対する助成についてお願いします。

身体障害、知的障害、精神障害と大きく分けて3つになると思うんですけども、この中でいろいろ種別があると思います。等級数とかいろいろあると思いますけれ

ども、その中で障害者に対する助成——それを援護と言うんですか、障害者のガイドブックをもらって見ましたら、援護という形の言葉になっていましたけれども、国からの援護、それから県からの援護、そしてまた市の援護と3つあると思います。いろんな形で助成されていると思いますけれども、全部聞けば切りがないので、今回は障害者を対象とした市の独自事業について、5年前と比べて内容が変わった事業を教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山本治男委員の障害者を対象とした市の独自事業のうち、5年前と比較して内容が変わった事業を示せとの御質疑にお答えいたします。

障害のある方を対象とした福祉サービス事業のうち、市が独自に実施している事業といたしましては、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、生活圏の拡大や社会参加意欲の向上、地域における自立した生活の促進を図るため、バスを無料で利用できる福祉乗車証を交付する障がい者バス料金無料化対策事業、在宅で生活している身体障害者手帳1級、愛護手帳のA、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に対し、生活圏の拡大や社会参加の促進を図るため、タクシー移送サービス利用券、または自家用車給油券のいずれかを交付する重度心身障がい者移動支援（タクシー券等）対策事業、在宅でひとり暮らしの障害がある方または障害のある方のみの方の世帯の方で、心身の障害や疾病等の理由により食事の準備が困難である方に対し、食生活の改善と健康増進を図るため、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行う障がい者配食サービス事業、寝たきりの重度心身障害の方に対し、衛生保持のため、対象者の自宅に理容師、または美容師が訪問し、理美容サービスを提供する在宅重度心身障がい者理美容サービス事業、在宅の寝たきりの方や歩行困難な方に対し、身体障害者手帳の交付を受けるため、医師を派遣し身体状況を診断するとともに、生活・福祉・医療等の各種相談を行う在宅重度身体障害者訪問診査事業、日常生活において、一時的に車椅子を必要としている方に対し、円滑な移動を支援するため、車椅子を無償で貸与する車いす貸与事業の6つがあるところです。

これらのうち、5年前と比較して内容を変更した事業は3事業となっており、その内容といたしましては、重度心身障がい者移動支援（タクシー券等）対策事業において、平成27年度には、1枚当たり520円のタクシー移送サービス利用券を48枚交付していたものを、平成28年度からは、1枚当たり550円、交付枚数36枚に変更し、また1枚当たり1000円の自家用車給油券を10枚交付していたものを、1枚当たりの額は変更せず、交付枚数を8枚に変更したものの。2つ目といたしまして、障がい者配食サービス事業において、平成26年度には、1食当たりの自己負担額を450円としていたものを、平成27年度からは、メニュー内容を見直し、1食当たりの自己負担額を350円に変更したものの。3つ目といたしまして、在宅重度心身障がい者理美容サービス事業において、平成26年度には、自己負担なしで利用していた

だいていたところではありますが、平成 27 年度からは、自己負担額を 500 円に変更した、以上 3 つがございます。

○丸野達夫委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。

市でやっている 6 つの事業ということで、そのうち 3 つが変わり、タクシー券が 48 枚から 36 枚、配食が 450 円から 350 円、それから散髪がゼロ円から 500 円とちょっと自己負担がふえた。時代とともにそうなるのかもしれませんが、私個人としてはどうしてもこういう障害者に対する助成、援護は、しっかりと市のほうでやってほしいなと思っております。たかが 500 円とか、たかが幾らとか思っても、やはり障害者の方々は生活が大変で、まず日々一生懸命頑張っていると思っております。

ですから、なるべく——ふやせとは言いませんけれども、市、福祉部のほうでできるだけ現状維持で頑張してほしい。そこら辺は予算との兼ね合いでいろいろあるかもしれませんが、これからどんどんそういうのがふえていけば、障害者の人たちの不満もどんどんたまっていくだけだと思うんですね。ですから、少しでもあずましい生活を送れるように、何とか福祉部のほうで現状維持をキープできるように頑張してほしいなと思いますので、何とかそこら辺をお願いして終わります。

○丸野達夫委員長 本日の委員会はここまでで終了し、12 月 17 日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間につきましては、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 14 分散会

2日目 平成30年12月17日（月曜日）午前10時開議

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

初めに、私から御報告いたします。

中村美津緒委員の質疑に対する答弁のため、三上正俊選挙管理委員会事務局長が出席いたしますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

本日の委員会は、12月14日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
市民の声あおもり、中村美津緒でございます。早速質疑させていただきます。

子どもの遊び場についてから質疑させていただきます。

青森市にこどものあそびばをつくる会が平成30年6月7日に提出された、「子どもの遊び場づくりに関する請願」が採択されましたが、本市としてどのように現在取り組んでいるのかを教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
中村委員の子どもの遊び場についての御質疑にお答えいたします。

市では、子どもの遊び場として、駅前庁舎2階のつどいの広場さんぽぽを初め、子ども支援センターのプレイルームやしあわせプラザの児童遊戯室、カクヒログループスタジアム——青森市民体育館の幼児体育室を設けており、遊び場としての機能のみならず、子育て親子の交流や情報交換の場として御利用いただいております。このほか、児童館や児童室などを20カ所、児童遊園とちびっこ広場を85カ所設置し、さまざまな活動を通して年齢の違う子どもたちや地域の大人と交流を行うなど、子育て家庭がより身近な場所で子育て支援を受けることができるように取り組んでいるところであります。さらに、大型遊具を備えた子どもの遊び場として、青森市スポーツ公園わくわく広場や道の駅「なみおか」アップルヒルなどの施設があります。

一方で、施設によっては安全管理上、年齢制限や禁止事項などが設けられ、また屋外施設においては天候や季節に左右される場合もあり、特に特別豪雪地帯である本市においては、冬期間の子どもの遊び場が必要なことから、平成30年第2回定例会において、「子どもの遊び場づくりに関する請願」が全会一致で採択されたものと承知しております。そのため、現在有識者会議からの意見を踏まえ、検討が進められているアリーナプロジェクトにおきましても、キッズルーム等は利用ニーズが高

いと考えられることから、アリーナに必要な機能として整理し、必要な面積のほか、季節や天候に左右されずに利用できる環境についても、今後検討することとしていくところであります。

市では、これまでも本市のあすを担う世代を育むため、子どもの発達や育ちを促す子どもの遊び場の確保に努めてきたところであり、引き続きその確保に努めてまいります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

御答弁にありましたように、請願の趣旨は、「青森市の各地域において、子どもたちが天候や季節に左右されることなく気軽に簡単に行くことができ、しかも多様な遊び方ができるスペースや機能を確保し、その運営等に当たっては、子どもたちが生き生きと遊べるよう、地域の団体や住民等の力を生かして、子どもたちを見守ってくような体制を築くこと」とありました。まさに答弁のとおりですので、その請願趣旨に基づきまして、ぜひ今のアリーナプロジェクトの中にでも子どもの遊び場をつくってほしいと、ここは強く要望させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、子どもの遊び場に関しまして、プレーパークに限定をして質疑させていただきます。

プレーパークとは、子どもたちが安全に設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加え、自分たちのアイデアとスタイルで楽しむ、発見や創造する喜びを味わえるものがプレーパークの哲学であります。

現在、一年中あちこちで大学生などの学生を取り込みながら、プレーパークを多くの子どもたちに提供している市民団体がありますが、その市民団体からの御提案、御質問がありましたので、私から質疑させていただきます。

そのような活発な市民団体から学校教育の場、各小学校、中学校の校庭などでプレーパークのような活動ができないものなのでしょうかと質問を投げかけられましたが、市側の見解をお示しください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員のプレーパークとしての学校施設の利用についての御質疑にお答えします。

学校施設は、本来学校教育に資するものでありますが、社会教育法において学校施設の利用については、学校施設開放事業により、保護者や地域住民等のスポーツ、レクリエーション及び社会教育活動のため、学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放することとしております。

しかしながら、その利用に当たっては、学校施設の管理運営上、支障がないことが前提となっております。校庭において禁止事項をできるだけ少なくして、泥んこ

遊びや穴掘りなどを行うプレーパークの取り組みを行うことは、学校施設の管理運営上支障を来すおそれがありますことから、認められないものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

確かにプレーパークは穴を掘ったり泥んこ遊び、そして火を使ったりと、結構学校施設に関しては厳しい利用条件かもしれませんので、このような御説明をいたします。ただ、できるだけ青森市の施設でプレーパークができるような場所をどこか提供してくださるよう、ここは要望いたしまして、子どもの遊び場については終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、市民の雪寄せ場制度について御質疑させていただきます。

今、まさに市民の雪寄せ場が大変助かっている状況の季節ですが、そもそも市民の雪寄せ場制度の概要を教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員からの市民の雪寄せ場制度の概要についての御質疑にお答えいたします。

市では地域住民の自主的な除排雪作業を支援するため、雪寄せ場として利用できる空き地を町会が土地所有者から一定の期間、無償で借り受けした場合に、翌年度の空き地の固定資産税の一部を減免する市民雪寄せ場制度を平成 13 年度から実施しておりまして、市民雪寄せ場の管理につきましては、借り受けした町会で行っていただいているところです。

今年度における市民雪寄せ場の設置状況につきましては、12 月 12 日時点で 425 件となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

先ほど、空き地を町会が土地所有者から無償で借りるという御答弁がありました。空き地がありまして、そこを市民の雪寄せ場として使いたい場合、どうしても普通の市民の方であれば、その土地の所有者を調べるのがなかなか困難な状況を強いられると思いますが、空き地の所有者が不明な場合は、市はどのような対応をしてくださるのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

空き地の所有者が不明な場合の市の対応ということではありますが、町会におきまして市民雪寄せ場にふさわしい空き地の所有者が不明な場合は、市へ相談いただければ市が可能な範囲の中で所有者を調べまして、市民雪寄せ場として貸してくれる

かどうか打診するというような対応をとっているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、どうしても調べられない場合は、市にお願いをすれば市が補助、助けてくださるということがわかりましたけれども、ほとんどの市民の雪寄せ場、全てに市民の雪寄せ場という看板が掲げられているということによろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

全ての市民の雪寄せ場について看板が掲げられているかどうかということですが、雪寄せ場の看板につきましては、市がシーズン前に設置し、また雪寄せ場として借り受けを終了した後に撤去しているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、市民の雪寄せ場の看板は、市が設置しているということがわかりました。

この質疑の最後になりますが、まさに今も雪が降っている状態で、きょうはこういうふうに天気がいいんですけれども、その地域にまだ空き地がありまして、もう冬季シーズンに入ってしまったんですけれども、シーズン途中でも市にお願いをして、どうしてもことしは雪が多いから、今のあいている空き地を新たに市民の雪寄せ場として活用したいということは可能なのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。受け付け期間を過ぎても対応は可能なのかどうかということでもあります。

今年度は10月1日号の「広報あおもり」及び市のホームページ並びにラジオ・テレビ等で当該制度を周知しまして、10月31日までの受け付け期間としたところです。

なお、受け付け期間を過ぎても、新たに雪寄せ場としての申し込みがあった際には、地域住民の自主的な除排雪を支援するという趣旨に鑑みまして、市として受け付けをしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 途中でも受け付けが可能ということがわかりましたので、町会長さんから聞かれたことをしっかりと答えて、ことしの冬、事故なく乗り切りたいと思います。御答弁ありがとうございます。

続きまして、一般廃棄物、産業廃棄物についてお尋ねをいたします。

環境にやさしい廃棄物のリサイクル設備として、亜臨界水反応という新たな技術による設備がありました。私も今勉強し始めた最中ですので、現在設置されている自治体に視察で勉強したいと思っております。市では、このような亜臨界水反応という新たな技術による設備を御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員の亜臨界水反応設備についての御質疑にお答えいたします。

本市で許可しております産業廃棄物処理施設におきまして、亜臨界水反応を利用しているものはないことから、当該リサイクル設備につきましては承知していません。

なお、市で調査いたしましたところ、設備メーカー側では、亜臨界水反応は高温高圧の水の性質を利用した反応で、環境汚染物質を分解でき、無害化できる。亜臨界水反応は有機溶媒のような化学物質でなく、水を溶剤として使用するため、環境に優しい安全な廃棄物の再資源化が可能であるなどのことをその特徴としていると承知しているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

まさに本市の喫緊の課題のホタテの残渣問題を、この亜臨界水反応を使うことによって——今までも何度か質疑がありましたが、ホタテの残渣をこれで処理をすることによって、さらに出た廃棄物が肥料になるという、とてもいい廃棄物の設備でした。

ただ、市がこの設備を導入するという事はなかなか難しいと思いますが、ここで質疑いたします。

市民団体、民間企業とがこの設備を導入する場合——市民団体が皆さんで力を合わせてお金を出し合い、企業体のようなものをつくった場合、とてもいいものなんです。これは市の補助制度というものはあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 市の補助制度に関する再度の御質疑にお答えいたします。

市民団体や民間企業の亜臨界水反応設備の導入に対する市の補助制度はありません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ないということがわかりました。御答弁ありがとうございました。

最後の質疑となります。平成 30 年青森市議会議員選挙についてお尋ねをさせて

いただきます。

このたびの平成 30 年青森市議会議員選挙におきまして、青森市選挙管理委員会発行の公報紙が配られました。この公報紙には、候補者全ての写真が掲載されております。もちろん私もこの写真を掲載させていただいたものですが、この写真は6カ月以内に撮ったものということで、写真の裏にもいつ撮影したのかというものが記載されるようになっております。そこでお尋ねいたしますが、本市発行のこの公報紙、この写真を掲載するに当たり規程というものがあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 中村美津緒委員の選挙公報に掲載する写真の撮影時期についての御質疑にお答えいたします。

青森市議会議員選挙の選挙公報の発行に関し必要な事項は、青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び同規程で定めております。写真の撮影日は同規程で選挙期日前6カ月以内に撮影したものと定めておりますが、撮影年月日は本人の申し出によっているところであります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、本人の申し出により、それを認めざるを得ないですし、これは規程はあるものの任意ということなんですよ。ということは、本人次第ということで、規程でも別に違反も何もない——違反という言い方は変ですね。自分のモラルに委ねられるということによろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 中村委員おっしゃるとおりです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続いての質疑です。選挙期間中ではありますが、それぞれの政党発行の機関紙についてお尋ねをいたします。

各政党がそれぞれ毎日機関紙を発行している状況ですが、この選挙期間中、この機関紙におきまして、折り込みチラシとして候補者に関する情報が掲載されていたものが配布されていた状況がありました。

そこで質疑いたします。選挙期間中に機関紙の折り込みチラシとして配布は認められるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 折り込みチラシの選挙運動期間中の配布についての御質疑にお答えいたします。

候補者の氏名等が表示されている文書が選挙運動のためのものであるかにつきましては、頒布の時期、場所、方法等を文書の内容とともに総合的に判断する必要があります。当該チラシが選挙運動期間中に頒布され、かつ氏名等が表示されているのであれば、公職選挙法に抵触するものであります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

続きましての質疑は、選挙事務所を設置することについてお尋ねいたします。

このたび市議会議員選挙で多くの議員が選挙事務所を構え、選挙戦に臨みました。私もその中の一人ですが、この選挙事務所に関しまして公職選挙法として規定されている定めはあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 市街化調整区域への選挙事務所の設置についての御質疑にお答えいたします。

公職選挙法におきましては、選挙事務所の設置場所について制限はございません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私、市街化調整区域とはまだ言っていなかったんですが、私がたまたま市街化調整区域に御縁があるものでありまして、私の選挙事務所も市街化調整区域でした。よって、もともとあった建物は選挙事務所として使えないということでしたので、選挙事務所として使えるためのいろいろな利用方法、どうしたら選挙事務所としてその場所が使えるのかをお尋ねいたしまして、手続を踏んでそのプレハブを選挙事務所として構えました。

それでは、都市計画法では、選挙事務所を市街化調整区域に設置しようとするれば、どのような方法で設置できるのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 中村委員からの市街化調整区域における選挙事務所の建築についてのお尋ねにお答えいたします。

市街化調整区域における選挙事務所につきましては、都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号の政令で定められた仮設建築物及び同法第 43 条第 1 項第 3 号の仮設建築物に該当する場合は建築が認められているところであり、この場合、建築基準法第 85 条第 5 項に基づく仮設建築物の建築許可を受けることにより建築が可能となるものであります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

私もプレハブの建築許可を取りまして、そこを選挙事務所として構えることができました。

そこでお尋ねいたしますが、市街化調整区域にもともとあったプレハブを選挙事務所として利用することができるのか、できないのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市街化調整区域におけるプレハブにつきましては、先ほど申し上げましたように、仮設建築物に該当する場合は建築が認められているというところです。プレハブの

中で、例えば工事の現場事務所等につきましては、建築基準法第 85 条第 2 項に基づき、仮設建築物の建築許可は不要なところですが、こういった既存のプレハブを選挙事務所として使用する場合には、同法第 85 条第 5 項に基づきまして、仮設建築物の建築許可を受けることにより使用することが可能となるところです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

そうしますと、もともとあったプレハブ、先ほど御答弁の中に現場事務所であれば建築確認は必要ないという御答弁でした。そうすると、もともとあった現場事務所を選挙事務所として使用することができないということですのでよろしいんですね。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

もともとあったプレハブ、現場事務所を選挙事務所として使用できるかということではありますが、当該プレハブを選挙事務所として使用するには、建築基準法第 85 条第 5 項に基づきまして、仮設建築物の建築許可を受けるということにより使用が可能になるものです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

そうしますと、その許可を受けずに選挙事務所として使った場合は、どのような法に抵触していることになるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

どのような法に抵触しているのかということですが、建築基準法に基づく仮設建築物の建築許可を受けていないということですので、建築基準法に抵触をすることになります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

そうしますと、公職選挙法では選挙事務所に対する定めはないということでしたので、今のは建築基準法に抵触するおそれがあるということがわかりました。ありがとうございました。

続きまして、公職選挙法に抵触すると思われる看板がなかなか是正されずに、しばらくの間設置されていた事例がありました。なぜ、しばらくの間是正しなかったのか疑問でありますので質疑いたしますが、選挙管理委員会では、どのような対応をしているのか御答弁をお願いいたします。

これは、恐らく実名でも選挙管理委員会のほうに苦情が行っていると思います。なかなか是正されなかったという事例があったとお聞きしておりますが、どのような対応をしたのか御答弁をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 公職選挙法に抵触すると思われる看板への対応についての御質疑にお答えいたします。

選挙管理委員会では、事実確認を行い、公職選挙法に抵触するおそれのあるものにつきましては是正するよう指導を行っております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 公職選挙法に抵触するおそれがあるということで指導をしたというふうなことでありました。わかりました。ありがとうございました。

それでは、本定例会一般質問最終日でした。不在者投票ができる指定病院・施設において、選挙違反、不正が行われ、公正な選挙が行われていなかったという発言がありましたが、選挙管理委員会といたしましては、この発言に対してどのように捉えているのか御見解をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 指定病院・施設における不在者投票についての御質疑にお答えいたします。

青森市内では、不在者投票ができる病院・施設として、青森県選挙管理委員会が60カ所を指定しております。今回の青森市議会議員選挙において、指定病院・施設の不在者投票において選挙違反が行われたとの報告は受けておりません。

青森市選挙管理委員会におきましては、指定病院・施設を対象に不在者投票事務の説明会を実施しており、不在者投票管理者は、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨を説明し、適正な投票事務をとり行うよう指導しているところであります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは今の不在者投票における指定病院・施設では、そういった苦情等、違反行為が疑われるようなことがあったというような報告は受けていないということでした。ありがとうございました。

それでは、あえてお尋ねをいたしますが、選挙違反の横行が市民の選挙離れの一因となっていると思うがと発言しております。そもそも選挙違反とは、公職選挙法という主に選挙方法について定められた法律に違反することを示すそうですが、選挙違反と事実認定をするのはどこで行うもののでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 選挙違反の判断についての御質疑にお答えいたします。

選挙違反かどうかの判断につきましては、取り締まり当局及び司法の場で判断されるものと考えております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

最後は司法の場ということでありまして、私もまさにそのとおりでございます。

最後に一言申し上げますけれども、本定例会一般質問最終日でありました。今回の10月に行われた平成30年青森市議会議員選挙において、選挙違反、違反行為と断定する発言がありました。先ほどの御答弁にあるとおり、選挙違反というのは、それを判断するのは市民でも私たち議員でもないとは私は考えております。この断定する発言がありましたことは、ゆゆしき事態だと私は思います。市民の負託を受けて当選した私たち議員。あたかも私たちの誰かが、そして候補者の支援者が選挙違反を行ったと誤解を招くような発言。市民の信用を損ねたと、これは看過できない発言内容でありました。私は、選挙違反の事実認定も受けていない中で、このような選挙違反との発言や、また選挙違反の横行が市民の選挙離れと、まるで悪事がしきりに行われていたと多くの市民に誤解を招くような発言。私たち議員、また支援者を非難している本会議場での発言。これは議員としての立場で、しかも神聖なる議場での発言としては不適切発言であったと私は思います。

さらに、1つ目、不在者投票に該当している施設の方から、自分で全く投票していないのに投票が終わっていた。2つ目、病院でお見舞いをしている方から、看護師さんが患者さんに投票するかどうか確認していて、本人の意思がない中、看護師さんが書いている部分を目撃しました、全く公正な選挙が行われていないわけですが、市民の方から直接いただいたお話であったとしても、根拠や事実確認ができていないのであれば、公の神聖なる議場での場の発言では私はなかったと思います。もし仮にこれが事実なのであれば、不正投票及び投票偽造のおそれがある、いわゆる替え玉投票の犯罪行為と思われる行為であり、議場で発言されたことに対して、これは誰もが看過できない大問題であります。

本市市民のみならず、指定病院、施設側、医師、看護師、患者の信頼関係を根底から覆す発言であり、大問題で残念であります。本会議場で違反行為、不正があった、公正な選挙が行われなかったとの発言があった以上、青森市議会としてみずから不正をただすための姿勢を市民に示す必要があると私は考えます。不適切発言であったことと市議会として不正をただす姿勢の必要性を訴えまして、私の質疑を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの竹山美虎でございます。

質疑に入る前に、風疹対策について要望したいと思います。

今議会の一般質問で、国は平成32年度までに風疹の排除達成を目標としていること。ことし7月下旬から関東を中心に風疹患者が急増し、全国に拡大していること。現在、青森市では風疹対策として、無料の抗体検査と上限9000円とするワクチン接種の費用助成を行っていること。対象者は、妊娠を希望する女性本人と配偶者などの同居者で、風疹に感染する可能性の高い方であることなどがわかりました。

12月11日の地元紙夕刊によれば、患者数が2400人を超えたことや訪日客の減少

も懸念される状況にあることから、厚生労働省は風疹の新たな対策として、感染リスクが高いとされる39歳から56歳までの男性を対象に、2019年から3年間、法的な定期接種に位置づけて、抗体検査とワクチン接種を原則無料にすると発表しました。

そこで、2点要望いたします。

要望1、国の動向に合わせ市の対応をしっかりと行うこと。その際、利用者のことを考えた利用しやすい仕組みを検討すること。

2点目の要望です。幸いに現在のところ青森県には感染者はいませんが、基本は感染の原因者にならないことです。その危険がある人は、みずから抗体検査とワクチン接種をしていただくことが重要です。費用助成があろうがなかろうが、感染拡大を防ぐことが一番の基本であります。これらの周知、お願い、啓発活動をしっかり行っていただきますように要望をいたします。

質疑に入ります。1点目の質疑、国の補正予算、平成30年度第1次補正関連事業について、議案別冊平成30年度青森市一般会計・特別会計補正予算第2表繰越明許費、第10款教育費第2項小学校費及び第3項中学校費に関連をして、小・中学校施設整備事業のうちエアコン設置についてお伺いいたします。

教育委員会では、小・中学校59校の保健室にエアコンを設置するということですが、今後、普通教室にエアコンを設置する考えはあるのかどうかお示しをいただきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 竹山委員の小・中学校のエアコン設置について、今後、普通教室にエアコン設置する考えはあるのかとのお尋ねにお答えいたします。

学校のエアコンにつきましては、これまで原則として校舎の改築の際、児童・生徒の体調不良時の応急処置等を行う保健室と機器の温度管理が必要なコンピュータ室に設置することとしております。それ以外の普通教室等につきましては、本市の気候の特性上、7月から8月にかけて気温が30度以上になることが多く、また7月下旬から8月下旬までが夏季休業期間に当たるため、エアコンを使用する期間が短く、その設置費用と維持管理経費などの費用対効果の観点から、現時点では設置する考えはありません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 一般質問と同様の答弁ということで、現在の考え方は普通教室に設置しないということですね。わかりました。

それでは、青森市を除く県内9市において、臨時特例交付金を活用して普通教室へのエアコン設置を要望している市はあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。今回の臨時

特例交付金を活用して、県内の他の9市の中で要望しているところがあるのかということのお尋ねにお答えいたします。

本市で直接聞き取った調査によりますと、このたびの臨時特例交付金を活用して普通教室へのエアコン設置を要望している市は、9市のうち3市で、弘前市、つがる市、平川市となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

弘前市、つがる市、平川市の3市が要望していると。この臨時特例交付金は今年度限りということであります。今を逃せば、この交付金を活用することができない。

答弁でもあったように、青森市の特徴といいますか、気温が30度を超える時期が夏休みにかかる同一の時期、それと財政的な負担の関係だと思えますけれども、今後急激な気候、気温の変化、地球温暖化の影響があると思うんです。そういう場合に、普通教室にエアコンをやっぱり設置しないといけないねとなったときに、今回の臨時特例交付金にかわって活用できる補助制度などはあるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。今回の臨時特例交付金にかわる国の補助制度等はあるのかというお尋ねにお答えいたします。

今回の臨時特例交付金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でありますけれども、このほかに普通教室へのエアコンの設置に活用できる国の補助制度といたしましては、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金というものがあります。これは児童・生徒及び職員等が使用する全ての部屋について、エアコン設置に要する経費及びその関連工事等を対象としている交付金であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

学校施設環境改善交付金が活用できるということです。現段階では保健室への設置、普通教室には設置をしないと。理由として、先ほども言いましたとおり、酷暑の時期、夏休み期間と一致すること、さらに厳しい財政と設置費用、管理運営費などの経費との兼ね合いということだったと思います。

先ほども申し上げましたけれども——あと要望です。地球温暖化等の影響により、今後急激な気温の上昇があるかもしれません。そのときには、児童の健康、安全、熱中症対策の適切な対応をしていただくように要望したいと思います。ありがとうございました。

2点目の質疑、国の補正予算、これは平成29年度繰越分の関連事業であります。議案別冊平成30年度青森市一般会計・特別会計補正予算、第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費に関連して、保育所等における事故防止推進事業について

お伺いいたします。まずはこの事業の概要をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 竹山委員の保育所等における事故防止推進事業についての御質疑にお答えいたします。

保育所等における事故につきましては、教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の報告を国が取りまとめて公表しており、全国では、毎年 10 件程度の死亡事故が発生している状況にあります。国が設置する教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の報告書によりますと、死亡事故の約 7 割が睡眠中に発生している状況にあります。

そのため本市では、保育所等における睡眠中等の重大事故を防止し、安全かつ安心な保育環境を構築することを目的とする保育所等における事故防止推進事業を実施すべく、本定例会に補正予算案を提案しているところです。

当該事業は、重大事故が発生しやすい睡眠中などの場合において、事故防止のために活用できる無呼吸アラーム等の備品を保育所等が購入する費用の一部に対して、国の制度を活用し補助するものであり、補助単価は、子ども 1 人当たり 3 万円、補助率は国が 2 分の 1、市が 4 分の 1 となっており、保育所等の事業者が 4 分の 1 の負担となっております。対象施設といたしましては、保育所、幼保連携型及び保育所型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所並びに認可外保育施設となっております。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

毎年 10 件程度の死亡事故が発生していると。そのうち約 7 割が睡眠中に発生をしていると。なので、今回この事故予防のための措置をしたということであります。

この中に、無呼吸アラームなどという記載がありますけれども、対象となる製品というか備品は、無呼吸アラーム以外にどのような器具があるのか教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。対象となる備品には、無呼吸アラーム以外に何があるのかのお尋ねです。

保育所等における事故防止推進事業の対象となる備品といたしましては、竹山委員御紹介の乳幼児の呼吸や心肺の動きを監視して、異常があれば音やランプで警告する無呼吸アラームのほか、センサーにより昼寝中の体動停止やうつ伏せ寝をアラーム音とランプで知らせる午睡チェック、また手で揺らしたり、赤ちゃんが動いたりすると揺りかごのように揺れる仕組みでうつ伏せ寝を防止するベビー用チェアであるバウンサーの 3 つとしております。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

3つというお話がありました。市では、これら3つの備品の中で、3つとも準備すると考えていいのでしょうか。それともどれか1つということなのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

3つの備品のうち、その保育所なりが望むものを全て要求できることになっております。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 保育所などと連携をして希望するものということだと思います。

この項の最後であります。青森市でこれまで死亡事故が発生したということはあるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。本市において死亡事故が発生したことがあるのかとのお尋ねです。

本市における国へ報告が必要な近年の重大事故の発生状況といたしましては、転倒や衝突による骨折事案による事故は数件ありますが、死亡事故は発生していないという状況であります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございました。死亡事故はないということであります。

最後は要望します。将来を担う子どもたち、安全は大変重要でありますので、やれるものはしっかりやっていただくことを要望いたします。ありがとうございます。

3点目の質疑に移ります。

議案別冊平成30年度青森市一般会計・特別会計補正予算、第4款衛生費第2項清掃費第1目塵芥処理費に関連をして、清掃工場運営管理事業についてお伺いいたします。

清掃工場運営委託料を増額補正しておりますけれども、その経緯を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 竹山委員の清掃工場運営委託料の増額補正の経緯についての御質疑にお答えいたします。

清掃工場運営委託料につきましては、ごみ処理量の変動にかかわらず支払われる人件費、運転管理費、補修費などの固定費と、ごみ処理量などによって変動が生じる電気使用量、燃料費、薬品等の用役費などによる変動費で構成されております。また、運営委託料の積算に当たりましては、変動費からごみ発電と太陽光発電による売電収入の9割と破碎選別処理施設等から発生する鉄、アルミ、スラグの売却収入を控除することとしております。

本年4月の火災によりまして、破碎選別処理施設が稼働停止したため、当初見込んでおりましたごみ処理により発生する鉄、アルミの売却収入が減収となることから運営費に不足が生じたため、運営委託料を増額することとしたところです。

一方で、火災によりまして今年度は破碎選別処理施設を稼働しないことから、運営委託料に含まれる当該施設に係る維持管理費用を減額することとしたものでありまして、本定例会に運営委託料の補正予算を提案したものです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

委託料は固定費と変動費で構成されていると。それから売電収入とスラグなどの売却収入を差し引いているということ。それから今定例会に、4月の火災に関連して運営委託料の増額をする。一方で、破碎選別処理施設が稼働していないということから維持管理費用は減額をしましたという答弁でありました。

とにかく安全第一で事故を起こさないように、この処理場は毎日稼働しなければならない重要施設でありますので、そして、かわりの施設がないということを考えて、しっかり処理を行っていただきたいと思えます。

最後の質疑です。今ほど言いました質疑と款項目一緒でありますけれども、一般廃棄物最終処分場の運営管理事業についてお伺いをいたします。

一般廃棄物最終処分場運営管理事業の補正予算の内容を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 竹山委員の一般廃棄物最終処分場運営管理事業の補正予算の内容についての御質疑にお答えいたします。

本年4月に発生いたしました青森市清掃工場の破碎選別処理施設の火災によりまして、清掃工場で処理できなくなったごみにつきまして、現在青森市一般廃棄物最終処分場で受け入れしているところではありますが、これに伴う1154万1000円の指定管理料の増額について本定例会に補正予算として提案しているところです。

補正予算の内容であります。1つに、最終処分場の開場時間を清掃工場に合わせ延長したことなどによります料金徴収に従事する職員等の時間外勤務手当に要する経費。2つに、清掃工場で処理できなくなったごみを埋立処分するために必要となる重機1台のリース料及びこの重機の運転等に要する経費であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

今回の火災に関連をして、1つは人件費、2つには重機のリース料、運転者の経費ということでした。ありがとうございます。

あと要望です。最終処分場は処理量にまだまだ余裕があるということですのでけれども、稼働して30年以上経過していると思えます。これまでも排水ポンプの交換、そ

れから処分場内の水処理には幾度も悩まされてきたと思います。今後、また時間が経過するわけですから、ぜひメンテを怠ることなく、故障のないようにしっかり処理あるいは管理をしていただきますように要望して終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）平成 30 年度青森市一般会計、特別会計及び企業会計補正予算についてお伺いをいたします。

最初に、消防費に関連して救命講習の内容と実績についてお伺いしたいと思えます。消防本部が実施しています救命講習と実績についてお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の救命講習の内容と実績についての御質疑にお答えいたします。

青森地域広域事務組合消防本部——以下、消防本部と言わせていただきます——では、地域住民に対する応急手当てに関する正しい知識と技術の普及に資することを目的に、応急手当ての普及活動に関する実施要綱を定め、応急手当ての必要性等の周知を初め、救命率の向上に向けた各種救命講習を実施しているところであります。

救命講習の内容に関しましては、1 つには、一般的な心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習。2 つには、普通救命講習に加え、外傷の手当て、止血法、搬送法を学ぶ上級救命講習。3 つには、応急手当ての指導者の指導要領を学ぶ応急手当普及員講習。4 つには、心肺蘇生法の基本を学ぶ救命入門コース。5 つには、乳幼児救命講習や小学生が学ぶ救命講習など、ニーズに合わせて実施するその他の講習があり、各事業所、町会、PTAなどからの要望によるもののほか、個人だけでも気兼ねなく参加できるよう、消防合同庁舎におきましては毎月第 2 水曜日に、浪岡消防署におきましては奇数月の第 3 日曜日に定期の普通救命講習を実施しているところであります。

本市におきまして実施した救命講習の過去 3 年間の実績につきましては、平成 27 年度が 255 回、7199 人、平成 28 年度が 291 回、6677 人、平成 29 年度が 245 回、6652 人となっております。

これらの救命講習に加え、消防本部ホームページで心肺蘇生法の手順や A E D の使用方法を紹介しているほか、消防ふれあい広場や各種イベント等におきまして、消防職員による応急手当ての実演や体験コーナーなどを実施し、応急手当ての普及啓発に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、消防本部ホームページや「広報あおもり」等、さまざまな広報媒体を利用し、救命講習の実施につきまして広く周知を図り、応急手当ての普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

概要については理解をしました。ちょっと確認なんですけれども、その中で、今、消防長の御答弁の中で、乳幼児の救命講習についてお話がありました。その実績について教えていただければと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の再度の御質疑にお答えいたします。

乳幼児救命講習とは、乳幼児の保護者及び保育士等を対象とし、家庭内の事故防止や異物除去法、心肺蘇生法を学ぶものであり、過去3年間の実績につきましてお答えいたします。平成27年度が3回の49人、平成28年度が3回の31人、平成29年度が5回、40人となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

すばらしい講習だと思いますので、ぜひ広めていただければと思います。この件は結構です。ありがとうございました。

続いて、市民病院についてお伺いをしたいと思います。

今定例会の一般質問においても、市民病院ががん診療連携拠点病院に準ずるがん診療連携推進病院として、がん医療の充実を図る役割を担っていることがしっかりと理解ができました。

そこでちょっと質疑をさせていただきたいんですけれども、がん診療支援室の設置は、その役割を果たすための組織であり、がん支援ルームやがん情報支援ルームが組織の目的を果たしている窓口であることも認識をしています。

そこで確認しますけれども、その意味からこの2つのルームが果たすべき取り組みについては重要だと思いますけれども、考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 赤木委員のがん診療支援室の取り組み内容についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員から御紹介ありましたとおり、市民病院ではがん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有する青森県がん診療連携推進病院として、平成25年12月に県の指定を受け、がん診療の強化と地域連携を推進してまいりました。こうした中、近年がん患者は増加してきており、当院としてもがん診療連携推進病院としてがん医療提供機能の強化を重要課題として捉え、加速化プランにおいてがん関連業務を統括するがん診療支援室の設置を掲げたところであります。

がん診療支援室は、がん診療とともに、がん化学療法、がん登録、緩和ケアなどの関連業務を横断的に連携する部門であり、がん診療に関する一層の院内連携と体

制の強化を図ることを目的として、本年11月1日に設置したものであります。がん診療支援室におけるがん患者支援の取り組みとして、支援室の設置にあわせ、がんに関する情報発信や個別相談等に対応するためのがん相談支援ルームとがん情報支援ルームを開設したところであります。

がん相談支援ルームでは、患者さんのプライバシーに配慮した個室において、がんの療養に関することに加え、日常生活や治療上の不安や心配などのさまざまな相談に認定看護師が応じることで、患者さんのサポートを行っております。また、がん情報支援ルームでは、患者さんや患者さんの御家族のほか、どなたでも自由に入入りし、がんに関する情報を得ることができるよう、がんに関する図書の見覧やパンフレットの提供、かつらなどの外見に係るケア用品の展示、がんに関するビデオの放映、インターネットによるがん情報の検索などにより、がんに関する情報提供を行っているところです。

今後におきましては、院内職員及び関連医療機関職員のがんに対する勉強会の開催、来年度以降は患者さん向けの勉強会でありながらがんサロンの開催なども行うこととしており、がん患者さんや御家族が必要とする情報の提供に努めながら、がん患者さんが安心して治療を受けられるよう取り組みの強化、充実に努めてまいります。

ただいまの答弁で、先ほどがん診療支援室の設置年月日を11月1日と申し上げましたが、正しくは10月1日でございます。謹んでお詫びし、訂正いたします。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 訂正をしていただきまして、ありがとうございます。

よく取り組みがわかりました。私も見に行ってきましたけれども、非常に明るい雰囲気非常にすばらしいところだなということは、私も確認をしているところでした。

しかし、いい取り組みだと思えるんですけども、これがちゃんと市民に周知できていなければならないと思います。そこで確認をしたいんですけども、この10月、11月の2カ月間の実績——12月も入っても構いませんけれども、わかる範囲で実績についてお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

開設からこれまでの実績についてでありますけれども、10月の開設から11月末日までの2カ月間におけるがん相談支援ルーム及びがん情報支援ルームの来訪者は、全部で140名であります。来訪者の内訳といたしましては、患者さんが51名、患者さんの御家族が45名、見学を含むその他の方が44名となっております。このうちがんに関する相談は62件ありましたが、相談内容の内訳といたしましては、身体についてが19件、治療についてが17件、不安などについてが11件、経済面その他が15件となっております、4割程度が直接的な治療以外の不安や悩みに関する相談

でありました。

このほか相談方法や利用に関する電話でのお問い合わせが 12 件あったところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

先ほど言いましたけれども、私も見に行つて状況的には確認をしています。そういう中で、非常に家族の方や患者さんに対する情報提供、プライバシーにも配慮したという場所であることも確認ができています。とても素晴らしいと思います。

そういう中で、今後さらに現在の取り組みに加えて患者さんを対象とした勉強会、さらには情報提供などそういったものがよりできて、患者さんが安心して治療を受けられるような環境づくり、体制を整えることを要望して、質疑を終わりたいと思います。

続いて、商工費についてお伺いをいたします。

「A o M o L i n k ～赤坂～」における今年度の実績についてお示してください。また、その実績を市としてどのように評価しているのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 「A o M o L i n k ～赤坂～」における今年度の実績と、その実績を市としてどのように評価しているかという御質疑にお答えいたします。

「A o M o L i n k ～赤坂～」の実績につきまして、これまでの物販売上高で見ますと、開設 1 年目となる平成 28 年度は約 800 万 4000 円、翌平成 29 年度は約 2011 万 2000 円で、前年度から約 1210 万 8000 円の増、比率にいたしますと対前年度で 251.3%であります。今年度についても、10 月末時点で約 1240 万 6000 円となっており、前年同時期の実績と比較いたしますと、約 420 万 9000 円の増、対前年度の比率で見ますと 151.4%となっております。

また、「A o M o L i n k ～赤坂～」の評価についてでありますけれども、平成 28 年度の売上実績等を踏まえまして、平成 29 年度からは施設の大半を占めていたレストランを廃止して物販スペースの拡充を図り、また冷蔵、冷凍ショーケースを設置して水産加工品などの販売も開始いたしましたこと、また酒類販売業免許を取得して、地元の日本酒やワインなどの販売を開始したこと、さらには 52 週プロジェクトといたしまして週がわりでイベントを実施し、集客、販促活動に取り組んだこと、加えて施設の運営受託者によりまして企業訪問などを通じた商品発掘のほか、外販イベントの参加をふやしたことなどが順調な売上増につながっているものと評価しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 11 月 19 日だったかに「A o M o L i n k ～赤坂～」に行つてき

ましたが、前と違って個人商店みたいなところも提供しているとか、さまざまな青森市内でも私も全然知らなかった会社なんかも出ていて、非常にすばらしい取り組みがふえてきているなど。青森にもこういうすばらしいお菓子があったのかなというのを改めて再認識したところです。また、こぎん刺しや津軽びいどろなど、そういったものが売り上げとして非常に伸びているということもすばらしいなと理解をしました。

今後、売り上げが伸びてくる、上がっていることは非常に喜ばしいことなんですけれども、やはりそれだけではなくて、さまざまな現状における課題とか、そういうものがあるかと思えます。その現状の課題、さらにはその課題に対する今後の対応について考えている点があるのであれば、お示しをしていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 「A o M o L i n k ～赤坂～」における現状の課題とその課題に対する対応についての御質疑にお答えいたします。

「A o M o L i n k ～赤坂～」の運営に当たりましては、より多くの方々に足を運んでもらい、東青地域産の多種多様な産品を知ってもらうことで、地元事業者の首都圏等への販路拡大と売上向上につなげることが重要であると考えております。

現在、商品の取扱数は昨年度末時点で482アイテムだったものが646アイテムまで増加いたしました。売り上げが順調に伸びていますものの、事業者数は92社から108社への微増となっていることや連携する町村事業者の取扱商品が少ないことが課題と認識しております。

このようなことから、今後の対応といたしましては、地元事業者や連携している町村に対する「A o M o L i n k ～赤坂～」のPR強化などを通じまして、取扱商品のさらなる掘り起こしをしていくことで、引き続き地元事業者の首都圏等への販路拡大を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。ぜひしっかりと頑張っていただきたいと思います。

課題については、販路拡大についてさまざま取り組んでいかれると思いますけれども、抜本的な課題もあるかと思えます。それについては、この場では申しませんが、今後にしたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。どうもありがとうございました。

それでは、次に土木費についてお伺いします。

佃地区の融・流雪溝の整備事業についてお伺いをしたいと思えます。現在進めている佃地区の融・流雪溝の整備事業について、進捗状況と今後の見通しについてお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 赤木委員の佃地区融流雪溝整備事業の進捗状況につきましての御質疑にお答えいたします。

佃地区の融・流雪溝整備事業につきましては、二級河川駒込川からの河川水を水源とし、計画延長を約 11.1 キロメートル、総事業費は約 15 億円を見込んでいます。

事業の進捗状況につきましては、平成 14 年度に事業着手し、順次整備を進めておりました。これまでに取水樋門や融・流雪溝約 3.9 キロメートルの整備が完了し、平成 29 年度末時点における進捗率は、事業費ベースで約 33%となっております。

今後につきましては、残り約 7.2 キロメートルの融・流雪溝及び融・流雪溝に河川水を送るためのポンプ設備や送水管につきまして、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

このところ雪も多く、青森市民にとってはこの克雪対策が非常に重要で、除雪も含めて都市整備部の皆さん、頑張られていると思います。ただ、雪が多いとどうしても苦情とかが多くなってくるかと思えますけれども、そこは丁寧な対応をぜひよろしくお願いしたいと思っています。

そういう中で、この融・流雪溝の整備は最もニーズの高い施策と考えています。ここ数年、佃地区で工事が行われている状況からも、佃地区の方々からは早期完成が望まれています。ですから、来年度以降もしっかりと予算をつけて進めていっていただきたい項目です。この辺はぜひ、きょう市長はいませんけれども、副市長はしっかりと伝えていただきたいなど、そのように思う次第です。

また、この融・流雪溝は、雪の対策だけではなくて、あの辺は集中豪雨、またゲリラ豪雨によって道路冠水がしょっちゅう起きるので、それを整備するためにも、この融・流雪溝は夏場も期待されていますので、冬場だけの問題ではありません。特に近年、ゲリラ豪雨が非常に多い状況ですので、これはやっぱり早期に完成することで冠水対策にもなりますので、早期にしっかりとやって、前に進めていただきたい。この項については、本当に強く要望したいと思えますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

続いて、民生費に関連してお伺いします。

御存じのとおり、ヘルプカードの周知について。今回の選挙戦で、ヘルプカードはせっかく青森市が頑張っているのに啓発がなっていない、知らない人が多いということがよく理解できました。

一般質問でもお伺いしましたがけれども、(仮称)青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例が制定されますが、障害者の方々の意思疎通についても重きを置いている条例と認識をしております。本市で実施しているヘルプカード

や、県が示したヘルプマークの周知が足りないことを今回の青森市議選で実感しました。私としては、JRや青い森鉄道、弘南バス、市営バスなどにもポスターを掲示するなど、青森市内の銭湯や温泉にも掲示することなどが有効だと考えています。

そこで確認しますが、ヘルプカードやヘルプマークを理解していただくために啓発を進めるべきと思いますが、啓発状況及び今後の取り組みについてお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 赤木委員からのヘルプカードの啓発状況及び今後の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

ヘルプカードは、障害などがあり、自分から困った、助けてほしいとなかなか伝えられない方があらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活において、また緊急時や災害時など周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくする、手助けが欲しい人と手助けできる人をつなぐコミュニケーションのツールであり、本市では平成28年7月から配付しております。

このヘルプカードを配付する際には、利用する方が手助けが必要なときに意思表示できるよう利用方法などを丁寧に説明しているほか、障害のある方やその御家族で構成する障害者団体の会議の場などにおいてPR用チラシを活用しながら説明し、周知を図ってきたところであります。

また、ヘルプカードを利用する方がより使いやすい環境にしていくため、手助けできる人となる市民に対しましては、市役所庁舎、市民センター、支所、福祉館など市民が多く集まる施設へのポスターの掲示のほか、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、福祉ガイドブックや小学6年生及び中学2年生の福祉読本「ともに生きる」に加え、「知ることから始める障がいへの理解～ともに暮らしていくためのハンドブック～」への掲載、さらには青森地域広域事務組合で実施する救命講習会の場を初め、相談支援事業所連絡会議の場、地区社会福祉協議会や地区民生委員・児童委員協議会など地域の団体等の会議の場における説明など、さまざまな機会を捉えて周知を図ってきたところであります。

さらに、今年度は市職員の新任課長研修や新採用研修時、また青森市民生委員・児童委員協議会社会部会研修会において、ヘルプカードを題材とした研修を実施したほか、市職員が参加した外部における会議の場を活用しての周知、市内スーパー・デパートへのポスターの掲示、「慢性疲労症候群世界啓発デー2018 in あおもり」や、今月3日から7日まで駅前スクエアで開催いたしました「障がい者週間2018」などの各種イベントにおいて広く周知を行ってきたところであります。

また、今月下旬には交通部の協力のもと、市営バスを利用される方々に対し、ヘルプカードを携帯している方へ席を譲るなど思いやりのある行動をとっていただくことをお知らせをし、そのことによって手助けが欲しい方がヘルプカードを提示して支援を受けやすい環境となるよう、バス車内にヘルプカードPR用のシールを貼

付することとしております。

本市では、ヘルプカードの普及に当たりまして、障害のある方やその御家族など手助けが欲しい人への周知だけでなく、手助けできる人となる市民への周知が重要であると考えていることから、今後もあらゆる機会を捉えて継続的に広くヘルプカードの周知に努めてまいります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございました。

市営バスのほうもポスター掲示等で頑張ってくれるということであると。市営バスなんですけれども、ほかの交通事業者、弘南バスまたは青い森鉄道、JR、そういうところとも協議をして、これはやはり連携しながら啓発活動をしていかなければならないと思いますので、そこについてはぜひいろいろな場面で協議をしながら進めていっていただきたいと。

それともう1つは、せっかく市営バスのほうでやられているのであれば、企業局のほうにお願いをしますけれども、バスの運転手さんにもヘルプカードとはいかなるものかというのをしっかりとわかっていただけるように、企業局のほうでもその辺の啓発活動をしていただくことを強く要望して終わります。ありがとうございました。

それでは、次は教育関連、社会教育について。

これも選挙でちょっと言われた件ですけれども、青森県総合学校教育センターがあります。これは有名なものらしいんですけれども、そこに天体望遠鏡があるそうです。これは学校の先生のものだということで、なかなか市民のほうに利用できるような仕組みにはなっていないそうなんですけれども、年に何回かでもいいんです、できれば市民が利用できるように、市としてそういう形で働きかけていただきたい。そういうことで市の考えを示していただきたいんですが。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 赤木委員の青森県総合学校教育センターの天体望遠鏡を市民が利用できるよう働きかけはできないのかとの御質疑にお答えします。

青森県総合学校教育センターは、学校教育の充実・振興を図ることを目的に、教育関係職員の研修や学校教育に関する専門的・技術的事項の研究、教育相談、学校教育に関する資料及び情報の収集・提供等を行うため、平成10年4月に開設された県の施設であります。同センターでは、研修、実験、実習のため天体ドームとともに天体望遠鏡を設置しております。この天体望遠鏡は、口径60センチメートルの反射望遠鏡であり、その心臓部とも言える反射鏡は反射鏡づくりの国内第一人者であり、2002年には国から現代の名工に選ばれた特殊光学研究所代表の苗村敬夫氏によって磨かれたものであります。

教育委員会では、天体望遠鏡の市民の利用ができないものか県に問い合わせたと

ころ、当該施設は教育関係職員や学校などの利用者を特定した公用の施設であり、一般市民は利用対象としていないとの回答を得たところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 申しわけないんですけども、県は市民を見ていませんので。やっぱりこれは県民であれ市民であれ、税金を払ってやったもので、教育のためにしっかりと使うというのは当たり前の上で、さらに今、現代の名工が磨いたというすばらしい天体望遠鏡を見たいという人もいます。ですから、例えば市民開放デーみたいな形で年に1回とか2回とか、そういう形でもいいと思うんですよ。そういう形でやれるような仕組みをぜひ検討していただきたい。これは強く要望して、この項は終わりたいと思います。どうかこれはしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後の質疑になります。消費税について、企画部長お願いします。

これについては聞き取りを最後の最後までやってきましたので、要望も踏まえて終わりたいと思います。来年10月から消費税が8%から10%に増税となります。そのことにより、市の使用料と手数料についてはどのように考えているのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 赤木委員の消費税に伴う使用料、手数料の関係についての御質疑にお答えいたします。

消費税につきましては、平成24年6月の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の成立、その後、2度にわたります実施時期の延期を経て、ことし10月の閣議におきまして、法律どおり来年10月1日から消費税を10%に引き上げる旨、内閣総理大臣から表明されたところです。

お尋ねの消費税率引き上げに伴います市の使用料と手数料の取り扱いにつきましては、平成31年度予算編成にかかわるものでありますので、現在並行して検討を行っているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

先ほどまで企画部長と聞き取りのやりとりを最後までやっていましたけれども、ここから受益者負担のあり方についても確認しようと思ったんですけども、そのことについては確認ができましたので、ここからは要望になります。

今後、使用料、手数料については、受益者負担のあり方という、今までの考え方を踏襲しながら、この人口減少社会に対してどういうふうにしていかなければいけないのか、そういったことを加味しながら、新たな受益者負担の考え方というもの

もししっかりと踏まえていただければなど、そのように思います。

そういう中で、今国会においては水道法が改正されます。また、青森市においては平成32年から下水道が企業化されます。ですから、ここでも受益者負担の見直しというものが非常に大事になってくるものと思います。住民の税負担の公平性や受益者負担のあり方など、今後十分に検討しなければならないと思いますし、受益者負担に伴うさまざまな料金については、安易な値上げというものは私にはあってはならないと思っています。そのためにも、受益者負担がかかわる値上げについては、しっかりと考えていただきたい。特に設備投資、または一般会計からの繰出金を十分に検討した上で、そういったものに対する料金を算出して、その上でしっかりとしたものを議会に提案していただくよう強く要望して、私の今回の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 おはようございます。

私からは、農林水産費から農産物の鳥獣被害対策についてお聞きいたします。

最近、非常に猿の出没がありまして、私のところに相談に来ております。私もいろんな手を教えるんですけども、なかなかよい手がないというか。それで個人の方が多いですよね。ちょっとしたもの、ブドウがとられたとか、スイカをとられたとかね。そういうのが多いので、どうしたらいいんだろうと。役所のほうに電話してもどうにもならないということで、市民の皆さんが一番困るのは、やはり今自分たちで野菜をつくったりとか果物をつくって楽しんでいる。そういうさなかに猿が来て持っていくということになっていますので、市のほうでどういう対策をとるのか。また、被害はどのぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 里村委員の農作物の鳥獣被害対策についての御質疑にお答えいたします。

初めに、本市における過去3カ年の鳥獣による農作物被害は、猿、熊、アライグマによるもので、平成28年度は5件で2万4000円、平成29年度は7件で8万4000円、平成30年度は11月末時点で11件の35万4000円となっております。

中でも特に猿による被害が増加しており、平成28年度は水稻の1件で7000円、平成29年度はトウモロコシ、リンゴなど5件で5万9000円、平成30年度は11月末時点でサクランボ、桃など9件で34万5000円となっております。

本市の対応として、農作物被害が発生した場合には、青森市農業協同組合や農業者等からの情報をもとに現地を確認し、現場でのスターターピストル等による追い払い活動のほか、鳥獣被害の防止対策として適期収穫、野菜残渣の早期処分、農地周辺の草刈りなどを地域が一体となって取り組むことを記載したチラシを配付し、注意を呼びかけているところです。

また、被害を受けた農業者の方には、鳥獣による農作物被害も補償対象となっている収入保険制度や農業共済制度への加入もお勧めしております。加えて鳥獣被害防止対策を総合的かつ効率的に実施するため、本年3月に市が策定した青森市鳥獣被害防止計画に基づき、市内の鳥獣被害に関して県や農協、猟友会などと担当者会議を開催し、情報共有を図っております。

今後につきましては、鳥獣対策に関する研修会等へ積極的に参加し、そこで得た有効な対策を被害地域の農家に普及啓発するとともに、県や関係団体等と一体となって、被害対策の強化を図ってまいります。

また、被害の拡大が懸念される場合には、県内12の鳥獣被害対策協議会が実施している国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した生息状況調査、追い払い活動、捕獲活動及び電気柵の設置や県が今年度実施しているGPSやICT技術を活用した猿の行動域調査と、そのデータを活用した被害防止対策のモデル実証の結果などを参考として、本市に合った被害対策について、県や関係団体等と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

今の対策は、農業を営んでいる方。一番困っているのは個人の方なんです。やはり個人の方にどういうふうにしたら被害がなくなるかという。一番怖いのは、ほかのところでは家の中に入ってきたりとか、そういうことがいろいろ言われております。でも、生ごみとか残渣を始末しろといっても、やはり普通の農家であればそういうことはできないわけですね、大体畑の上に全部置くわけですから。ですから、そういうところをどういうふうにしたらいいかと。いろいろ調べてみると、シュツと飛んでいくロケット花火とか、そういうのをやっているんですけども、あれもまた、中ではなかなか。火事が起きるといふふうなものもあるので、ほかのところではやれないと。あとは、あるリンゴが被害を受けたところなんです、その一つのグループのリーダーがお亡くなりになったと。どういうふうにして死んだのかわかりませんが、そうしたらそこからはその猿の軍団がいなくなってしまったという。ですから、やはりボスをやっつけなければいけないということがわかったわけですけども、じゃあそれをどういうふうにしてやっつけたらいいのかと。鉄砲を持って撃つわけにもいかないだろうし。ですから、非常に深刻な問題になっているわけですよ。

今度、子どもたちに被害が出てきたりとか、そういうことがあった場合どうするのかと。そういうことが非常に今問題になっていると。

そして、猿もそうなんです、熊も出ているところもあるんです。熊の場合も、やはり民家付近に出てきて、一番怖いのは、子どもたちが歩いているところに出たりすると、これはまた大変なことになる。これもどうしたらいいのかということと

すね。ですから、まず被害が起こらないうちにやらなきゃいけない。でも役所対応というのは、やはり被害が起きてからそういうふうになってしまうと。そういうことのないようにしたいということで、今質疑しているわけですがけれども、やはり徹底的にこういうのが起こる前に要望をやっていかなきゃいけない。国から非常にいい予算が出ているんですけれども、これをただ見ているだけではなく、何か被害が起きてからその交付金を使おうということではなくて、被害が起こる前に交付金を使って、被害が起こらないようにしてやっていただきたいと。

ですから、今スターターとか、いろんな方法でやっている。どういうふうなもので現在は猿を追っ払っているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 里村委員の再度の御質疑にお答えいたします。

現在ですけれども、先ほど申し上げましたように、現場でスターターのピストル、よく100メートル走とかで号砲を鳴らすピストル。加えて、エアガン等も活用して追い払い活動等に努めております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 それでいなくなればいいんですけれども、猿がなぜというか、腹が減るから来るんだらうけれども、やはり生態学とかいろんなものを交えて研究して、そういうふうな防止対策をとってほしいなと思います。近づいてきたときに電気がびりびりとくるやつがありますでしょう。（「スタンガン」と呼ぶ者あり）スタンガン。ああいうのも、もしあれなのであれば使えばいいんじゃないかなと思っております。

先ほど、山脇委員とお話ししましたら、猿を捕獲して合浦公園に猿山をつくれればいいんじゃないかという提案も出ておりましたので、ひとつお知らせしておきます。

これからまたそういう被害が出てくると思います。ですから、やはりそういう被害が多くなるように、多くなる前に全国の、いろんな世界各国のそういうのを調べながら対策をやってほしいなと思います。

それから最後に要望、雪が降っていますけれども、通学路における空き家から積もる雪の対策というか、その危険箇所をまず通学路を全部回って、そういう危険な場所を学校のほうにお知らせして対処していただきたいと。

それからもう1つは、バスの通る交差点があります、筒井とか駒込とか。去年と同じく雪がたまっているところがあります。それから、一番困るのはバスが通れない。バスが通れないというか、バスが来たおかげで別な車が通れなくなってしまう。ですから、ほんの少し雪をちゃんと除雪していただければいいんです。やはりバスが通る道は、ちゃんときれいに毎日道路維持課と企業局交通部と一緒にやっていただきたいと。非常に我々が来るにも時間がかかりまして、信号を2つ、3つ待たなきゃいけないということがあります。待たなくてもあいているのに行けないと

いうことは、道路幅が狭いということです。ですから、そういうところを徹底してやればいいのかなど思っております。

市民の皆さんが朝起きたときに、ああまたかと思うようなことはなくしたいと、そういうふうに思っております。ですから、今後、猿とか熊とか、そういうのが出てくると思いますが、再度申し上げますけれども、来たらすぐ対処できるように、何とかよろしくお願ひしたいと思っております。これで終わります。

○丸野達夫委員長 ただいま農林水産部長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 先ほど農作物の鳥獣被害対策についての答弁中、農作物被害が発生した場合には、青森市農業協同組合や農業者等からの情報をもとに現地を確認していると申し上げましたが、正しくは青森農業協同組合や農業者等であります。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時からといたします。

午前 11 時 46 分休憩

午後 1 時再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。
次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

全部で3つ質疑しますが、最初は浪岡の問題を2つ質疑します。

高齢者の増加が本市でもさらに想定をされている中で、高齢者夫婦世帯やひとり暮らしの方々から、お墓に係りのある要望の声が多くなってきていると思っております。以前は浪岡墓地公園にバスの停留所を設置してほしいという声がありましたが、今回は違う声が寄せられていますので質疑します。

浪岡墓地公園については、お盆の墓参りの時期に駐車場が混雑するので、新たに増設をしてほしいという声がありますが、考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の青森市浪岡墓園の駐車場についての御質疑にお答えいたします。

浪岡墓園につきましては589の区画がありまして、平成30年12月1日時点で582の区画が利用されており、お盆や秋彼岸の時期は多くの方がお墓参りに訪れているところです。

市では、本年8月13日の午前と午後の2回、浪岡墓園の利用者がどのような交通手段を用いて墓園を訪れているか、担当職員が調査を実施しておりますが、自家用車で訪れている方々は墓地区画付近にある駐車場のほか、墓地公園の園路も駐車スペースとして利用しており、とりわけ駐車スペースが不足している状況にはありませんでした。また、墓地公園の入り口付近にも自家用車約80台分の駐車場が整備されておりますことから駐車場の増設は考えておりません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 最初にも言いましたけれども、高齢者の増加や高齢化という時代の変化がある、変わってきているということがあると思います。

私が見たときは、駐車場がほぼ満杯で、そして坂になっているんですけども、坂の脇にも縦列駐車というか、ずらっと並んでいて——上にはそんなにとめられない、ほぼとめられないような形なので——坂から歩いていくのを私は目にしたことがありました。

それで、この今回の質疑に当たっては、1人、2人だけでは質疑には至らないと私は思っていて、十四、五人ぐらい、あちこちの地区から声がありまして、これは結構うわさになっているんだなという思いで今回質疑した次第であります。

それで、高齢者の立場に立ってという考え方から、坂の上に今、582区画の墓地がありまして、下から歩いてくるのが大変だということで、やっぱり上のほうに、あいているところをまたさらに駐車場を整備をしてほしいと。時代の背景の移り変わり、高齢化、そういう観点からやっぱり駐車場を整備するべきでないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁で園路に駐車している、その園路を上手にを使って、例えば高齢者の方がお墓参りする際には、園路の途中まで高齢者の方を乗せて上って行って、そこでおろして、それから墓地区画のほうへ入っていくと。墓地区画のすぐ手前まで園路は通っておりますので、上手に園路を使いながらそういった高齢者の方を送る対応をしているという状況にあります。

また、園路も幅員6メートルということで、片側駐車をしても右側を十分車が通行できる広さになっていきますし、それから車道の両脇に2メートル幅の歩道が設置されておりますので、それを使ってお墓参りをさせていただいているという状況にあります。

これも先ほど申し上げましたが、墓地公園の一番下の入り口のところには約80台の駐車スペースもありますので、そちらも上手に使っていただいて対応していただければなと考えております。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市はやらないということなので、今何を言ってもだめだとは思いますが、墓園をつくった当時の基準などがいろいろとあったと聞いています。勾配なんかもしゃべっていましたが、当時の基準にしがみつくのじゃなくて、やっぱり時代の背景を見て、市民のために、住民のためにどうすれば実現できるのかという立場に立ってほしいなど、今回は要望で終わりたいと思います。

次に、浪岡の五本松児童館について質疑しますが、簡単に経緯から言えば、44年前に5つの中学校を1つに統合し、6つの小学校区を見直しする計画の際に、小学校区に7つの児童館を設置したと。町の直営として職員を配置した後、公立保育園の民営化を進める際に、保育園の職員を動かしたと。これが経緯だと思います。

どういうところに児童館がつくられているかといえば、神社の敷地内の中に地域の皆さんと協力をして設置した。もう1つは、廃校となった学校の跡地を活用して設置をしたというのが大体の設置場所だと思います。それと、年間の利用人数は、浪岡で3番目に多い約8000人のところが五本松児童館だと思います。

今回の質疑は、秋に——秋だけでないと思いますね、春とかも出るんですが、児童館にカメムシが大量に発生して、遊戯室が使えずに子どもたちが外で遊ばなければならない日があったとのこと。中でも遊べるように何らかの対策をとってほしいという声がありますが、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の五本松児童館についての御質疑にお答えいたします。

五本松児童館におきましては、毎年9月から10月までの数日程度、天気の良い日にカメムシが大量発生しております。カメムシ駆除の対策といたしましては、これまでほうきで掃き集めたり、水を入れたペットボトルを設置して捕獲したり、あるいは殺虫剤を使用するなどの対応をしてきたところです。また、カメムシの発生を防止するため、児童館周囲の草刈りを地域住民の御協力を得ながら職員が定期的に行っているほか、児童館が設置されている神社敷地内の杉の木の下草等の草刈りについては、氏子の方々が適宜実施しております。

しかしながら、カメムシの発生場所である杉の木につきましては、神社の御神木であるため伐採することはできない状況にあります。

このことから、市では今後児童館運営協議会とともに対策を検討し、子どもたちの児童館における良好な遊び場の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 先ほども言いましたけれども、浪岡の児童館は神社の敷地内にあるという環境で、さすがに御神木を切りなさいとは私は言いませんけれども——まあ、これはできない話なので。答弁では、別に新たな対策をとるという答弁ではなくて、注視していきたいような感じなので、この利用している子どもたちのための

答弁の中身には何もなっていないなど私は思いました。

それで、カメムシといえば、大釈迦地域はもうカメムシと共存しているようなもので、私も本当に大変さは身にしみてわかっているんですよ。本当に大量発生をして、どこから入ってくるのか——窓のレールのところから入ってくるのかもしれないけれども、本当に私も大変な思いをしていて、私はなれましたけれども、子どもたちはさすがに怖い。臭いし怖い思いをしていて、すごく気持ちが私はわかります。

この質疑をする発端となったのは、五本松児童館に子どもを通わせている 30 代のお母さんから手紙をいただいて、訴えがありました。私もすぐ現場を見に行きましたけれども、遊戯室の窓が暗くなるぐらいというか、カメムシがいっぱいくっついていて、これならやっぱり中で遊べないなど思いました。だから、なぜいるかといえば、やっぱり杉の木とか松があるところはカメムシが大量に発生しているということがあると思います。それと、殺虫剤も余り効果がないと思いますし、すごく五本松児童館も老朽化して、至るところから入ってくるという状況ですので、なかなか小さな虫を相手に、しかも大量に発生するわけですので、根本的な要因とはいかないまでも、私のような素人考えでは、窓に網を張るだとか、やっぱり何らかの対策をとってほしいと思います。どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 再度の御質疑にお答えいたします。

天内委員からも御紹介がありましたとおり、カメムシはほんのわずかなすき間から入ってまいります。なかなかそれを完全に侵入を防止するというのは、困難だと考えております。

できるだけその侵入を防止するために、例えば窓に網を張るとか、あるいはカメムシはハーブのにおいが嫌いなようでありまして、窓の下にそういうハーブを植栽するとか、あるいはカメムシによく効く殺虫剤がないのか、そのあたりを種々、先ほども申し上げましたとおり、児童館運営協議会の皆さんとともに知恵を出してまいりますと考えております。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 児童館運営協議会の皆さんとも話をしながら、市も管理の責任はありますので、ちゃんと対策をとっていただきたいと思います。

それと、老朽化で五本松児童館もかなり傷んでいまして、子どもたちが安心・安全に遊べる環境かといえば、そうでないと見て思いましたので、地域環境改善事業もありますので、それらを利用しながら床や壁などもリフォームというか、張りかえなどもやっていただければなどと思います。以上で終わります。

次に、農業についてです。

まずは黒星病についてですが、黒星病が発生して猛威を振るってから 3 年目になりましたが、これまで効力があつた薬剤に耐性ができて効力がなくなり、感染の予

防を主体とした防除に転換をしていきました。病原菌は前年の被害落ち葉が雪解けとともに飛んでいって、一次感染となり、胞子の飛散は雨によって引き起こされると。それにより大量の分生子を生じ、このことが二次感染として拡大をしていくものだというのが黒星病の発生原因だと思います。

ですから、市も予算をつけて事業をやっていますけれども、被害葉や被害果を集めて園地外へ持ち出すことや穴を掘って埋めることが感染拡大を防止することにつながるものだと思います。同時に、これまで行ってきた薬剤散布、薬剤防除は当然予防のためにも必要だとも思います。スピードスプレーヤーの速度を遅くしたり、風量を調節したり、往復散布をしたりと薬剤散布の工夫対策も必要になっていきます。

今回、いろいろと調べたり、農家の皆さんからいろいろ学びましたが、黒星病はリンゴだけではなくて、ブドウや梨にも発生するということがわかりました。

その研究をしているところが、富山県の農林水産総合技術センターの果樹研究センターで、梨の黒星病対策として試験的に行っています。

その試験の内容は、発生源となる落ち葉の粉碎や土にすき込むことが有効だと試験で確認しています。乗用型の草刈り機で落ち葉の上を走って数ミリに粉碎をします。そして園地内をロータリーというか、農家の皆さんが大体持っている土を耕す機械、それで落ち葉をすき込むと。3つ目は、両方を組み合わせるという3通りで、秋から翌年の早い春にかけて作業をし、防除効果を確かめたとなっていました。試験結果では、何もしない無処理は16%の発病だったそうですが、粉碎やすき込みをやったのでは、2%から4%に黒星病菌を抑える効果があったというのが富山県の試験でありました。

農家が持っている乗用型草刈り機や土を耕すロータリーで作業ができますので、高齢者とか農家にとってみれば、被害葉や被害果を持ち出すよりは省力的で実用的だということが証明をされたものだと思います。

質疑に入りますが、このような防除方法は耕種的防除と呼ぶそうです。効力のある薬はまだ認可に至っていませんので、市としても農協や県と連携をしながら農家に指導していくべきでないかと思いますが、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員のリンゴ黒星病の耕種的防除についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員から御紹介がありましたように、リンゴ黒星病の被害を被害果の摘み取りや土中への埋め立てなどにより処分する耕種的防除は、園地内の菌密度の低下が図られ、リンゴ黒星病の蔓延防止に直接効果のある防除方法です。

市では、平成28年にリンゴ黒星病が一部地域で発生したことを受け、平成29年度から蔓延防止に向け、さまざまな機会を捉え薬剤の適正散布を呼びかけてまいりました。また、今年度はリンゴ黒星病が多発し、県が18年ぶりに病虫害発生予察情

報注意報を公表したことを受けまして、青森地区におきましては、市主催のリンゴ栽培技術講習会の場を、浪岡地区におきましては、チラシ回覧や防災行政無線を活用し、これまでの薬剤の適正散布に加え、耕種的防除の実施についても呼びかけを行ったところです。さらに、生産者の方々の耕種的防除の取り組みを促進するため、緊急の対策として青森農業協同組合と連携し、被害を受けた果実や葉を市が収集処分するりんご黒星病被害果等焼却処分支援事業を実施いたしました。

このほか県においては、今年度の新たな取り組みとして、去る12月10日に市町村や農業協同組合などを対象とした研修会を開催し、耕種的防除やスピードスプレーヤーによる薬剤散布方法などについての説明を行ったところであり、今後、リンゴ黒星病防除に関する生産現場での優良事例などをまとめた事例集や防除内容等の要点を整理したリーフレットを作成し、共同防除組織やリンゴ生産者に配付していくとのことでした。

市としては、今後ともリンゴ黒星病の蔓延防止に向け、県や青森農業協同組合等の関係団体と連携し、生産者の方々に耕種的防除の実施を呼びかけてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私がここで紹介をしましたが、一番わかっているのは生産者だと思います。農家の皆さんが一番どうすれば黒星病を防いでいけるのかということが一番勉強していると思います。

富山県は農林水産省の事業、革新的技術開発・緊急展開事業というのをやっているというのが今回の一例ですけれども、市としても農協や県ともやっぱり連携をしながら——当然そうなんですけれども、指導に当たってほしいと思います。

それと、昭和40年代に腐らん病という病気がはやったときに、そのときに編み出されたやり方が泥を木に塗るというので、土の治癒力というんですか、生命力を生かした腐らん病の撲滅方法、やっぱりそれも農家から出てきている知恵です。ですから、しっかりと農家の中に入って行って、市も学びながら黒星病の撲滅に向けて頑張してほしいなと思います。

次に、放任園について質疑します。

放任園の対策事業で、今のところ1団体に交付金を交付しています。1団体というのは、共同防除組合に交付をして、地域で協力してやっていこうということだと思います。

あと、浪岡とかでもあと6つの放任園が課題として残されていると思います。周りから見れば放任園なんですけれども、その人にとってみれば何も放任園でないんだと。こういう栽培方法なんだと。そういう人もいると聞いておりまして、市の交渉に当たる担当職員もかなり苦労するのではないかと考えております。

そこで、今回せっかく——黒星病というものがあつたからだと思いますけれども、せっかくの市の単費として284万円がついたわけですので、どうかこの長年の課

題を前進させていきたいなと私も思っております。

そこで、市の担当職員が交渉に当たっていかなければならないと思うんですけれども、その地域に住んでいる生産者、その放任園の園主、またはその園主と仲のいい農家などを巻き込みながら解決に向けてやっぱり頑張っていくべきでないかと思いますが、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

放任状態の園地が周囲の園地に悪影響を及ぼしている状況を踏まえまして、県においては、本年9月に県や市町村が行政代執行により放任園内の樹木を伐採する際の手順等を明確化したリンゴ放任園等対策マニュアルを策定し、病虫害の発生防止につなげることにしたところです。しかしながら、園地及びリンゴ樹については個人の財産であり、たとえ放任状態の園地であったとしても、市としては慎重に対応しなければならないものと考えております。

このことから、市といたしましては、引き続き園地所有者に対して適正管理を呼びかけていくとともに、県や関係団体と連携を密にしながら放任園の解消に向け努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も自分の思いとしては、行政代執行的なやり方を何とかできないものかと思ってきたんですけれども、なかなか個人の財産で口出しもできないという課題、ネックがあると思います。

これは私の提案なんですけれども、放任園の農家の方々は、地域から見れば、あいつは園地を粗末にしてとか、どちらかといえば白い目で見られるのかなど。今まで声を聞いてきて、そう思っていました。あそこのおやじはなあと、そういう感じじゃべっているのも聞いたことがあるんですよ。ですから、先ほども言ったとおり、例えばその地域の親戚だとか仲のいい人を巻き込みながら、防除組合なども巻き込みながら、市が間に入って交渉をして解決に向けていくべきでないかと思えます。

これまでも放任園には取り組んできています。担当課職員はすごく苦労したと聞いているんですけれども、どうしても交渉が難しい場合は、担当課職員に任せずに、そのチームリーダーやそれでもだめなら次長が行って、交渉に当たるべきだと私は思います。どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

放任園の対策といたしましては、担当職員のみならず、あおもり産品支援課全職員、またはそれ以上の職員も含めて対応することについて部内で協議してまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 最後になりますけれども、放任園の問題もそうだし、防風網の設置事業もそうだし、黒星病もそうですけれども、やっぱり常に現場に足を運んで生産者の声から学んで、青森市の農業を維持して行ってほしいと思います。

終わります。

○丸野達夫委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。

私からは2点質疑をさせていただきたいと思います。

最初は、青森操車場跡地の利用計画についてであります。この質疑に入る前に、都市整備部長に1点だけ確認をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたします。

それは、今、青森市が進めているアリーナプロジェクト事業、この事業はセントラルパーク内にある青森市が所有する土地と青森市土地開発公社が所有する土地を利用して、このプロジェクトを進めるということによろしいか、1点確認させていただきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員からの青森操車場跡地についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市では青森市アリーナプロジェクトを進めておりますが、それにつきましては、基本的には市が所有をしている土地、それから並行して青森操車場跡地利用計画について検討しておりますが、それにつきましては、公社の土地、それから県の土地も含めた全体について検討しているというところです。

アリーナをどこに建てるかということにつきましては、それも含めてアリーナプロジェクトの中で有識者会議から御意見を伺いながら検討を進めているものと認識をしております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ちょっと質疑と違うなど。私は1点だけ確認させていただきたいということをお願いしました。

それは、今、市が進めているプロジェクトはセントラルパーク内にある所有地と、それから土地開発公社が所有する土地を利用してこの計画を進めるということによろしいでしょうかという、私は確認をさせていただきたいと思っておりますが、もう一度お願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑のお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、アリーナを青森操車場跡地に整備をするということについて検討しているものであります。

青森操車場跡地には、秋村委員が御指摘の青森市土地開発公社の保有地と市有地がありますので、そういった土地も含めて検討しているものと認識をしております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今、都市整備部長から答弁——というよりも確認をさせていただきましたけれども、それは青森市が所有する土地と土地開発公社が所有する土地を使ってアリーナプロジェクトを進めるということで私は解釈しました。ありがとうございます。

それでは、質疑いたします。

青森操車場跡地利用計画は、青森市アリーナプロジェクト有識者会議からの御意見等を伺いつつ、年度内に原案をまとめて県との協議に入りたいということでありますけれども、その原案についてはおおむねいつごろ示されるのかお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 秋村委員からの青森操車場跡地の利用計画についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市では青森操車場跡地利用計画につきまして、本年5月に設置いたしました青森市アリーナプロジェクト有識者会議からの御意見を伺いつつ、アリーナプロジェクトと並行して検討を進めているところです。

今後は、平成25年3月の青森操車場跡地利用計画審議会からの答申書で示された防災機能を備えた公園としての利用、新駅設置を含む交通結節点としての利用、公共利用の観点から公共的な施設の建設用地としての利用の3点の土地利用の方向性を踏まえ、年度内に青森操車場跡地利用計画の原案をまとめ県との協議に入りたいと考えているところです。

県との協議までの詳細のスケジュールにつきましては、お答えできる状況にはありませんが、検討の進捗に応じて原案の内容についてお示ししてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今の御答弁では、年度内に原案をまとめたいということの御答弁だったかと思えます。

それで、9月議会、それから今回の12月議会でも何人かの議員から、青森操車場跡地の利用計画に対する質問が出されましたけれども、今、都市整備部長が答弁された中と同じように、今答弁できる状態にはない、あるいは今検討中ですというふうな答弁が幾つかあったんですね。

例えば、これは当然といえば当然なんですけれども、この計画の全体費用は、地元紙では大体このくらいだろうというふうにもう出していますけれども、市のほうではまだ出していません。

それから、市土地開発公社が所有する土地、この土地も今のところ何に利用するのかということはまだ明確になっていません。それから、今これからつくろうとしている体育施設は、合浦にあります市民体育館の代替施設だということでもありますけれども、であるならば、今、合浦の市民体育館はI s値0.9です。0.9ですので、今すぐ建てかえしなければならないという条件じゃないと私は認識しているのですが、大体いつごろから代替施設として今の体育施設を使うようになるかと、また、そのときに合浦の市民体育館は使わないということになるけれども、いつになるかということはまだ明確にできる状態じゃないということでもありました。

それからもう1点は、今回、市が所有している土地に体育施設をつくるというふうになると、何とか青い森鉄道の駅をつくりたいものだなと思っているんですけども、私、一般質問でも申し上げましたように、今回つくろうとする駅というのは、野内駅とか筒井駅と違って、少し厳しいなという思いがあります。それはなぜかというと、やっぱり連絡通路が非常に長くなるということがあります。それから維持管理費というのは、野内駅や筒井駅に比べて相当な額になると私は思っている。

そうすると、いつ建設されるかわからない、明確になっていない体育施設でありますけれども、仮に体育施設のほうが先行して駅のほうはおくれるということが想定できます。そのときに、セントラルパークを交通結節点として使うとき、どのようなことを考えられるのかという質問を私はしているんですけども、今のところまだそれは検討中であって明確にできるものではないと言われているんですね。ですから、聞いても、いついつですよというふうに明確に答えられない部分がまだ何点かあるわけですよ。そういう状況の中で、私は原案はつくれないと思うんです。いかがですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。今、秋村委員からさまざま検討事項ということで御指摘をいただいております。そういった検討事項がある中で原案がつかれないのではないかとのお尋ねかと思えます。

いろいろとこれから検討をしていかなければならない事項がさまざまあるということは認識しております。それが全て原案の中で整理をすることなのか、あるいは原案をつくった上で今後検討していく事項なのか、そこはさまざまあるかとは思いますが、そういった御指摘いただいた点も含めて青森操車場跡地利用計画の原案を検討していく中で整理をしてみたいと考えております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたけれども、その中でもやはり原案というのは今年度中につくるということになるんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

現時点で年度内に原案をまとめて県との協議に入りたいということで考えておりますので、それを目指して進めているところです。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

そうなりますと、私が先ほど申し上げましたように、これについては明確にまだ答弁できませんと、まだ検討中ですというものを残したままの形でもって原案づくりをする、そういう方向に進んでいきませんかとは私は思うんです。いかがですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森操車場跡地利用計画の原案の策定に向けて、現在内容について検討しているところでありますので、こういった形で原案に位置づけをしていくのかというところは現時点でお答えできる状況にはないところです。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私の気持ちとすれば、こういう状態の中で原案をつくっていくということは、正直まだつくれないうらうと私は思っているんですが、じゃあ1つだけ聞きます。

市土地開発公社が所有している土地、あの土地の利用計画が明確にならない中で購入というのはありますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。青森市土地開発公社保有地の取得についてであります。

今後、年度内に青森操車場跡地利用計画の原案をまとめて県との協議に入りたいと考えておりますが、その計画の中で利用目的などが定められた土地について取得することになるものと考えております。

利用目的が定められた上で土地を取得することになるということで考えております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、都市整備部長の答弁から、利用目的が定められたときという言い方をされました。これはどうなんですか。仮に定められないというふうな事態が発生したときには、ちょっと無理でしょう。利用目的がないものを購入するということはあり得ませんね。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森市土地開発公社の保有地の取得に当たりましては、利用目的が定められた上で取得することになるということでありますので、年度内に青森操車場跡地利用計画の原案をまとめて県との協議に入りまして、その中で当然青森市土地開発公社の保有地の土地利用についても定めていくということで考えております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ちょっとその辺のところ認識が違うのかなという、正直そういうふうに思っています。これ以上言っても、なかなか私が望むような答弁は出てこないということがはっきりしましたので、いずれにしても、私はこのアーリーナの計画が青森市にとって非常に重要な事業だと思っています。

今の時点で、まだ総額どのくらいになるのかということが明確になっていないと思います。ですから、来年度の当初予算にもまだ盛ることができないわけですね。これは当然そうだと思うんですが、ことしじゅうに原案を作成するんだというときに、これまで9月議会や12月議会において一般質問をしたときに、まだ明確になっていないという回答をいただいた中において、原案でつくっていくわけですから、じゃあこれはいつの時点で議会にその原案が示されるのかということが当然出てきますよね。いかがですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

県との協議までの詳細のスケジュールにつきましてはお答えできる状況にはありませんが、検討の進捗に応じて、原案の内容につきましてはお示ししてまいりたいと考えているところです。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今の答弁はちょっとこれまでの答弁と違うのかなと私は認識したんですが、何としても今年度中に原案をつくらなきゃならないというふうな認識ではなかったのかなと。都市整備部長の最後の答弁を聞いて、そういうふうに私は認識しました。わかりました。以上で青森操車場跡地の利用計画については終わります。ありがとうございました。

次は、小学校の校舎についてお伺いしたいと思います。

先日、小学校に通っている2人の子どもさんの親御さんとちょっとお会いしましてお話を伺うことができたんですが、子どもの数が異常に少ないんですね。よくここまで少なくなったものだなと思ってびっくりしている次第でありますけれども、何とかして子どもをふやしていきたいものだと思っています。

それでは、質疑に入ります。平成に入ってから新設された校舎の数をお伺いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 秋村委員の平成に入ってから新築された校舎の数についての御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校の施設は全部で64校ありまして、そのうち平成に入ってから竣工した校舎の数は、小学校が11校、中学校が8校の合わせて19校となっております。これに旧金浜小学校——現在、金浜分教室として利用しておりますけれども、そちらを加えますと20校ということになります。

なお、現在、小柳小学校の校舎の改築工事を施工中でありますので、これは平成31年3月に竣工する予定となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 その校舎の大きさというのは、教室の数とえばいいんでしょうか、その辺はどういうふうに決定されるんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。校舎の大きさがどのように決まるかということのお尋ねにお答えいたします。

校舎の大きさ——総面積と申しますが、面積につきましては、基本的には児童・生徒の人数に基づいて教室数が決まってくるので、そちらのほうで決まってくるけれども、これは文部科学省のほうの公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目というものがあまして、そちらのほうに校舎の必要面積を算定する式が記載されております。こちらを参考にしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

この校舎の大きさを決めるといえるときに、例えば5年先とか10年先の生徒数を考慮してという項目はないものですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

校舎の大きさを決めるに当たって、複数年先のものを基準にするということがあるかということですが、現在、青森市において校舎を建築する際には、今後の生徒・児童の数を推計しておりまして、そちらに基づいて先ほど申し上げました算式に当てはめて算出しているということでもあります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

市内をよく回って見ますと、校舎だとか室内の運動場の外壁にレリーフを設置している学校があるんですね。これは何のためにこういうことをしているのかと思っているんですけども、今どのくらいあるのかわかりますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

外壁等にレリーフを設置している学校の数というお尋ねですが、現在、小・中学校施設で校舎または屋内運動場の外壁にレリーフを設置している学校数は、小学校において5校ありまして、中学校についてはなかったということです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私から見れば、このレリーフというのは子どもたちのためにどんな役に立つのかと、はっきり言って役に立たないと。これは、こういうものをつけてくれと誰かから要求されてくるんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

レリーフを設置した経緯についての御質疑かと思いますが、実はレリーフについては、近年はつけている学校はありませんで、ここ10年間に竣工した学校についてもありません。ちょっと大分古いことになりまして、最短でも二十数年経過しておりますので、現在、その経緯についてはわからないというのが現状であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私はもう少し数が多いのかなと思っていたんです。ただ、正直これは子どもたちのためになる施設じゃない——施設というより作りじゃないと私は思うんですよね。であるならば、これにどのくらいかかっているのかわかりませんけれども、こういう金を使って教室にクーラーをつけるべきですよ。私は、そっち側に使ったほうが子どもたちのために非常に役に立つということをお伝えして終わります。

○丸野達夫委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 自民・志政会、木戸喜美男でございます。

市営バスについてお伺いいたします。

高齢者や障害者にとっては、日常生活において階段の上りおりが大変と聞きます。バスに乗るときも同様に、今所有しているバスの中の古いバスでありますと、車内に入るのに階段があります。乗るのにつらいときがありますと聞いております。また、車椅子を利用している方にとっても、車椅子の乗降に対応していないと聞きます。それに比べ、比較的新しいバスは階段がないため、高齢者や障害者には優しいバスと言われております。市営バスを利用する方は比較的高齢者が多いと思われませんが、市営バスの車両は高齢者に優しく車椅子に対応したバスであるべきと思います。

そこでお尋ねいたします。市営バスにあるノンステップバス、ワンステップバス、ツーステップバス、それぞれの車両台数をお示してください。また、車椅子に対応している車両台数についてもお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 木戸委員の市営バスの車両台数の内訳についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、現在141台のバスを所有しておりますけれども、その内訳といたしましては、今年度末までに納車され、更新される予定のノンステップバス8台を含めまして、ノンステップバスが45台、ワンステップバスが51台、ツーステップバ

スが45台となっております。

このうち車椅子に対応している車両は、低床バスであるノンステップバス及びワンステップバスの合計96台が対応となっております。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 今、高齢者に優しいノンステップバスが45台、車椅子に対応したノンステップバス及びワンステップバスは96台あるということでした。

古いと言えば語弊があるんですが、今所有しているバスの中での古いということとで解釈していただければありがたいです。その中でツーステップバスが45台あるということなので、なるべく早いうちに市営バスの全車両が高齢者に優しく、また車椅子に対応したバスになってもらいたいと思っております。

今、国では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、共生社会の実現を目指し、より一層のバリアフリー化を目指しているところですので、お願いいたします。

そこでお尋ねいたします。車椅子御利用の方が利用したいバスをどのように検索すればよいのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 木戸委員の利用したいバスの検索ということでの御質疑にお答えいたします。

交通部では、車椅子御利用の方に対しまして、お客様に配布しているポケット時刻表の時刻欄に車椅子マークを記載し、車椅子対応バスの運行が検索できるようにしているほか、お客様から電話などでの問い合わせに対しまして、その旨をお知らせしております。また、車椅子を利用できるバスにつきましては、車体前面上部に車椅子マークを表示しておりまして、事前連絡なしに直接乗車することも可能となっております。

なお、車椅子の御利用に当たりましては、御利用の方が重なることにより乗車できないことがあることや、希望時刻のバスが車椅子に対応していない場合でも、可能であれば対応のバスに変更できることがあることなどから、事前に御連絡いただくことを推奨しているところです。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 決められた車両でなくても、事前に連絡することで車椅子に対応したバスに変更できることもわかりました。また、予算特別委員会1日目の工藤委員への答弁で、車椅子御利用の方がバスに乗車する際の乗務員による乗車サポートの手順や、その時間に約3分程度かかることもわかりました。

実際に利用する段階で、どんなになれた乗務員であっても、どれだけ急いでもある程度の時間が必要となります。ましてや迅速にできないと、乗っている他のお客様にも迷惑がかかりますし、また車椅子利用の方も都合が悪くなるということもあります。その辺を和らげるために何か対策をとられているのかお尋ねします。

市営バスでは、車椅子御利用の方がバスに乗車する場合、他の乗客に対しどのような対応をしているのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車椅子の方がバスに乗車する場合、他の乗客に対してどのような対応をしているのかという御質疑にお答えいたします。

車椅子御利用の方がバスに乗車する際には、乗務員から他のお客様に対しまして、車椅子の利用スペースをあけていただくことや、車椅子の方の乗降に多少の時間を要することにつきまして、適宜車内アナウンスで協力をお願いしているところです。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

市営バスや市民バスは、市民生活の上で大変重要な交通機関だと思います。市民の足として、高齢者や障害者等さまざまな方々が利用されております。

そこでお尋ねいたします。市営バスで、高齢者等への車内安全対策として強化している取り組みについてお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車内の安全対策についての御質疑にお答えいたします。

市営バスでは、乗客の車内での転倒防止対策といたしまして、乗車の際には乗車後お客様が着座したこと、あるいは手すりにつかまっていることをしっかり確認した後に発車しているほか、降車の際には、停車後、ドアが開いてから座席を立ち上がるようお客様に車内アナウンスや掲示ステッカー等で呼びかけております。

また、走行中におきましては、アクセルやブレーキを余裕を持って穏やかに操作するエコドライブ運転を励行するとともに、信号待ちの際にお客様が席を立つことがないかなど、車内状況に注意を払い事故防止に努めているところです。

このような常日ごろの取り組みに加えまして、本年7月には車内事故防止キャンペーンというものを実施しておりますほか、観光客が増加する8月をエコドライブ強化月間としてエコドライブの徹底に努めたところです。

交通部では、今後とも公共交通機関としての責務を果たせるよう安全・安心、快適な輸送サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 どうもありがとうございます。

今聞いたところ、車内事故防止キャンペーン、またエコドライブ強化などに努めて市民の信頼、そして安心して、かつ快適な運行ということで、本当にありがとうございます。これからも市民に愛される交通部、市営バスでありたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。この項は終わります。

次に、交通安全についてお聞きいたします。

2年ほど前から、地元の町会から信号機の取り付けをということでお聞きしてまいりました。

そこでお伺いいたします。都市計画道路3・2・4号石江西田沢線上の交差点における信号機設置要望について、その対応をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 木戸委員の信号機設置要望についての御質疑にお答えいたします。

本件につきましては、平成26年度に石江高間町会及び石神町会から信号機の設置要望をお受けし、現地において交通診断を実施している箇所です。

検討の結果、信号機の必要性が認められたことから、青森警察署が警察本部に対して信号機設置の上申を毎年続けております。

市では、これまで早期設置に向け、青森警察署に進捗状況等を確認しており、本年11月22日には、青森県警察本部交通規制課、青森警察署及び道路管理者である青森市道路維持課が信号機柱の具体的な設置箇所について現地確認を行い、青森警察署より設置に向けた準備を進めているとの回答を得ております。

引き続き当該箇所への信号機の早期設置に向け、青森警察署に働きかけてまいります。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

これまでいろいろ町会を通して検討させていただきました。その中で、最初のころは予算がない、そして信号機取り付けにもお金がかかるということで、大分否定的なお話でございました。きょうのお話を聞くと、準備しているということなので、大変ありがたく、市民の事故防止にはぜひ協力していただきたいと思います。

特にこの交差点は、津軽のほうから来る車両が非常に多く使います。そして、交差点そのものが、あそこはちょっと特異——特異と言っては変だけれども、一方通行の分岐点と交差点が一緒になっていますので、普通の交差点とはちょっと違った交差点なので、特に冬期間、左側の一方通行の分離するV型に分かれるところに雪が張りついてくると、雪の壁ができて左の一方通行から来る車が非常に見えづらい。右折する車が右折の行為をして、交差点の中央に行つて初めて左から来る車に気がつく、そんなこともありますし、また右折の場合、右側のほうに雪の壁があつて、どうしても車両の発見がおくれる、そういうこともありますので、ぜひ一日も早い信号機の設置をお願いして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

残り時間16分ということですので、予定していた質疑全部できないような気がいたします。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、アリーナへの大型バスルートについてお尋ねしたいと思ひます。

青森操車場跡地にアリーナを建てた場合に、利用者などが大型バスで乗り入れる

ことが考えられますけれども、大型バスが通るルートをどのように考えているのかお答えを求めます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 藤原委員からのアリーナへの大型バスの乗り入れルートについてのお尋ねにお答えいたします。

青森操車場跡地につきましては、平成 24 年 4 月に策定いたしました青森操車場跡地利用計画素案をもとに、市民意見募集や市民意識調査などを通じていただいたさまざまな市民意見を踏まえながら、平成 25 年 3 月に青森操車場跡地利用計画審議会から土地利用について答申が提出されたところです。

その中で、土地利用の方向性といたしまして、防災機能を備えた公園としての利用、新駅設置を含む交通結節点としての利用、公共利用の観点から公共的な施設の建設用地としての利用の 3 点が示されております。

そのうち、新駅設置を含む交通結節点としての利用における土地利用の方向性といたしまして、青森操車場跡地地区は、その地域性を生かし、新駅の設置等の交通整備を進め、鉄道からバスへの乗り継ぎや徒歩、自転車利用といった複数の交通機関が連携した交通結節点を目指すこととされておりますことから、本答申を踏まえ、青森操車場跡地利用計画の検討を進めていくこととしておりますが、アリーナにつきましては、現在、青森市アリーナプロジェクト有識者会議からの御意見を伺いつつ、施設の機能や規模等を検討しているところですので、大型バスを含めたアリーナへの交通アクセスにつきましては、施設の機能や規模等の検討結果に応じて今後検討していくこととなるものと考えております。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 市民のある方からの意見もいただいてこの質疑をしているわけですけれども、中心市街地のほうから操車場跡地に大きいバスで入っていこうとすると、観光通りか、あるいは中央大橋を通る道路が最も考えられるルートです。

しかし、観光通りを行った場合に、八甲田大橋をおりてすぐ信号がありますけれども、その信号を右折できるのかどうか。あそこには自動車の右折レーンがないんですよね。普通の場合だとゼブラゾーンがあってちゃんと右折するバスとか自動車がとまる場所があるんですけれども、それが無い。大型バスがあそこで停車すると、後続の自動車がかなりの渋滞を起こすのではないかと。それから、その先の例えばサンワドーのところの信号機も右折レーンはあるんですけれども、その距離が非常に短いので、そこでも後続の自動車が詰まるのではないかと、そして仮にそこを右折できたとしても、あとアリーナに向かうとすれば、あそのみなみ交番のところの信号を右折して真っすぐ北のほうへ走るというルートが考えられますけれども、非常に狭いのではないかと。交差点を曲がれるのか。あるいは中央大橋をおりた場合でも、信号を左に曲がって、おが長のところの信号をヤードのほうに入っていくというルートしかないのではないかと。そうなってくると、本当に大型バスばかりで

なくて、何かのイベントでもあったときに、多数の自動車が集中して大渋滞が起こるのではないかというような心配もされているわけです。まさにおっしゃるとおりではないかと思うわけですね。

ですから、そのことをこれまで操車場跡地にアリーナをつくると言ってきましたけれども、そういう交通事情について、これまで検討した形跡がないのではないかと思いますけれども、そのことについてこれまで検討したことがあるのかどうかだけお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

御質疑いただいた内容につきましては、まさにアリーナの施設の機能や規模等にも関係してくるところかと思っておりますので、まずは施設の機能や規模等の検討をいたしまして、その検討結果に応じて今後検討していくことになるものと考えているところです。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今の道路のあの幹線の実情を考えると、非常に厳しいものがあるのではないかということ指摘することにとどめておきたいと思っております。

次に、除排雪についてお尋ねします。

除排雪について、幹線や補助幹線、あるいは工区などについて、その除雪作業を下請に出している例というのは結構あるのではないかと思います。その下請に出されている幹線や工区での仕上がりが非常によくはないケースもあるのではないかと私は思っていますが、1点お尋ねをしたいと思っております。

下請業者の状況について、どうなっているのか説明してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 藤原委員の除排雪についての下請の業者の状況についての御質疑にお答えいたします。

除排雪業務の下請につきましては、除排雪作業委託契約第9条、「再委託等の制限の条項」におきまして、「受託者は、委託作業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない」としておりまして、この条項に基づきまして、今年度は申請があった23の業者、受託者の60契約におきまして、38者を下請業者として承認しているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 具体的にお聞きをしたいと思っております。

郊外幹線の原別・築木館線、これは原別の中央自動車学校の交差点のところから南へ向かって走る都市計画道路、国道東バイパスの平新田交差点までの道路ですけれども、ここは毎年のように道路がすり鉢状態になって、大型車、トラック同士が

すれ違いできなくなるようなことがよくある除雪の仕上がりになっている、よくない道路です。ことしも12月に入ってようやく雪が降りましたけれども、6日6センチ、7日10センチ、8日25センチ、9日24センチというふうになって、もう10日には積雪が51センチメートルになるという状況になりましたけれども、この時点でもまだ除雪が入っていないのですよ。それで、私の車は軽自動車ですけれども、腹がついて非常に走りにくい状況になっているというような状況です。ここを除雪している業者は、名前はしゃべりませんが、ある下請の業者がここをやっている。除雪作業だけ委託されて下請をやっているということになっているんですけども、この下請にやっているということで、元請に仮に指示を出したとしても、元請から下請に行くまでに時間がかかっているとか、あるいは下請の代金の問題で安くてなかなかいい仕事ができないとか、さまざまそういうふうなことになっているのではないかと思います。ここは、消防の原別分署がことしの7月にあそこで仕事をするようになったわけですがけれども、トラック同士が頭をこうくっつけてしまえばもう消防自動車も救急車も走れない状況になってしまうんですね。

そこで、何とかこの状況を解決していただきたいと思っているんですけども、どのようにお考えかお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

当該路線はバス路線でもあり、また通学路でもありまして、新たに築造した都市計画道路です。また、一緒にさせているところで旧道の比較的幅員が狭いところもあります。それらにつきまして、地区の主要な路線であると認識しておりますことから、パトロールの徹底と地区住民の皆様からの情報提供によりまして道路状況の把握に努めまして、除排雪業者、地域住民との連携のもと、丁寧な除排雪に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ぜひそうしていただきたいのですけれども、本当に都市計画道路ということで、新しくできた立派な道路は立派な道路なんですけれども、道路脇に除雪した場合の雪を堆積しておくスペースが非常に狭い。車道の一番外側の側道と歩道の間というのは、両方とも1メートルもあるかないかぐらいの形になっているんです。そうすると、除雪していったアスファルトは見えるんですけども、除雪されたまま脇に寄せると。答弁にありましたように、その両脇は原別小学校や東中学校にいる子どもたちの通学路になっていますので、小型の歩道用のロータリー車が走って雪を車道とその堆積帯のほうに行くわけですよ。それがじゃけて、少し暖気になってまたしばれたりすると、かたくなってしまおうと。そこに雪が降ると、すぐくすり鉢ができやすくなる状況、そういう形になっていますので、これまでのやり方ではなくて、きょうみたいに雪が降ってなくて暖気になっているときに排雪

してしまうと。そして除雪した雪が置ける場所を確保しておく。そうすると、これから雪が降っても、またそのときは大丈夫というふうな形になると思うんですね。

そういう意味で、そういう仕組みにするべきだと私は思いますけれども、どういふふうにお考えかお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

パトロールを徹底しながら、余りにも渋滞しないような、すり鉢にならないような除排雪に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ここは郊外幹線という形になっていて、住宅地の委託工区のような一冬何ぼというふうな形の契約でありませんで、その都度市の指示が出されて作業に入る路線ということになっていますので、本当に市のほうの指示を、現場を確認してすぐ指示を出して、すぐ仕事をさせるというようなことをぜひやっていただきたいと思います。あそこに消防署もありますけれども、前に浜のほうに消防署があったときには、県道を除雪していった車の寄せ雪が消防署の入り口にどっと置かれていくんですね。署員たちが一生懸命それを片づけているということもありましたが、ことしはそういうことはないと思いますが、そこも含めてしっかりした除雪、交通の渋滞がないように、安全を確保できるように力を注いでいただきたいということをお願いして終わります。

○丸野達夫委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第 150 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 161 号「平成 30 年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第 175 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」の計 13 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおり決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、議案第 150 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 161 号「平成 30 年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第 175 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」の計 13 件についてお諮りいたします。

議案第 150 号から議案第 161 号まで及び議案第 175 号の計 13 件については、原

案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第 150 号、議案第 151 号に異議があります。

○丸野達夫委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第 150 号及び議案第 151 号の計 2 件については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第 150 号及び議案第 151 号の計 2 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、議案第 150 号及び議案第 151 号の計 2 件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 150 号及び議案第 151 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 150 号及び議案第 151 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 25 分閉会